

# 第3期うきは市地域福祉計画・地域福祉活動計画

声・手・心

## つないで人の輪 地域の和



平成30年3月

うきは市・うきは市社会福祉協議会



## ご あ い き つ



うきは市は、地域の助け合いによる福祉（地域福祉）を推進するために、平成20年8月から地域福祉計画を策定しました。また、社会福祉協議会は、地域福祉の具体的な活動・行動計画を示すための地域福祉活動計画を策定しました。

この度、これまでの計画の成果と、これからの課題を整理し、平成30年度から平成34年度までを計画期間とした第3期うきは市地域福祉計画・地域福祉活動計画を策定しました。

本計画は、障がいの有無、年齢や性別、家庭環境や地域などに関係なく社会参加ができ、安心して暮らせる地域社会を目指すものです。

平成29年7月の九州北部豪雨では、地域コミュニティの重要性が再認識され、行政、福祉団体、地域が互いに協働する関係を築くことで、「地域ぐるみの福祉」をより一層推進していかなければなりません。国内では、少子・高齢化や、価値観の多様化、生活困窮、自殺、虐待、孤独死などが社会問題となっています。また、地域でのつながりが希薄化するなかで、こうした問題をさらに深刻にしています。このようななか、うきは市においては様々な生活困難を抱えた住民を社会的に排除しないで社会的に包み込む「誰一人取り残さない」社会の実現を目指して参ります。

こうした地域生活課題を行政、社会福祉協議会、地域で暮らす住民の皆様が、自分自身の問題と捉え、お互いに支え合える地域コミュニティの構築を行うことが喫緊で、且つ重要な課題です。

今後とも、市民の皆様のご理解とご協力を賜りながら、誰もが役割を持ち互いに支え合い、誰も孤立させない、地域共生社会の実現を目指し、福祉の向上に努めてまいりたいと存じます。

終わりに、見直し計画策定にあたりまして熱心にご審議いただきました、うきは市地域福祉計画審議委員、うきは市社会福祉協議会の地域福祉活動計画策定委員の皆様、そして地区座談会や住民意識調査にてご意見を賜りました市民の皆様から感謝を申し上げます。

平成30年3月

うきは市長 **高木 典雄**

## ご あ い さ つ



このうきは市におきましても、人口減少、高齢化、核家族化によって高齢者のみの世帯や高齢者のひとり暮らしが増加し、また近所づきあいの希薄化、家族機能の低下等、社会環境の変化にともなって地域福祉のあり方も大きく変わろうとしています。

このようななか、この度、第3期うきは市地域福祉計画・地域福祉活動計画が策定されました。

この計画は、私達、社会福祉協議会の基本目標でもあります「誰もが幸せに暮らせるまちづくり」を目指したのもでもあり、まさにこれからの時代に相応したものであります。

策定にあたっては、第2期計画の成果と課題を総括するとともに、地区座談会や住民意識調査、また福祉関係団体等、市民の皆様の意向を基に策定委員会において策定されたものであります。

今、私達、社協は、これからますます増えていく高齢者の方々が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるように、医療・介護・介護予防・住まい・生活支援などを包括的に地域で支援する地域包括ケアシステムの構築に、市や自治協議会の皆さんと取り組んでいるところでございますが、国は先般、この地域包括ケアシステムを深化させた地域共生社会の実現を各自治体の努力義務として打ち出しました。

地域共生社会とは、高齢者も障がい者も生活困窮者も全ての人達を包括して地域で支え合い、共に幸せに生きる社会のことです。

また、貧困等による生活課題や教育課題を抱える子どもたちを支援するため「子どもの未来応援地域ネットワーク形成支援事業」（市受託事業）を昨年より実施いたしております。

この事業は、課題を抱える子どもに対し学習機会の確保や学習習慣、生活習慣の定着を図るための「居場所」を提供等し、支援が必要な子どもや親に対し、将来自主・自立に向けた支援を行うものであります。

社会環境の変化に伴うこれからの新しい事業の取り組みにつきましても既存事業とともに、この活動計画に沿って積極的に実践していく所存であります。

計画の策定にあたりまして、ご協力頂きました市民の皆様をはじめ関係者の方々に心から感謝を申し上げます。

平成 30 年 3 月

社会福祉法人 うきは市社会福祉協議会

会長 石井 忠孝

# - 目 次 -

## 第1章 計画策定にあたって

第1節	計画策定の背景・目的	2
第2節	地域福祉とは	4
第3節	計画の位置付け	5
第4節	計画の期間	6
第5節	計画の策定体制	6

## 第2章 うきは市の概況

第1節	人口・世帯の状況	8
第2節	要介護（支援）認定者・障がいのある人の状況	10
第3節	社会資源の状況	13

## 第3章 計画の基本的な考え方

第1節	基本理念	18
第2節	基本目標	18
第3節	取り組みの体系	20

## 第4章 具体的な取り組みと役割分担

基本目標1	人と人がつながるために	22
1	交流・ふれあいを充実しよう	22
2	地域の連携を深めよう	28
基本目標2	安心・安全に暮らしていくために	32
1	支え合える関係を築こう	32
2	安心・安全を支える体制をつくろう	37
基本目標3	適切な福祉サービスを提供・利用できるために	41
1	情報提供・相談支援体制の仕組みをつくろう	41
2	サービス向上の仕組みをつくろう	48
基本目標4	誰もが地域福祉活動に参加できるように	55
1	つながる意識を高めよう	55
2	ボランティア活動を広めよう	59

## 第5章 社会福祉協議会の取り組み（活動計画）

第1節	取り組みの体系	64
第2節	具体的な事業・活動内容	67
第3節	小地域福祉活動の取り組み	78
1	行政区における福祉活動に取り組もう	78
2	地区地域福祉活動に取り組もう	81
3	地区地域福祉活動計画をつくろう	82
第4節	社会福祉協議会の基盤強化の取り組み	83
1	経営基盤を整えよう	83

## 第6章 計画の推進に向けて

第1節	協働による計画の推進	86
1	住民の役割	86
2	福祉サービス事業者及びNPO等の役割	86
3	企業の役割	86
4	社会福祉協議会の役割	86
5	行政の役割	87
第2節	計画の評価・見直し	87

## 資料編

	うきは市地域福祉計画審議会規則	90
	社会福祉法人うきは市社会福祉協議会地域福祉活動計画策定委員会規程	92
	うきは市地域福祉計画審議会委員名簿	94
	うきは市地域福祉活動計画策定委員会委員名簿	95
	計画策定の経過	96
	用語解説	100

### 表記について

本計画において「障害」の文字については、  
固有名詞以外は「障がい」と表記しています。

# 第1章 計画策定にあたって

# 第1章 計画策定にあたって

## 第1節 計画策定の背景・目的

全国的に少子高齢化や、働き手となる若者の都市への流出が進行するなかで、何らかの手助けや支援を必要としている人たちが増えています。価値観や生活様式の多様化などにより、人と人とのつながりが希薄になることによって、社会的に孤立する人の増加という新たな問題も生じています。

そのほか、高齢者や障がいのある人、児童に対する虐待や孤独死の問題、生活困窮者への支援など、多様な地域生活課題が複合化・深刻化しています。また、東日本大震災、熊本地震、平成24年7月及び平成29年7月の九州北部豪雨が発生し、あらためて地域コミュニティの重要性が再認識されており、日頃からのつながりや災害時における要支援者への支援体制の構築が求められています。

うきは市では、住民に介護が必要になっても住み慣れた地域で生涯にわたり自分らしく暮らすことができるよう、医療・介護・介護予防・生活支援・住まいが一体的に提供される仕組みとして「地域包括ケアシステム」の構築を進めています。これまでの支え合いの仕組みや活動を生かし、「お互いさま」の気持ちを地域のなかで具体的な仕組みにしていくという視点で、地域住民や関係機関、団体など多様な主体による「地域づくり」に取り組んでいます。

また、「我が事・丸ごとの地域づくり推進事業」により、地域生活課題を住民が我が事としてとらえ、主体的に解決を図ることができる地域づくりを進めています。そのなかで、行政は住民が抱える困難な課題を丸ごと受け止め、多様な関係機関と包括的に支援を行う必要があります。

そのためには今後、年齢や障がいなどに関わらず全ての人が地域で役割をもち、暮らしと生きがい、地域をともに創る、地域共生社会の実現に努めなければなりません。

うきは市では、平成25年に「第2期うきは市地域福祉計画・地域福祉活動計画」を策定し、市、社会福祉協議会、住民及び地域が協力し、地域住民の福祉課題を暮らしの場である身近な地域での支え合い・助け合いを通じて支援する関係づくり、地域福祉の推進を図ってきましたが、福祉に関するニーズや問題の複雑化、多様化を踏まえ、本計画の見直しを行い、「第3期うきは市地域福祉計画・地域福祉活動計画」を策定することといたしました。



(目的)

(平成 30 年 4 月 1 日 施行)

第 1 条 この法律は、社会福祉を目的とする事業の全分野における共通的基本事項を定め、社会福祉を目的とする他の法律と相まって、福祉サービスの利用者の利益の保護及び地域における社会福祉（以下「地域福祉」という。）の推進を図るとともに、社会福祉事業の公明かつ適正な実施の確保及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図り、もって社会福祉の増進に資することを目的とする。

(地域福祉の推進)

第 4 条 地域住民、社会福祉を目的とする事業を営む者及び社会福祉に関する活動を行う者（以下「地域住民等」という。）は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

2 地域住民等は、地域福祉の推進に当たっては、福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防（要介護状態若しくは要支援状態となることの予防又は要介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止をいう。）、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題（以下「地域生活課題」という。）を把握し、地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関（以下「支援関係機関」という。）との連携等によりその解決を図るよう特に留意するものとする。

(市町村地域福祉計画)

第 107 条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

- (1) 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- (2) 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- (3) 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- (4) 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- (5) 前条第 1 項各号に掲げる事業を実施する場合には、同項各号に掲げる事業に関する事項

## 第2節 地域福祉とは

私たちがともに暮らすこの地域は、少子高齢社会・人口減少が進んでいます。その中で展開されている「福祉」には、介護保険サービス、子育て支援や子どもたちの健全育成、障がいのある人への支援といった実にさまざまな側面があります。それらサービスの提供や支援については、社会福祉制度に基づく行政サービスの一環として実施されるものに加え、地域ボランティアや福祉サービス事業者などの人たちが、その大きな担い手として活躍しています。

私たちにとって、年をとることは誰もが避けられないことであり、また、子育てや事故、病気で手助けを必要とする場合も多々あります。このように考えると、誰もが生活のさまざまな場面で「福祉」に関わって生きていると言えます。

今後、少子高齢化の進行や近所づきあいの減少、景気の動向などが私たちの暮らしに大きな影響を与え、さまざまな課題がさらに増えていくことが予想されます。こうした課題に対し、地域住民や地域ボランティア、福祉サービス事業者などの福祉活動に関わる人たち、そして行政機関などがそれぞれの役割や特性を活かしつつ、地域でともに暮らす人たちがお互いに支え合い・助け合いながら、よりよい方策を見出していこうというのが、地域福祉の考え方です。

### 【地域の役割】

地域生活課題の解決にあたっては、

○地域ごとに内容がさまざまであり、地域の実情に応じた多様な対応が必要

○日常生活に密着したものであり、きめ細かな個別の対応が必要

であることから、全市的に統一した公的な福祉サービスで対応するだけでなく、各地域において、住民が行政との協働・役割分担のもとで、主体的に課題の解決に取り組み、「地域の助け合いによる福祉」で対応することが効果的であると考えられます。

### 地域福祉の考え方

自助とは・・・個人や家族による支え合い・助け合い（自分でできることは自分です）

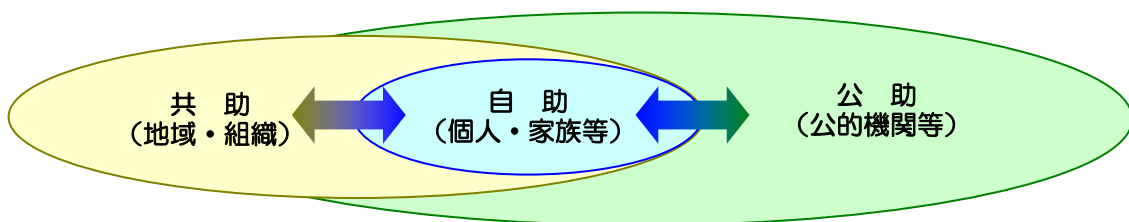
共助とは・・・地域社会における相互扶助

（隣近所や友人、知人とお互いに支え合い、助け合う）

地域活動や地域ボランティア、社会福祉法人などによる支え

（「地域ぐるみ」で福祉活動に参加し、地域全体で支え合い、助け合う）

公助とは・・・公的な制度としての保健・福祉・医療その他の関連する施策に基づくサービス提供（行政でなければできないことは、行政がしっかりとる）



### 第3節 計画の位置付け

本計画は社会福祉法第107条に基づく「市町村地域福祉計画」と、社会福祉協議会が策定する「地域福祉活動計画」を一体的に策定するものです。

#### (1) 地域福祉計画

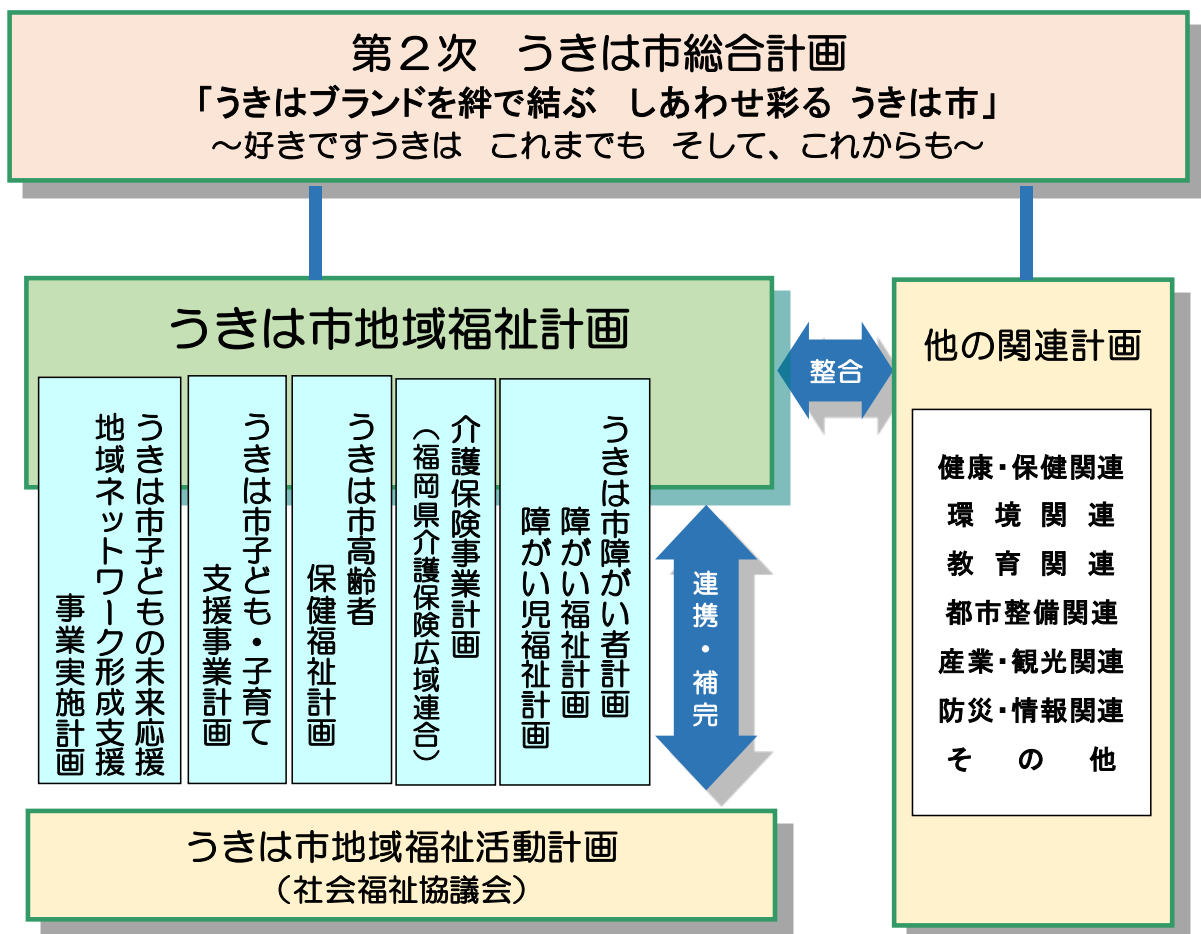
「地域福祉計画」は、うきは市における「地域の助け合いによる福祉（地域福祉）」を推進するために、人と人とのつながりを基本として、「顔の見える関係づくり」、「ともに生きる社会づくり」をめざすための「理念」と「仕組み」をつくる計画です。

高齢者福祉、児童福祉・子育て支援、障がい福祉等、他の福祉分野における行政計画との整合性・連携を図りながら、地域住民主体のまちづくりや幅広い地域住民の参加を基本として、住民の生活全般にわたる福祉向上を図ることを目標とします。

#### (2) 地域福祉活動計画

「地域福祉活動計画」は、「すべての住民」、「地域で福祉活動を行う者」、「福祉事業を営業者」が相互に協力して、地域福祉の推進を目的とする民間の活動・行動計画です。

地域における課題や地域福祉の理念などを共有し、活動の密接な連携を確保します。



## 第4節 計画の期間

本計画の計画期間は、平成 30 年度から平成 34 年度までの5年間とします。

なお、経済、社会、地域の状況が大きく変化した場合には、計画期間途中においても、必要に応じて見直しを行うものとします。

	H25 年度	～	H29 年度	H30 年度	H31 年度	H32 年度	H33 年度	H34 年度	H35 年度	～	H39 年度
第2期	計画期間										
第3期		見直し		計画期間							
第4期							見直し		計画期間		

## 第5節 計画の策定体制

### (1) 審議会、策定委員会の開催

「学識経験者」、「民生委員・児童委員」、「社会福祉事業に関する者」、「地域福祉活動に関する者」などから構成される「うきは市地域福祉計画審議会」「うきは市地域福祉活動計画策定委員会」を開催し、慎重な協議を重ね、本計画を策定いたしました。

### (2) 市民意識調査の実施

うきは市に居住する方 2,000 人を対象に、アンケート調査を実施し、地域福祉についてのご意見を伺い、今後の福祉施策を展開するための基礎資料としました。

### (3) 地区座談会の実施

市内 11 地区において地域福祉に関する取り組みについて評価していただくとともに、評価の理由や改善策等についても広くお聞きし、計画に反映していくことを目的に実施しました。

### (4) 関係団体ヒアリング調査の実施

各種関連の団体・組織などに対しヒアリング調査を実施し、ニーズや現状などの把握を行い計画策定の基礎資料としました。

### (5) 国・県との連携

計画策定にあたっては、国や県の示す考え方や方向性などと適宜、整合性を確保しながら、策定を行いました。

## 第2章 うきは市の概況

## 第2章 うきは市の概況

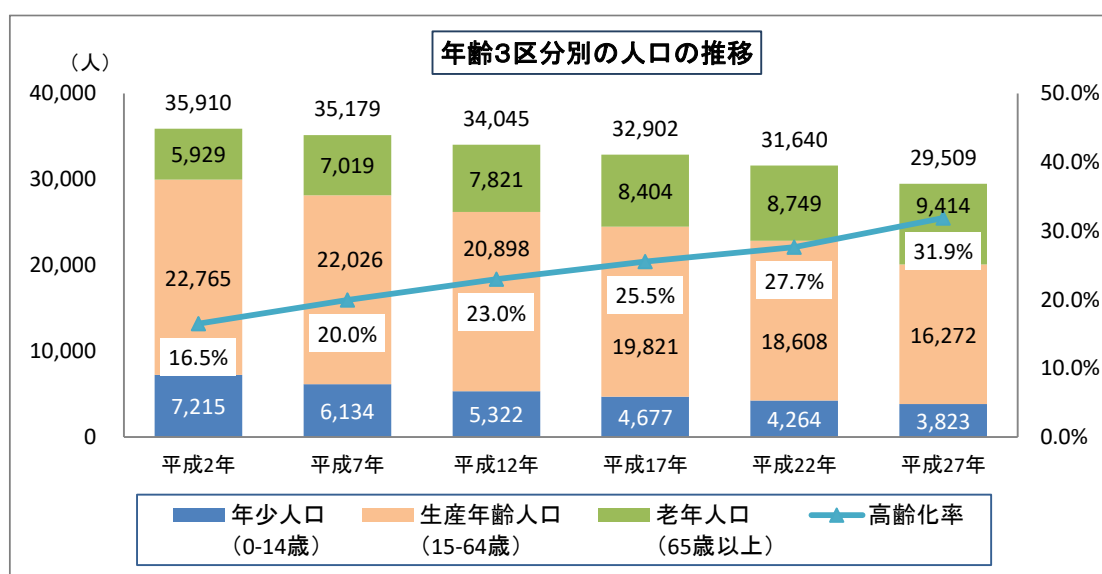
### 第1節 人口・世帯の状況

#### (1) 年齢3区分別人口構成の推移

うきは市の人口は、平成2年の35,910人から平成27年の29,509人と、年々減少傾向で推移しています。

年齢区分人口では、年少人口、生産年齢人口が減少傾向で推移しているのに対し、老年人口は増加を続けており、少子高齢化が進行しています。

これにともない、高齢化率は平成2年の16.5%から、平成27年には31.9%と15.4ポイント増加しています。



資料：国勢調査 合計人口には年齢不詳者を含む

## (2) 世帯構成の推移

総世帯数は、平成7年の9,394世帯から平成22年の10,219世帯まで増加傾向で推移していましたが、その後減少に転じています。

世帯分類ごとにみると、夫婦のみ世帯や一人親世帯などの核家族世帯及び単独世帯が増加傾向にあります。

### 世帯構成の推移

単位：世帯

	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
総世帯数	9,394	9,651	9,892	10,219	9,940
親族世帯	8,118	8,202	8,177	8,091	7,758
核家族世帯	4,525	4,852	5,056	5,332	5,404
夫婦のみ	1,414	1,547	1,696	1,846	1,884
夫婦と子ども	2,442	2,476	2,435	2,484	2,464
男親と子ども	80	109	126	125	156
女親と子ども	589	720	799	877	900
その他の親族世帯	3,593	3,350	3,121	2,759	2,354
非親族世帯	7	15	32	71	54
単独世帯	1,260	1,422	1,671	2,034	2,104
施設等の世帯	9	10	12	21	24

資料：国勢調査

高齢者世帯の推移をみると、65歳以上の高齢者のいる世帯については、平成7年の4,734世帯から平成27年の5,974世帯と20年間で約1,200世帯（26.2%）増加しており、平成27年では全体の60.1%を占めています。

内訳をみると、特にひとり暮らし世帯の増加が顕著で、20年間で約2.0倍となっています。

### 高齢者世帯の推移

単位：世帯

	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
総世帯数	9,394	9,651	9,892	10,219	9,940
65歳以上の高齢者のいる世帯	4,734	5,179	5,486	5,678	5,974
構成比	50.4%	53.7%	55.5%	55.6%	60.1%
ひとり暮らしの世帯	540	699	838	979	1,178
構成比	5.7%	7.2%	8.5%	9.6%	11.9%
高齢者夫婦世帯	680	824	953	1,087	1,227
構成比	7.2%	8.5%	9.6%	10.6%	12.3%
その他の世帯	3,360	3,514	3,656	3,695	3,569
構成比	35.8%	36.4%	37.0%	36.2%	35.9%

資料：国勢調査

## 第2節 要介護（支援）認定者・障がいのある人の状況

### （1）要介護（支援）認定者数の状況

要介護（支援）認定者数の推移をみると、平成24年度以降は、バラつきがみられ各年度ともに1,600人前後となっています。

区分別の増減をみると、要支援2、要介護1の軽度者が増加しています。

要介護(支援)認定者数の推移

単位:人

		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
総数		1,593	1,627	1,636	1,582	1,638
	要介護5	186 11.7%	163 10.0%	154 9.4%	120 7.6%	131 8.0%
	要介護4	246 15.4%	226 13.9%	233 14.2%	231 14.6%	233 14.2%
	要介護3	143 9.0%	209 12.8%	205 12.5%	190 12.0%	173 10.6%
	要介護2	212 13.3%	213 13.1%	214 13.1%	222 14.0%	205 12.5%
	要介護1	332 20.8%	369 22.7%	331 20.2%	358 22.6%	400 24.4%
	要支援2	189 11.9%	176 10.8%	179 10.9%	180 11.4%	201 12.3%
	要支援1	285 17.9%	271 16.7%	320 19.6%	281 17.8%	295 18.0%

資料:福岡県介護保険広域連合(各年度末現在)



## (2) 障害者手帳所持者の状況

### ① 身体障がいのある人の状況

身体障害者手帳所持者数の推移をみると、全体では平成 24 年度の 1,750 人から平成 28 年度の 1,713 人と若干の減少傾向で推移しています。

障がい程度別にみると、1 級と 4 級が多くなっています。

障がい種別に見ると、全ての年度において肢体不自由が最も多く、次いで内部障がいの順となっています。

年代別に見ると、18 歳未満がすべての年度で 20 人弱となっており、18 歳以上は平成 24 年度の 1,733 人から平成 28 年度の 1,696 人と減少しています。

身体障害者手帳所持者数の推移

単位：人

		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	
総 数		1,750	1,746	1,722	1,722	1,713	
障がい程度別	↑ 重 度	1 級	457	458	482	489	514
	2 級	236	240	219	219	228	
	3 級	279	276	266	260	241	
	4 級	460	459	438	437	426	
	↓ 軽 度	5 級	181	178	183	185	179
	6 級	137	135	134	132	125	
障がい種別	視覚障がい	100	95	88	88	81	
	聴覚・平衡機能障がい	131	136	130	140	135	
	音声・言語・ そしゃく機能障がい	13	15	15	16	18	
	肢体不自由	1,083	1,076	1,025	1,027	1,019	
	内部障がい	423	424	464	451	460	
年代別	18 歳未満	17	17	18	18	17	
	18 歳以上	1,733	1,729	1,704	1,704	1,696	

資料：福祉事務所（各年度末現在）

## ② 知的障がいのある人の状況

療育手帳所持者数の推移をみると、平成 24 年度の 271 人から平成 28 年度の 300 人と年々増加傾向で推移しています。

障がい程度別にみると、A（重度）、B（中・軽度）ともに増加傾向で推移し、平成 28 年度では B（中・軽度）の方が多くなっています。

年代別に見ると、18 歳未満は年度ごとの増減はあるものの平成 24 年度、平成 28 年度ともに 50 名弱となっています。18 歳以上は平成 24 年度の 223 人から平成 28 年度の 251 人と増加しています。

療育手帳所持者数の推移

単位：人

		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
総 数		271	266	273	277	300
障がい程度別	A（重度）	138	134	139	141	145
	B（中・軽度）	133	132	134	136	155
年代別	18 歳未満	48	44	45	38	49
	18 歳以上	223	222	228	239	251

資料：福祉事務所（各年度末現在）

## ③ 精神障がいのある人の状況

精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移をみると、平成 24 年度の 129 人から平成 28 年度の 165 人と増加しています。

障がい程度別にみると、全ての年度において、2 級が多くなっています。

（障がいの程度については重度のものから 1 級、2 級並びに 3 級とする）

年代別に見ると、18 歳未満は非常に少なくなっていますが近年若干の増加傾向にあり、平成 28 年度には 5 人となっています。18 歳以上は平成 24 年度の 129 人から平成 28 年度の 160 人と増加しています。

精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移

単位：人

		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
総 数		129	139	191	138	165
障がい程度別	1 級	10	11	16	10	12
	2 級	90	95	138	97	115
	3 級	29	33	37	31	38
年代別	18 歳未満	0	0	1	2	5
	18 歳以上	129	139	190	136	160

資料：福祉事務所（各年度末現在）

### 第3節 社会資源の状況

#### (1) 社会福祉施設等の状況

##### ① 児童福祉分野

施設の種類	箇所数
保育所	9 箇所
地域子育て支援センター	2 箇所
学童保育所	8 箇所

資料:福祉事務所(平成 29 年 11 月 1 日現在)

##### ② 高齢者福祉分野

施設の種類	箇所数
特別養護老人ホーム(介護老人福祉施設)	3 箇所
老人保健施設(介護老人保健施設)	1 箇所
介護療養型医療施設	2 箇所
老人デイサービスセンター(通所介護)	15 箇所
通所リハビリテーション(デイケア)	4 箇所
老人短期入所施設	5 箇所
認知症対応型通所介護	1 箇所
グループホーム	4 箇所
小規模多機能型居宅介護施設	2 箇所
養護老人ホーム	1 箇所
ケアハウス	1 箇所

資料:福祉事務所(平成 29 年 11 月 1 日現在)

##### ③ 障がい福祉分野

施設の種類	箇所数
障がい者支援施設(入所)	1 箇所
障がい者支援施設(通所)	1 箇所
障がい者支援施設(就労移行支援)	1 箇所
障がい者支援施設(就労継続支援 A 型)	4 箇所
障がい者支援施設(就労継続支援 B 型)	5 箇所
障がい児支援施設(放課後等デイサービス)	1 箇所
共同作業所・地域活動支援センター	1 箇所
グループホーム(共同生活援助)	2 箇所
障害者地域支援センター	1 箇所
精神科デイケア実施病院	1 箇所

資料:福祉事務所(平成 29 年 11 月 1 日現在)

## (2) 地域福祉を支える人・組織の状況

### ① 民生委員・児童委員

民生委員・児童委員は、民生委員法に基づき、住民のなかから選ばれ都道府県知事の推薦を受けて厚生労働大臣が委嘱します。任期は3年で、児童福祉法の規定により児童委員を兼務しています。民生委員・児童委員のなかには児童福祉問題を専門に担当する主任児童委員がいます。

主な職務は、以下の通りです。

- 住民の生活状態の把握をし、要支援者の自立への相談・助言・援助を行うこと。
- 要支援者が福祉サービスを適切に利用するために必要な情報提供、その他援助を行うこと。
- 社会福祉事業者または社会福祉活動者と密接に連携し、その事業または活動を支援すること。
- 福祉事務所やその他の関係行政機関の業務に協力すること。

うきは市では 67 人の民生委員・児童委員（うち主任児童委員が4人）が活動しています。

地区名	民生委員・児童委員数 (主任児童委員数)
浮羽地区	35 人(2 人)
吉井地区	32 人(2 人)
総数	67 人(4 人)

資料:福祉事務所(平成 29 年 12 月 1 日現在)

### ② 福祉委員

福祉委員は、各行政区より選出され、うきは市社会福祉協議会長が委嘱します。地域のなかで高齢者、障がいのある人、子育て中の親子等で援助を必要とする本人や家族に対して、相談相手となるとともに、民生委員・児童委員と連携を図りながら、福祉のまちづくりを進めていく地域福祉の推進役です。

また、元気な高齢者だけでなく地域の集まり等に参加できない人や地域との交流があまりない人などにも、地域の公民館などの身近な会場に集まっていただき、閉じこもり防止や介護予防、生きがい健康づくりなどを地域で取り組む「よりあい」の企画・運営を行う役割もあります。

平成 29 年 4 月現在、うきは市では 370 人の福祉委員が活動しています。

### ③ ボランティア団体等

うきは市ボランティアセンターで登録及び把握している団体（グループ）・個人は21団体、登録人数503人となっています。

	団体(グループ)名	会員	活動内容	
うきは市ボランティア連絡協議会加盟団体	浮羽町日本赤十字看護奉仕団 あいの会	103	高齢者(ひとり暮らし・老夫婦)とのふれあい食事会や 手作り弁当の声かけ訪問配布、年末年始声かけ訪 問等を行う	
	声のグループうさぎ	11	視覚障がい者の方に市情報(広報うきは、社協だよ り、市議会だより等)や物語を録音し届ける	
	小修理ボランティア	3	高齢者世帯や障がい者世帯を主として、家屋等の小 修理、庭木の伐採、廃品の搬送を実施	
	ハンディ移送サービスうきは	10	高齢者・障がい者の病院等へ移送サービス(会員制)	
	七施会	20	社協の福祉給食の配食活動、白鳥の家アルミ缶回収 時運転	
	ビューティーボランティア	2	寝たきり高齢者、障がい者を主として訪問美容活動	
	舞踊ボランティア	38	福祉施設への訪問活動、敬老会・盆踊り大会などへ の協力	
	ハッピーかい	22	福祉施設や市内のよりあいでセラピューティックケア の実施	
	朗読ボランティアともしび会	6	視覚障がい者の方に市情報(広報うきは、社協だよ り、市議会だより等)や物語を録音し届ける	
	点筆の会	8	視覚障がい者の方に暮らしに役立つ身近な情報を点 訳し届ける	
	かりん	19	よりあいの昼食づくり、一人暮らし高齢者交流会での 調理協力、福祉施設夏祭り手伝い	
	夕月の会	7	一人暮らし交流会、施設訪問にて銭太鼓等を披露	
	圭柳会	10	福祉施設への訪問活動、敬老会・盆踊り大会などへ の協力	
団体(グループ): 13 団体(会員数: 259 名)				
その他	把握団体	うきは市手話の会	30	聴覚障がい者の社会コミュニケーション支援と通訳者 の養成
		湯の花よかよか会	25	高齢者を対象に健康づくり体操を実施
		うきうき会(健康づくりボラン ティア)	18	公民館等において高齢者を対象に軽い体操を実施
		うきは市食生活改善推進会	60	地域における食生活改善普及の徹底と実践活動
		グループいろり	10	クリスマス時期にサンタクロースに扮し、子どもや高 齢者にプレゼントを配布
		うきは図書館友の会	16	図書館行事の支援ボランティア
		幸せの会クローバー	8	現役在宅介護者の相談相手や、介護教室等のサポー ト
		Blue Ship	10	自然のなかでの実体験をサポート
	個人	運転ボランティア	15	社会福祉協議会の福祉給食の配食活動
		よりあいコーディネーター	37	市内でのよりあいで、健康体操、手遊び、ゲームなど の指導支援
個人登録ボランティア		15	ボランティアセンター個人登録者	
		団体(グループ): 8 団体(会員数: 177 名) 個人: 67 人		
<b>活動者合計</b>		<b>団体: 21 団体(会員数: 436 名)、個人: 67 人</b>		

資料: 社会福祉協議会(平成29年10月現在)

#### ④ NPO法人

ボランティア団体とNPO法人は「自発的かつ継続的に社会貢献活動を行う、営利を目的としない団体」という点においては同じですが、ボランティア団体の多くは法人格を持たない任意団体として活動しています。そのため、団体名での銀行口座の開設、事務所の賃貸、不動産登記などを行うことができません、不都合が生じています。

そこで、特定非営利活動促進法が平成 10 年に施行され、同法による各種条件に該当し、認定手続きを行えば、法人格（NPO法人）を取得できるようになりました。

NPO法人は、公的なサービスでは対応しきれない住民の困りごとなどに支援の手を差し伸べるなど、きめ細かく柔軟な対応が可能のため、民間サービス事業所の一つの形態として、住民の生活に今後ますます浸透していくことが期待されています。

#### ⑤ 地区自治協議会（福祉部門）、福祉会、よりあい

うきは市社会福祉協議会では、地区自治協議会が地域住民の福祉増進等を目的に設置する専門組織である福祉部門の活動を推進しています。地区自治協議会（福祉部門）では①地域の福祉課題を把握する活動、②地域福祉活動計画の策定及び見直し、③小地域福祉活動の推進、④福祉委員研修の共催、⑤住民の福祉意識の向上及び福祉啓発活動、⑥福祉大会の開催、⑦福祉会の組織化と連携、⑧福祉関係機関・団体との連携などの事業を行っています。こうした地区自治協議会（福祉部門）の活動に対し、社会福祉協議会では活動支援、助成を行っています。

また、市および社会福祉協議会では、行政区（含む複数の行政区）を基本として小地区単位に取り組む地域福祉活動組織「福祉会」の設置を推進しています。福祉会では、区民が安心して生活できるように、みんなで話し合いながら福祉活動に取り組んで行くことを目的とし、①声かけ訪問安否確認活動、②よりあい活動、区内の福祉問題の情報交換活動、③福祉の学習活動、④長期入院・入所者への訪問活動などを行っています。

この他、地域住民が主体となって区内の高齢者の「閉じこもり防止」や「要介護予防」、「生きがい健康づくり」などを目的とした、よりあい活動の推進を図るため、社会福祉協議会では、活動助成やよりあいコーディネーターの派遣を行っています。

施設の種類	箇所数
地区自治協議会（福祉部門）	11 箇所
福祉会（か所）	30 箇所
よりあい（行政区）	83 箇所

資料：社会福祉協議会（平成 29 年 3 月末日現在）

## 第3章 計画の基本的な考え方

## 第3章 計画の基本的な考え方

### 第1節 基本理念

基本理念とは、本計画を推進する上で基軸となるものであり、本計画における全ての施策は基本理念の実現に向けた構成となります。

うきは市では、第1期・第2期計画において、障がいのある人もない人も、高齢者も若者も、誰もが等しく家庭や住み慣れた地域で、お互いに尊重し合いながら、ともに生きる「ノーマライゼーション」を実現するためには、すべての住民がともに支え合い、お互いを思いやる心を持つことが大切という認識のもと、地域において人と人とのつながりを築き、お互いの人間関係を深めていくための仕組みをつくることをめざし、『声・手・心 つないで人の輪 地域の和』を基本理念とし、地域福祉の充実を図ってきました。

本計画においても、引き続きこの基本理念の実現に向けた取り組みを推進します。

基本理念

声・手・心 つないで人の輪  
地域の和

### 第2節 基本目標

基本理念である「声・手・心 つないで人の輪 地域の和」の実現に向け、計画期間の5年間で実現すべきこととして、次の4項目を基本目標とし、地域福祉のさらなる推進を図るものとします。

基本目標1

人と人がつながるために

地域で暮らす誰もが、住み慣れた地域のできごとやお互いのことに関心を持ち、支え合いながら充実した暮らしを送れるよう、うきは市の人と人がつながる地域をめざします。

このため、交流の機会・活動の場づくりや参加の壁の排除といったふれあい・交流の場の充実とともに、身近な地域の情報活用や連携体制の構築といった地域におけるつながりづくりに取り組みます。



## 基本目標 2

## 安心・安全に暮らしていくために

障がいの有無や年齢の違いなどにかかわらず、うきは市の住民誰もが安心・安全に暮らしていくことのできる地域をめざします。

このため、地域における見守りネットワークや身近な地域における相談の仕組みといった支え合える関係を築くとともに、防犯体制や災害時・緊急時の支援といった安心・安全を支える体制の充実に取り組みます。

## 基本目標 3

## 適切な福祉サービスを提供・利用できるために

うきは市の住民一人ひとりが豊かな暮らしを送るために、誰もが必要な時に、適切な福祉サービスを提供・利用できる地域をめざします。

このため、情報提供・相談支援体制の仕組みづくりとともに、公的機関や社会福祉協議会をはじめとする社会福祉法人、サービス事業者などによる福祉サービスの充実、権利擁護の充実や苦情解決の推進といったサービスの質の向上に取り組みます。

## 基本目標 4

## 誰もが地域福祉活動に参加できるように

福祉はすべての人に関わる問題であるという認識を深め、住民の地域福祉活動への意欲が実のあるものへと結び付けられるよう、誰もが気軽に地域福祉活動に参加することができる地域をめざします。

このため、福祉教育や人権教育を推進し、福祉に関する広報・啓発などにより、人と人がつながる意識を高めます。また、日常生活や災害時などさまざまな場面でのボランティア活動を推進し、ボランティアの受け手と担い手のつながりの強化に取り組みます。



ボランティアによる声かけ訪問活動



福祉会でのふれあい活動

### 第3節 取り組みの体系

	基本目標	取り組みの柱	取り組み
声・手・心 つないで人の輪 地域の和	基本目標1 人と人がつながる ために	1 交流・ふれあいを 充実しよう	(1) ふれあいの充実 ～もっと寄り合おう～
			(2) 交流の場の確保 ～今ある資源を活用しよう～
			(3) 社会参加の促進 ～壁を取り除こう～
		2 地域の連携を 深めよう	(1) 身近な情報の活用 ～地域の絆で情報共有～
	(2) 地域の連携体制の構築 ～点から面へ～		
	基本目標2 安心・安全に暮らし ていくために	1 支え合える関係 を築こう	(1) 地域の見守りネットワークの構築 ～向う三軒両隣の関係づくり～
			(2) 身近な相談ができる仕組みづくり ～気軽に相談～
		2 安心・安全を 支える体制を つくろう	(1) 防犯体制の整備 ～みんなで守ろう～
			(2) 災害時や緊急時の支援体制の強化 ～備えて安心～
	基本目標3 適切な福祉サービス を提供・利用できる ために	1 情報提供・相談 支援体制の仕組 みをつくろう	(1) 情報提供の充実 ～見て・聞いて・伝えよう～
			(2) 相談支援体制の整備 ～お任せ下さい、相談は～
		2 サービス向上の 仕組みを つくろう	(1) サービスの向上 ～ニーズに応えよう～
			(2) 安心して子育てできるまち ～子は宝～
			(3) 権利擁護の充実 ～権利を守ろう～
			(4) 苦情解決の推進 ～対等な立場で解決しよう～
	(5) 生活困窮者への自立支援の充実 ～安心できる生活へ～		
基本目標4 誰もが地域福祉活動 に参加できるために	1 つながる意識を 高めよう	(1) 福祉教育・人権教育の推進 ～理解を深めよう～	
		(2) 福祉に関する広報・啓発の推進 ～隣近所で勉強会！！～	
	2 ボランティア 活動を広めよう	(1) ボランティア活動の推進 ～みんなで参加しよう～	
		(2) コーディネート機能の強化 ～受け手と担い手をつなげよう～	

## 第4章 具体的な取り組みと役割分担

## 第4章 具体的な取り組みと役割分担

### 基本目標 1

### 人と人がつながるために

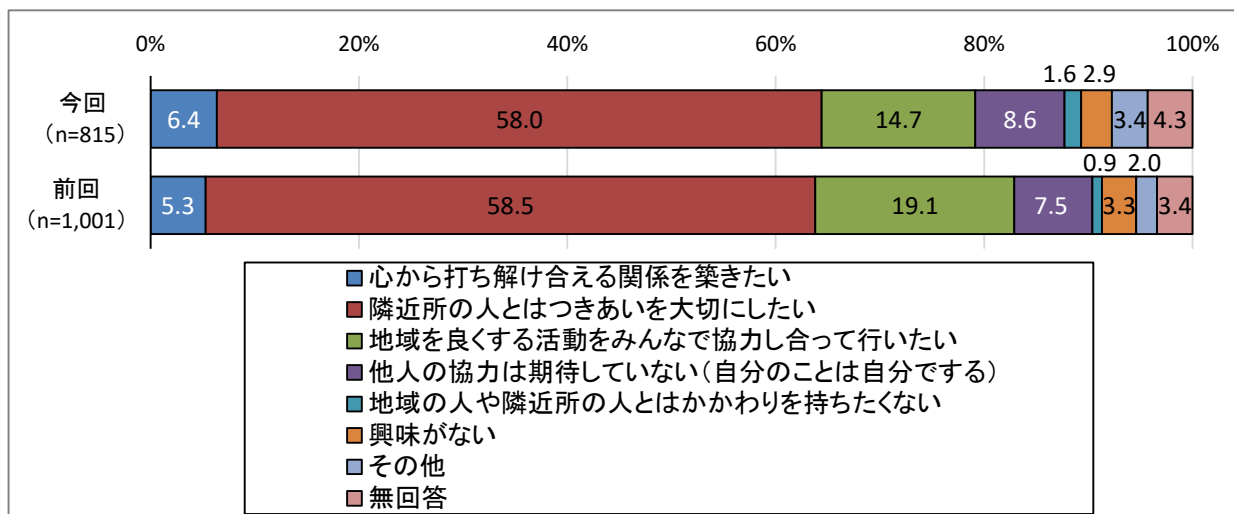
基本目標	取り組みの柱	取り組み
基本目標1 人と人がつながる ために	1 交流・ふれあいを充実しよう	(1) ふれあいの充実 ～もっと寄り合おう～
		(2) 交流の場の確保 ～今ある資源を活用しよう～
		(3) 社会参加の促進 ～壁を取り除こう～
	2 地域の連携を深めよう	(1) 身近な情報の活用 ～地域の絆で情報共有～
		(2) 地域の連携体制の構築 ～点から面へ～

### 1 交流・ふれあいを充実しよう

#### 【現状と課題】

市民意識調査の結果によると、地域における人と人のかかわりについて、「隣近所の人とはつきあいを大切にしたい」が約6割と5年前に実施した前回調査と同様、最も高く、次いで「地域を良くする活動をみんなで協力し合って行いたい」の順となっています。これらは、「他人の協力は期待していない」や「地域の人や隣近所の人とはかかわりを持ちたくない」と考える人を大きく上回っており、隣近所を中心とした住民相互の協力が大切と考える人が依然として多い状況がうかがえます。

#### 【地域での人と人のかかわりについて】



地区座談会では、交流・ふれあいについて、以前と比べて地域行事や地域での集まりが減り、住民同士のふれあいや交流が少なくなったとの課題があがっています。また、“よりあい”をはじめとする、交流・ふれあいの機会を実施しているものの、参加者が限られているようです。“よりあい”では、参加者は高齢者が中心であることから、子どもから高齢者まで楽しめる催しを地区ごとに実施することを望む声もありました。

そのため、区長、分館長、民生委員・児童委員、福祉委員など地域の関係者が連携を図りながら、誰もが身近な地域において、気軽に集まり、交流を深めることができる場や機会の充実を図ることが必要です。

誰もが住み慣れたまちで安心して自立した生活を送っていくためには、社会参加を妨げる障壁をできる限り取り除く必要があります。現在、うきは市では民間のバス路線の廃止を受けて浮羽町域を運行するコミュニティバス（うきはバス）をはじめ、山間部のデマンドタクシーや庁舎間バスを運行しています。しかしながら、地区座談会においては、交通手段の整備を求める声が多くみられました。誰もが気軽に外出できるよう、よりきめ細かに住民のニーズに応えるために見直しに向けた検討も必要です。また、既存の交通手段の上手な使い方、例えば、タクシーの乗合や、企業や医療機関等の送迎の利用、運転ボランティアなど住民同士の助け合いによる移動手段の確保に努めることも必要です。また、公共施設や道路などのバリアフリー化を推進し、年齢や障がいなどの有無にかかわらず、誰もが社会参加しやすい環境づくりに取り組むことが求められます。



ハンディ移送サービス



協議の場での移動についての勉強会



茶摘みを通じた世代間交流



よりあいで世代間交流

## (1) ふれあいの充実 ～ もっと寄り合おう ～

身近な地域において、“よりあい”や“つどいの場”世代間交流など、障がいの有無や年齢の違いなどにかかわらず、誰もが気軽に集い、ふれあいを深めることができる場や機会の充実を図ります。

### 自分や家族ができること

- 日頃から、会話やコミュニケーションの機会を持ち、自らが友だちづくりに心がけます。
- 地域のなかで、積極的にあいさつや声かけを行います。
- 地域の伝統行事や地域活動に自ら積極的に参加するよう心がけます。
- 子どもとともに地域行事に参加するなど、親子でふれあう時間を大切にします。

### 地域のなかで取り組むこと

- 子どもや高齢者、障がいのある人など、誰もが参加しやすいようなきっかけ作りをみんなで考えます。
- “よりあい”に子どもから高齢者まで広く参加を呼びかけ、高齢者同士や子どもとのふれあいなど、世代間交流を進めます。
- 行事・イベントのときなど、隣近所で声かけをし、参加しやすい雰囲気をつくります。
- サークル活動を行うなど、地域活動の充実を図ります。
- 鬼火たきなどの伝統行事や祭りなどを通じて、地域間や世代間の交流を深める行事を充実します。
- 若い世代や転入者と話す機会を充実し、参加しやすい体制や雰囲気をつくりながら、地域への関心を高めます。
- 地区や行政区で行われている行事について、地域全体へ周知し参加を促します。
- 子どもと高齢者とのラジオ体操や、老人クラブ活動において血圧測定や軽い運動を行うなど、健康づくりを取り入れた活動を進めます。

### 社会福祉協議会が取り組むこと

- 各地区における“よりあい”を支援し、その輪を広げていきます。
- 地区自治協議会（福祉部門）への支援及び助成を行います。
- 地区自治協議会（福祉部門）と協力して交流の促進を担う人材を育成します。

### 行政が取り組むこと

- 各地区の催しについて、広報やホームページなどを活用して情報提供に努め、積極的な参加を呼びかけます。
- 地域活動に関する補助制度を全ての地区で実施できるよう周知に努めます。

## (2) 交流の場の確保 ～ 今ある資源を活用しよう ～

地域における活動や交流の拠点として、公共施設などのさまざまな既存資源を有効に活用し、利用を促進します。

また、福祉施設のスペースを利用した新たな交流の拠点整備を検討していきます。

### 自分や家族ができること

- 公共施設を利用するにあたっては、マナーを守って使用します。
- いつでも、どこでも、あらゆる場において、コミュニケーションづくりに努めます。

### 地域のなかで取り組むこと

- 地区コミュニティセンターや運動場、分館などをいつでも誰でも活用できるようにし、維持管理に努めます。
- 誰もが安心して遊べるよう、公園の安全点検や清掃などを行い、維持管理に努めます。
- 地域住民の交流の場として、地区コミュニティセンターや分館における活動を進めます。

### 社会福祉協議会が取り組むこと

- 地域住民の交流の場として、地区コミュニティセンターや分館における活動を支援します。
- 福祉施設の空きスペースを気軽に活用できるよう調整し、情報提供を行います。

### 行政が取り組むこと

- 地域住民の交流の場・活動の場として、総合福祉センターなどの公共施設の利用を促進します。
- 地域住民の交流の場として、地区コミュニティセンターや分館における活動を広く住民に周知します。



地区の公民館を活用したよりあい活動



地域の住民が集う「つどいの場」

### (3) 社会参加の促進 ～ 壁を取り除こう ～

障がいの有無や年齢の違いなどにかかわらず、誰もが積極的に社会参加できるよう、公共施設や道路など地域の環境のバリアフリー化やユニバーサルデザインのまちづくりを推進します。

また、高齢や障がいなどにより移動困難な住民が外出に困ることのないよう、福祉サービスによる移動支援や運転ボランティアなどの充実を図り、社会参加を促進します。

#### 自分や家族ができること

- 家族が送迎するなど移動する際にはお互いに協力し合います。
- 公的な移動支援サービスに関する情報を積極的に入手するよう心がけます。
- 公共交通機関や駐車場を利用する際には、基本的なマナーを守り、高齢者や障がいのある人の利用を妨げません。
- 高齢者、障がい者などすべての人が利用しやすい生活環境づくりを心がけます。(点字ブロックの上や通路に障害物を置かないなど)
- 公共施設や道路について、日常生活で危険や不便を感じる箇所の情報を、地区自治協議会や行政区、社会福祉協議会などを通じ行政に伝えます。

#### 地域のなかで取り組むこと

- 地域で移動が困難な人がどこにいるかを把握します。
- 隣近所や地域の商店等が協力・連携し、買い物支援を行います。
- 敬老会などがある場合は、送迎などについて団体間での連携を図ります。
- 地域や区内で運転ボランティアに積極的に登録し、助け合います。
- 買い物代行サービスや外出支援など、地域でアイデアを出し合うなど、移動手段を検討していきます。
- バリアフリーに対する理解を深めるため、学習会などを開催します。
- バリアフリーの必要な箇所について情報を収集し、行政等に改善を要望していきます。
- 民間の買い物支援サービスの情報を共有します。

#### 社会福祉協議会が取り組むこと

- 運転ボランティアの活動に対する支援及び助成を行います。
- 高齢や障がいなどにより移動支援が必要な人たちに対するサービスや情報の提供の充実を図ります。
- 移動が困難な人のニーズを把握します。
- バリアフリーに対する理解を深めるため、学習会などを開催します。
- 公共施設などのバリアフリー化を、地区自治協議会（福祉部門）とともに行政に要望していきます。



## 行政が取り組むこと

- 高齢や障がいなどにより移動が困難な人のニーズを把握し、支援が必要な人たちに対するサービスや情報提供の充実を図ります。
- コミュニティバスなどの公共交通機関について、地域住民や公共交通事業者等とともに地域公共交通会議の検討を踏まえ、今後も地域にあった公共交通体制を整えます。
- 新たに公共施設を整備する際には、障がいのある人などの意見が反映できるような場を設けるとともに、多機能トイレなど必要性の高いと思われるものから優先的に整備に取り組み、ユニバーサルデザインのまちづくりを進めます。
- 住民の利用頻度が高い場所や、公共性・緊急性の高い場所のバリアフリー化を優先的に推進します。
- 歩道を整備するなど、安全な道路環境の整備に努めます。
- 障がいのある人の雇用の場について、関係機関と連携を図りながら、確保・拡充に努めます。
- うきはバスやデマンドタクシーなどの利用方法について、分かりやすく情報提供します。



移動が困難な方用の送迎車両



公共施設の多機能トイレ



公共交通についての情報提供



うきはバス

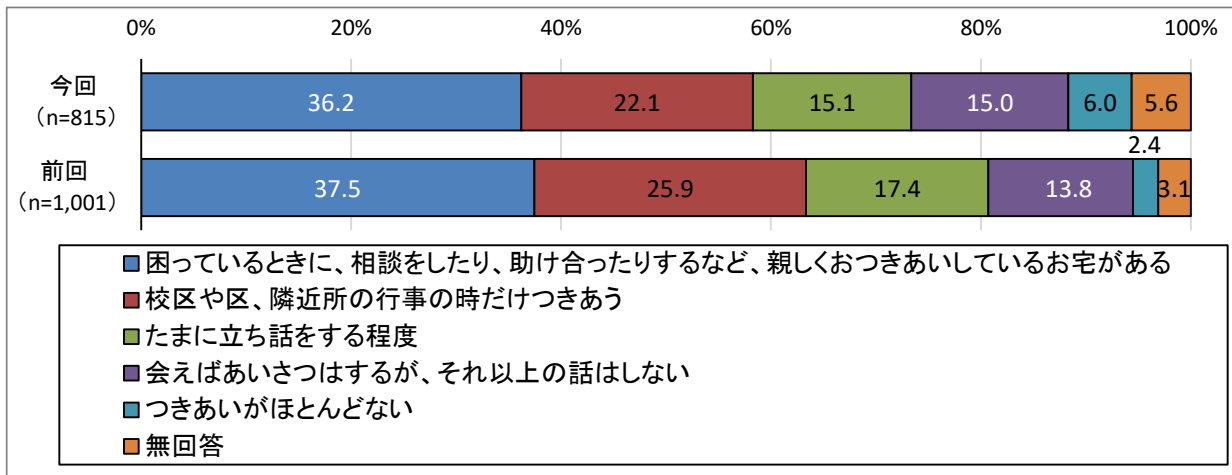
## 2 地域の連携を深めよう

### 【現状と課題】

近所づきあいの状況について、「困っているときに、相談をしたり、助け合ったりするなど、親しくおつきあいしているお宅がある」と答えた人が約4割で最も高く、前回調査と比べるとやや減少しているものの、依然として、親しく近所づきあいをしている人が多い状況がうかがえます。

一方、「付き合いがほとんどない」(6.0%)「会えばあいさつはするが、それ以上の話はしない」(15.0%)を合わせて21.0%となっており、これは、前回調査の16.2%より増加しています。また、年齢が若くなるほど、「会えばあいさつはするが、それ以上の話はしない」の割合が高くなる傾向にあり、若い年齢層を中心に地域とのつながりが希薄化している様子がわかります。

【近所づきあいの状況】

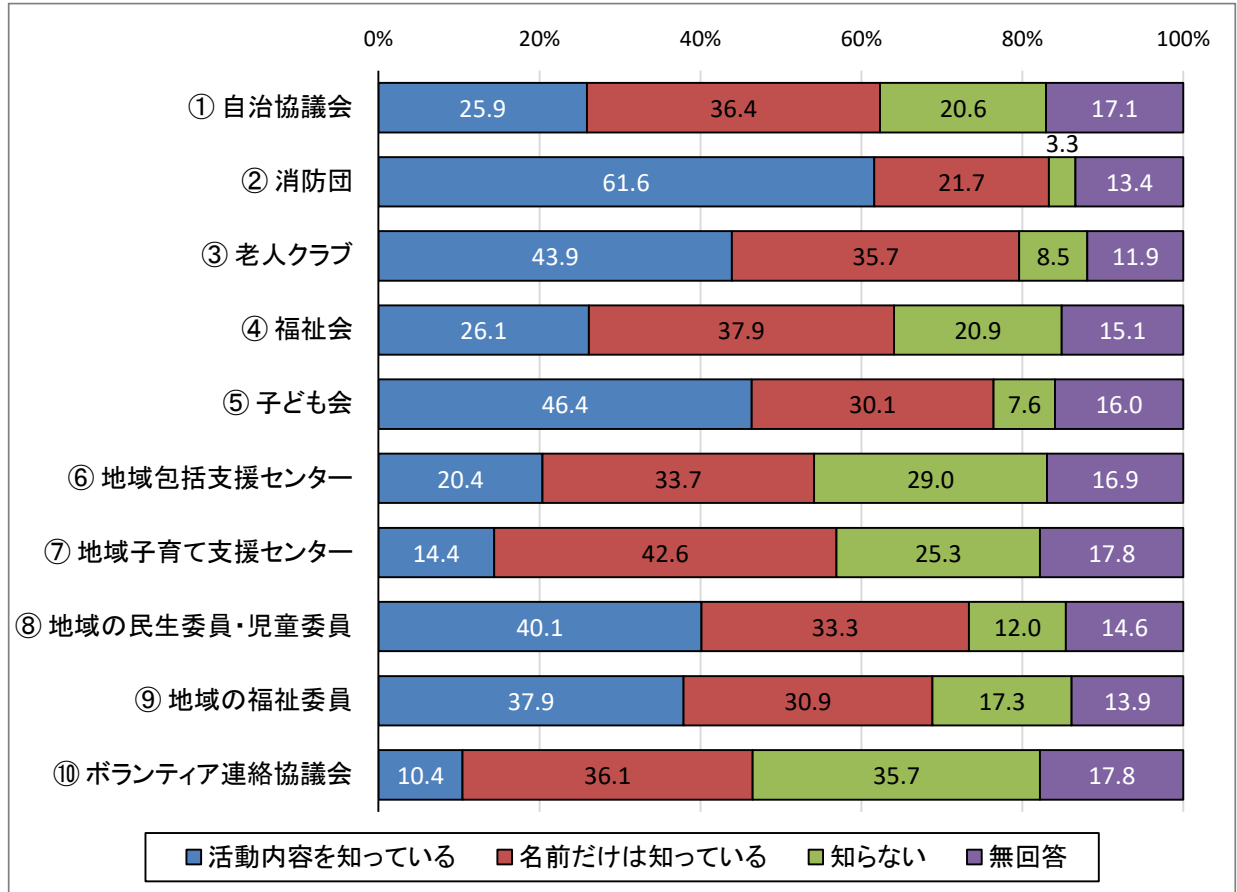


属性	区分	全体	なす、困り、親しくおつきあっている	困り、助け合ったりする	校区や区、隣近所の行事の時だけつきあう	たまに立ち話をする程度	会えばあいさつはするが、それ以上の話はしない	付き合いがほとんどない	無回答
年齢	10歳代	100.0 3	0.0 0	0.0 0	0.0 0	0.0 0	66.7 2	33.3 1	0.0 0
	20歳代	100.0 18	0.0 0	5.6 1	5.6 1	61.1 11	27.8 5	0.0 0	
	30歳代	100.0 59	13.6 8	18.6 11	16.9 10	44.1 26	6.8 4	0.0 0	
	40歳代	100.0 66	16.7 11	28.8 19	15.2 10	33.3 22	6.1 4	0.0 0	
	50歳代	100.0 65	24.6 16	23.1 15	24.6 16	15.4 10	10.8 7	1.5 1	
	60歳代	100.0 216	36.1 78	27.3 59	17.6 38	12.0 26	4.2 9	2.8 6	
	70歳以上	100.0 376	47.9 180	19.4 73	12.5 47	5.9 22	5.1 19	9.3 35	
	無回答	100.0 12	16.7 2	16.7 2	8.3 1	25.0 3	0.0 0	33.3 4	

地域に関連のある組織の認知度については、「消防団」について「活動内容を知っている」と回答した人が約6割で最も高く、次いで「子ども会」、「老人クラブ」となっています。

これに対し、「ボランティア連絡協議会」について「活動内容を知っている」と回答した人は1割程度と非常に低い割合となっています。

【地域に関連のあるいろいろな組織(団体)の認知度】



地区座談会では、地域における情報共有について、若い人や転入者に対して声をかけづらいなど、地域のなかでのさまざまな情報の共有が難しいとの意見がきかれました。災害などが起きたときなどの緊急時にも身近な地域での情報共有は重要なものとなります。このため、地域の活動や交流の機会などを通じて、日頃から情報を伝え、みんなが共有できる体制を整えておくことが必要です。

地域の連携体制については、区未加入者や世代間での交流が難しく、つながりの希薄化がみられるとの意見がきかれました。また、地域や団体において役員を兼任している方も多く、ひとつの行政区だけでは地域活動の実施が難しくなっている状況もあるため、地域間や団体間で協力しながら活動を充実させ、地域の連携体制を整えることが今後も重要です。

## (1) 身近な情報の活用 ～地域の絆で情報共有～

地域の関係機関や団体間の連携を図るとともに、地域の各種活動や交流を通じた情報交換の場や機会を確保し、身近な情報を共有・活用する仕組みを構築します。

### 自分や家族ができること

- 市及び地区の広報やふくしのかわら版、回覧板などには目を通すよう心がけます。
- 回覧板を読んだら、家族のなかで情報を共有します。
- 地域の情報に関心を持ち、地域の理解を深めるよう心がけます。
- ひとり暮らし高齢者などは緊急時の連絡先等について、隣近所に伝えておくよう心がけます。

### 地域のなかで取り組むこと

- 近所づきあいや地区の集まりなど、さまざまな地域活動のなかで、区長や連絡員などにより、身近な地域での福祉情報を共有します。
- 地域の活動や行事を通じて、ひとり暮らしの高齢者などの情報を地域のなかで共有します。

### 社会福祉協議会が取り組むこと

- 各地区のよりあい活動や地域活動、資源について集約するとともに、他地区の状況について情報提供を行います。
- 区長、分館長、民生委員・児童委員、福祉委員などによる福祉小座談会などの情報交換会を行い、身近な地域での福祉情報を共有します。
- 部会や協議の場、アンケート調査等を通して、福祉に関する課題を把握し、その課題解決への方策を検討します。

### 行政が取り組むこと

- 個人情報取り扱いについて、民生委員・児童委員の研修や学習会の充実を図ります。
- 各地区の地域活動について情報提供を行います。
- 関係機関からの情報収集と周知徹底を図ります。
- 社会福祉協議会と連携して福祉小座談会の開催を推進します。



福祉小座談会での地域課題の情報共有



部会での買い物支援に関する情報共有

## (2) 地域の連携体制の構築 ～ 点から面へ ～

地域活動の活性化を図るため、地区自治協議会（福祉部門）を中心とした活動を推進するとともに、住民をはじめ地区や各種団体などが互いに交流・連携を深め、地域のネットワークの構築を図ります。

### 自分や家族ができること

- 地域の連携の大切さを家族で話し合い、地域活動への理解を進めます。

### 地域のなかで取り組むこと

- お互いがお互いを気にかけて、日頃から声を掛け合います。
- 複数の区の子ども会と一緒に活動するなど、地域間の連携を図ります。
- 区長、分館長、民生委員・児童委員、福祉委員などが連携して、福祉活動を推進します。
- 伝統的な行事を他地区と合同で取り組むことで、伝統行事を継承していきます。

### 社会福祉協議会が取り組むこと

- 子育てサークルや子育て支援団体の活動を支援し、活動の充実を図ります。
- 他の地域で取り組んでいる活動を、成功事例として紹介し、活動の充実を図ります。
- “よりあい”に関する手引きを配布するなど、活動に関する情報を提供し、支援します。
- 地域福祉活動を推進する組織として、地区自治協議会（福祉部門）や福祉会の活動を支援します。
- 地区福祉活動計画の策定及び計画の推進を支援します。
- 地区自治協議会（福祉部門）連絡会を開催し、地区間の連携を図ります。
- 地域支え合い推進員を配置し、協議の場の設置推進を図ります。

### 行政が取り組むこと

- 区長、分館長、民生委員・児童委員、福祉委員、地域住民が連携した活動を支援します。
- 地区自治協議会（福祉部門）など、住民が中心となって行う福祉活動へ情報提供並びに情報交換の場の提供などの支援を行います。
- 地域住民や企業、専門職等が参加して、介護予防や生活支援などを検討するための協議の場を設置し、地域ネットワークの構築を図ります。

## 基本目標2

## 安心・安全に暮らしていくために

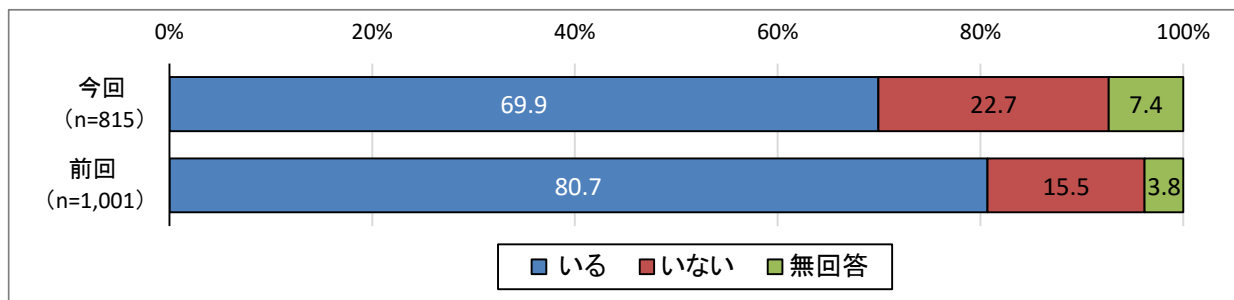
基本目標	取り組みの柱	取り組み
基本目標2 安心・安全に暮らしていくために	1 支え合える関係を築こう	(1) 地域の見守りネットワークの構築 ～向う三軒両隣の関係づくり～
		(2) 身近な相談ができる仕組みづくり ～気軽に相談～
	2 安心・安全を支える体制をつくろう	(1) 防犯体制の整備 ～みんなで守ろう～
		(2) 災害時や緊急時の支援体制の強化 ～備えて安心～

### 1 支え合える関係を築こう

#### 【現状と課題】

暮らしや福祉のことで困っていることや悩みについて、相談相手のいる人が約7割を占めていますが、前回調査と比較すると低くなっています。

#### 【困ったときの相談相手の有無】



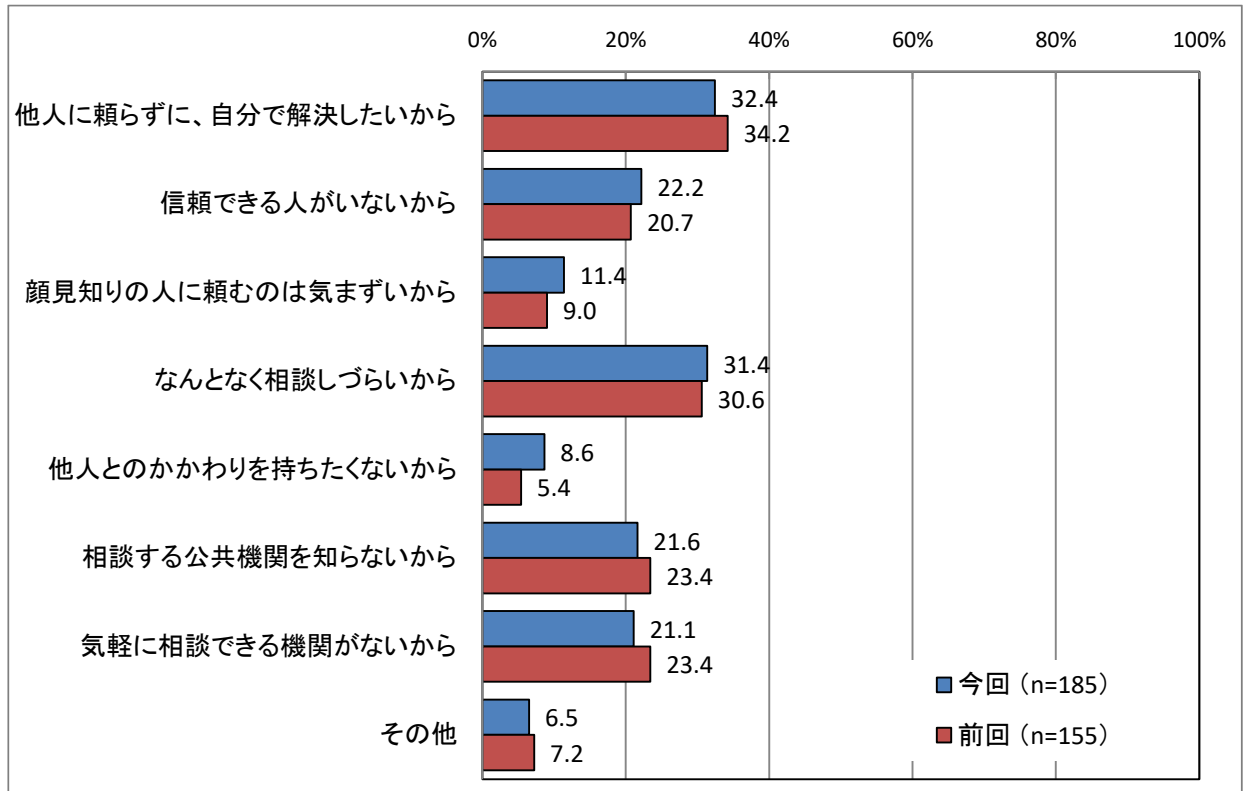
民生委員・児童委員による見守り活動



福祉委員による見守り活動

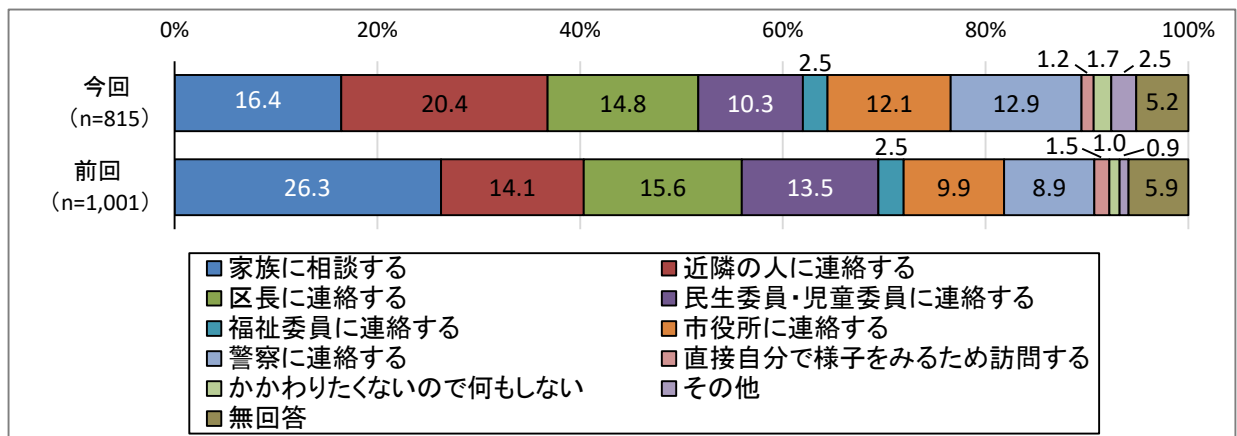
困りごとや悩みを話したり相談したりする人がいない理由として、「他人に頼らずに、自分で解決したいから」と回答した人が3割以上と最も高く、次いで「なんとなく相談しづらいから」となっています。一方、「他人とのかかわりを持ちたくないから」「顔見知りの人に頼むのは気まずいから」と回答した人の割合は低くなっています。

【話したり相談したりする人がいない理由】



高齢者の孤独死や児童虐待のおそれがあることを知ったときの対応について、「近隣の人に連絡する」と答えた人が約2割で最も高くなっており、以下「家族に相談する」、「区長に連絡する」の順となっています。

【孤独死や虐待のおそれがあることを知ったときの対応】



地域の見守りネットワークについて、区長、分館長、民生委員・児童委員、福祉委員並びに地域住民が協力し、ひとり暮らしの方や高齢者への定期的な訪問、安否確認などを行っていますが、地域によって見守り体制に差があるようです。そこで要支援者の把握や見守り活動とともに、地元事業所による日常的な安否確認の協力を得ながら、昔ながらの「向こう三軒両隣」の関係を築くことが求められます。

少子高齢化に加え8050問題など様々な困り事を抱える人が増加しており、地域生活課題を抱える世帯を丸ごと支援していく必要があります。そこで、まずは住民が地域生活課題を把握し、解決を試みることができる環境づくりのため、福祉会の設置推進と機能強化、相談窓口の充実など、地域における相談体制の連携強化が求められます。

## (1) 地域の見守りネットワークの構築 ～ 向う三軒両隣の関係づくり ～

地域において、子育て家族や高齢者、障がいのある人など、悩みや問題を抱えた人が孤立することを防ぐとともに、登下校時の子どもたちの安全の確保に努めるため、地域全体での見守りネットワークを構築します。

### 自分や家族ができること

- 積極的にあいさつや声かけをするなど、普段からコミュニケーションをとります。
- みんながお互いに気づかう気持ちや「ありがとう」の気持ちを持ちます。
- 地域の活動や行事に積極的に参加します。
- 交通マナーを守ります。
- 回覧板を手渡すなど日頃の生活のなかから見守りに繋げていきます。

### 地域のなかで取り組むこと

- 民生委員・児童委員や福祉委員などの連携により、ひとり暮らし高齢者世帯等を定期的に訪問します。
- 支援が必要な人の居場所や危険箇所等を把握するため、地区ごとに福祉マップを作成し、随時見直していきます。
- 福祉委員、地域ボランティアなど、見守りネットワーク活動の支援者を確保します。
- 地域のなかで見守り活動を組織的に進めていくために、見守りネットワークの構築・強化について話し合う場を設けます。
- ごみ出しができない世帯に協力するなど、子育て家族や高齢者、障がいのある人への支援体制に対して、身近な地域での支え合い・助け合いの取り組みを進めます。
- 交通安全や防犯のためシルバー保安官や見守りパトロールの活動を充実し、子どもへの見守り活動を行います。



## 社会福祉協議会が取り組むこと

- 見守り活動のネットワークの構築・強化に向けて関係団体を支援します。
- 地区の福祉マップや支え合いマップの作成や見直しの支援を行います。
- 福祉委員の増員・拡充を図るとともに、役割や機能の強化のための研修を行います。
- 区長、分館長、民生委員・児童委員、福祉委員などとの連携を支援します。
- 福祉会未設置の行政区に対して、福祉会の組織化を推進し、活動の機能強化を図ります。
- 見守りネットワーク活動や活動に携わる民生委員・児童委員、福祉委員などの役割について住民に周知し、活動への理解を求めます。

## 行政が取り組むこと

- 見守り活動のネットワークの強化に向けて関係団体と連携・協働します。
- 地域ごとの特性を活かした見守り活動や見守りネットワーク体制作りを進めます。
- 福祉小座談会の開催を推進し、区長、分館長、民生委員・児童委員、福祉委員の連携を深めます。
- 自転車などの交通マナーやルールについて広報等での周知、学習の場を設けます。
- 見守りネットワーク活動や活動に携わる民生委員・児童委員、福祉委員などの役割について住民に周知し、活動への理解を求めます。
- 社会福祉協議会と連携して福祉会の設置を推進します。



下校中の小学生を見守るシルバー保安官



福祉小座談会での見守り活動の情報共有



福祉マップづくり（福祉問題調査活動）



福祉会での防災についての住民懇談会

## (2) 身近な相談ができる仕組みづくり ～ 気軽に相談 ～

民生委員・児童委員や各種相談員などが地域住民の身近な相談相手になるよう活動の充実を図り、誰もが気軽に相談できる身近な相談窓口の充実を図ります。

また、何かあったら住民同士が気軽に相談できる関係を築きます。

### 自分や家族ができること

- 近所づきあいを大切に、何かあったら相談できる関係を築きます。
- 困っているときには悩みを一人で抱えこまず、地域や関係機関に相談するよう心がけます。

### 地域のなかで取り組むこと

- 相談活動に携わる人は日頃から信頼関係を築き、相談しやすい雰囲気づくりを心がけるなど、地域住民にとって気軽に相談できる存在となるよう努めます。
- 地域のなかで相談活動に携わる人同士の情報交換や意見交換の場を設けるなど、連携を強化する仕組みづくりを進めます。
- 生活上での不安や悩み、困りごとを把握し、専門的な支援の必要性が把握できた場合には、各種相談窓口へ繋がります。
- 市内の社会福祉法人が連携し、相談窓口を設置し、身近な相談ができる仕組みを作ります。

### 社会福祉協議会が取り組むこと

- 相談日や時間、場所を工夫し、誰もが相談しやすい体制を整えます。
- 出張相談・電話相談など、誰もが気軽に相談できる機会を増やします。
- 民生委員・児童委員、各種相談員など、地域のなかで相談活動に携わる人たちへ研修を行い、スキルアップを図ります。
- 生活困窮に係る相談については、民生委員・児童委員と協力し、経済的困窮のみならず幅広い相談に応じ、支援していきます。

### 行政が取り組むこと

- 住民が気軽に相談できる場作りを進めます。
- 誰もが相談支援が必要なときに気軽に相談できるよう、広報や防災無線を活用して相談窓口や相談支援に携わる人たちの周知を図ります。
- 地域のなかで相談活動に携わる人たちに研修への積極的な参加を促し、相談員の質の向上を図ります。
- 出張相談・電話相談など、誰もが気軽に相談できる機会を作ります。

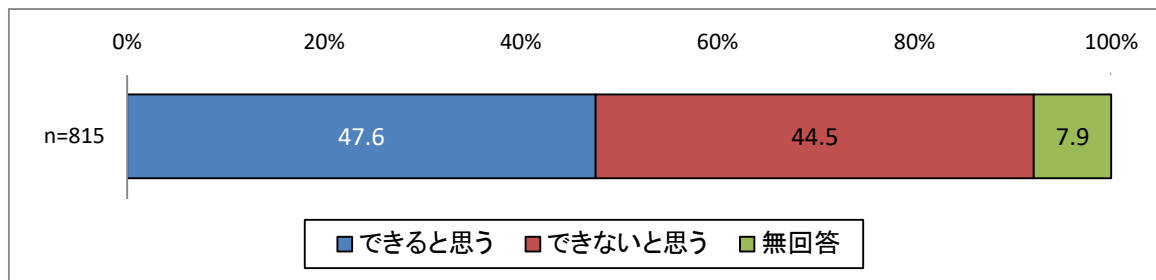
## 2 安心・安全を支える体制をつくろう

### 【現状と課題】

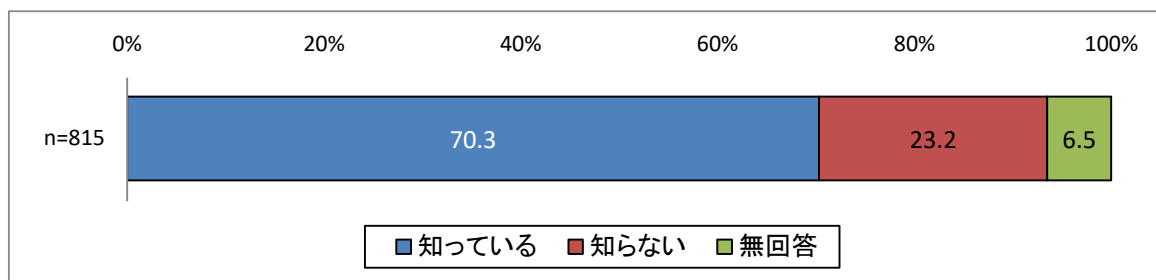
災害時などの適切な避難では、4割以上の方が「できないと思う」と回答しており、災害発生時の地区の避難場所に関しては、2割以上の方が「知らない」と回答しています。

また、福祉に関する取り組みとして、「災害時避難行動要支援者対策の充実」において、重要度が高いものの満足度は低いという結果がみられました。

【災害時などの適切な避難】



【災害発生時の地区の避難場所】



災害時や緊急時の体制については、全戸に配布した総合防災マップで災害時の危険区域や避難所、日頃の備え等について周知しているほか、各地区で防災訓練や防災講習会を開催するなど啓発に取り組んでいます。また、避難時に支援が必要な方の災害時避難行動要支援者名簿を作成したことに伴い、今後は要支援者への支援体制の強化を図ります。

現在、行政区ごとに自主防災組織の結成を進めています。地区座談会では自主防災組織が機能するために訓練が必要との声が多くみられました。引き続き各地区での防災訓練や講習会を実施していきます。

近所付き合いが希薄化するなか犯罪の手口は近年巧妙化しており、犯罪予防に対する意識を住民一人ひとりが持つことが重要です。うきは市では警察署等と連携して注意喚起や啓発を行なっています。また、交通指導員による交通安全に関する活動や、うきは防犯協会と連携し防犯委員による防犯青色パトロールなどの防犯活動を継続して取り組むことで、地域における防犯体制の強化を図ります。

地区座談会では回覧板を渡す時の声掛けで注意を呼びかける事が必要といった声も見られました。地域のなかでのあいさつや声掛けを積極的にすることが犯罪抑止に繋がる場合もあります。

安心・安全を支える体制を作るためには、地域での声掛け、災害や緊急事態を想定して非常食の備蓄や避難経路の確認をするなど、平常時から住民一人ひとりが備えておくことが大切です。

## (1) 防犯体制の整備 ～ みんなで守ろう ～

地域住民が犯罪に巻き込まれないよう、防犯教室の開催や広報による意識啓発を行うとともに、防犯パトロールなどの地域の防犯活動の充実を図ります。

### 自分や家族ができること

- 不審者には注意するよう心がけます。
- 戸締まりなどをしっかりとするよう、お互いに声をかけ合います。
- 訪問販売などについては、まずは相手を確認し、はっきり断るよう心がけます。
- 緊急時に備えて、警察署や交番の電話番号を控えておきます。
- 子ども 110 番の家へ加入します。

### 地域のなかで取り組むこと

- 回覧板や防災無線等で交通安全や防犯についての情報を提供します。
- 学校や PTA などの関係団体や機関において情報交換や意見交換の場を設けるなど、連携して、交通安全や防犯活動に取り組みます。
- 防犯委員、PTA、子ども会、防犯協会などの関係団体が協力して防犯活動を行います。
- 不審者の情報を共有します。

### 社会福祉協議会が取り組むこと

- 悪徳商法等について、“よりあい”などで防犯講習会を実施し、被害に遭わないよう呼びかけます。
- 各種団体と連携し、防犯活動に取り組むとともに、防犯意識の啓発に努めます。

### 行政が取り組むこと

- 住民の交通安全や防犯意識を高めるため、広報紙への掲載や講座を開催するなど、各種の啓発活動を継続します。
- 交通指導員による交通安全活動、啓発活動等を継続して実施します。
- うきは防犯協会と協力して防犯委員による青色パトロール活動を継続して実施します。
- 防災行政無線放送による防犯情報の伝達、防犯意識を高めるための防犯講習会を継続して取り組みます。
- 子ども 110 番の家の加入について継続して呼びかけます。
- 各行政区長に対し、防犯灯設置補助金の周知を行い、防犯意識の向上を図ります。

## (2) 災害時や緊急時の支援体制の強化 ～ 備えて安心 ～

平常時から地域で協力して避難支援体制や連絡体制を整えるとともに、防災などに関する情報を提供し、災害発生時や緊急時の支援体制の強化を図ります。

### 自分や家族ができること

- 防災情報に関するメールの配信やホームページなどを利用するよう心がけます。
- 災害時にはすぐ避難できるよう、防災用品・避難場所・避難経路を確認しておきます。
- 災害時の避難の際、隣近所で声をかけ合います。
- 防災無線を設置します。

### 地域のなかで取り組むこと

- 自主防災組織の設置に努めます。
- 緊急連絡網をつくり、災害時や緊急時に支援し合える体制を築きます。
- 子どもやひとり暮らしの高齢者、障がいのある人など災害時や緊急時の要支援者について把握しておきます。
- 高齢者や障がいのある人を交えて日頃から防災訓練など、地域単位で防災シミュレーション等を行います。
- “火の用心”で地域を回るなど、地域で防災の取り組みを行います。
- 防災のための教室やセミナーを開催し、地域での防災意識を高めます。

### 社会福祉協議会が取り組むこと

- 災害ボランティア等を育成します。
- 地域のなかで子どもやひとり暮らしの高齢者などの災害時や緊急時の要支援者について把握しておきます。
- 行政と連携し、災害時における災害ボランティアセンターの設置・運営に向けた訓練を行います。
- 火災や台風、豪雨により被災された世帯に対し、緊急お見舞いとして寝具等を贈ります。
- 血液製剤の安定的な供給に貢献するため、うきは市より委託を受け、地区自治協議会やライオンズクラブ、関係団体、事業所と協力し、献血運動の推進に取り組みます。

## 行政が取り組むこと

- 自主防災組織を全行政区に設置できるよう継続的に支援し、市民の防災意識を高めます。
- 防災無線未設置世帯へ設置並びに良好な維持管理に努めます。
- 緊急通報システムの制度を周知します。
- 指定避難所などについて周知し、指定避難所にすぐ避難できるような体制を整えます。
- 住民の防災意識を高めるため、関連する広報活動や講座を開催するなど、各種の啓発活動を充実します。
- 指定避難所のトイレ等を高齢者や障がいのある人などが使いやすいように整備します。
- 指定避難所の施設・設備の充実を図ります。
- 総合防災マップを活用し、適切な避難体制を整備します。
- 災害時避難行動要支援者名簿を活用し、支援体制を整えます。
- 防災無線や防災メールまもるくん、緊急速報メールなどを活用し、災害時や緊急時における迅速かつ実効性のある情報伝達手段を検討しながら、情報提供の充実を進めます。
- 災害時の受援計画の策定、各種マニュアルを利用した学習や訓練を実施します。
- 高齢者、障がい者、妊産婦、乳幼児等、一般の避難所生活において何らかの特別な配慮を必要とする人を対象とした福祉避難所の確保に努めます。
- 血液製剤の安定的な供給のため、行政責務として献血運動の推進に取り組みます。
- 協定にそって、災害時に医療機関と連携を図り医療チームの派遣体制を整えます。
- 災害時の物資供給に関する協定を締結し、備蓄物資の充実に努めます。



災害ボランティアセンター設置・運営訓練



実際の災害ボランティアセンター送り出し



自主防災組織の避難訓練



献血バスでの地域献血

基本目標	取り組みの柱	取り組み
基本目標3 適切な福祉サービス を提供・利用できる ために	1 情報提供・相談 支援体制の仕組 みをつくろう	(1) 情報提供の充実 ～見て・聞いて・伝えよう～ (2) 相談支援体制の整備 ～お任せ下さい、相談は～
	2 サービス向上の 仕組みをつくろう	(1) サービスの向上 ～ニーズに応えよう～ (2) 安心して子育てできるまち ～子は宝～ (3) 権利擁護の充実 ～権利を守ろう～ (4) 苦情解決の推進 ～対等な立場で解決しよう～ (5) 生活困窮者への自立支援の充実 ～安心できる生活へ～

## 1 情報提供・相談支援体制の仕組みをつくろう

### 【現状と課題】

福祉制度やサービスを知るために必要と思う取り組みについて、「市役所に相談しやすい窓口をつくる」ことが必要と考える人が4割弱で最も高く、次いで「市の広報誌を充実させる」、「身近な相談所をつくる」ことが必要と考える人が多くなっています。また、年代別で見ると「市や社協のホームページを充実させる」で、年代が若くなるほど割合が高くなる傾向にあることから、若い世代がホームページなどによる情報の提供を望んでいることがわかります。

今後、行政関連機関からの情報提供に関して、「広報うきは」等の広報媒体の内容充実とともに、ホームページなどの充実、情報提供窓口の周知など、地域住民にとって、より利便性の高い方法で情報が入手できるよう、さらにきめ細かい取り組みが期待されます。

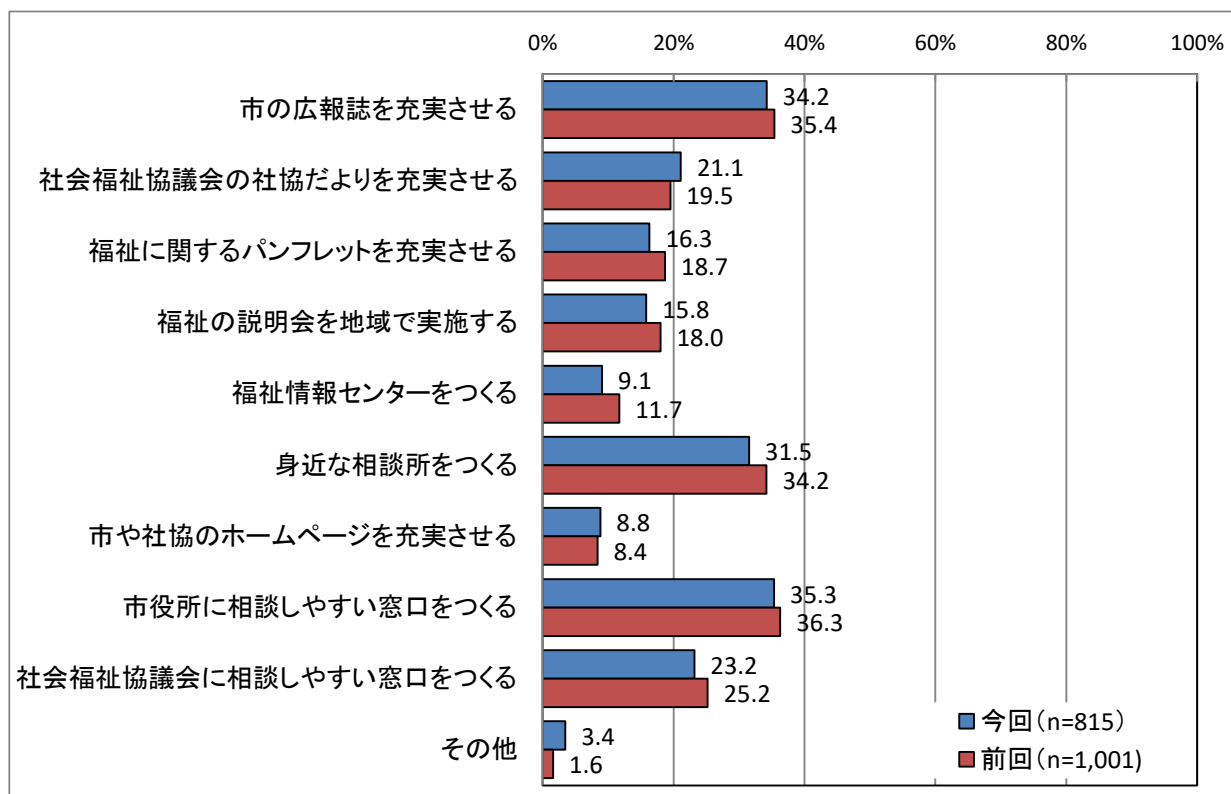


広報うきは



うきは市のホームページ

### 【福祉制度やサービスを知るために必要と思われる取り組み】

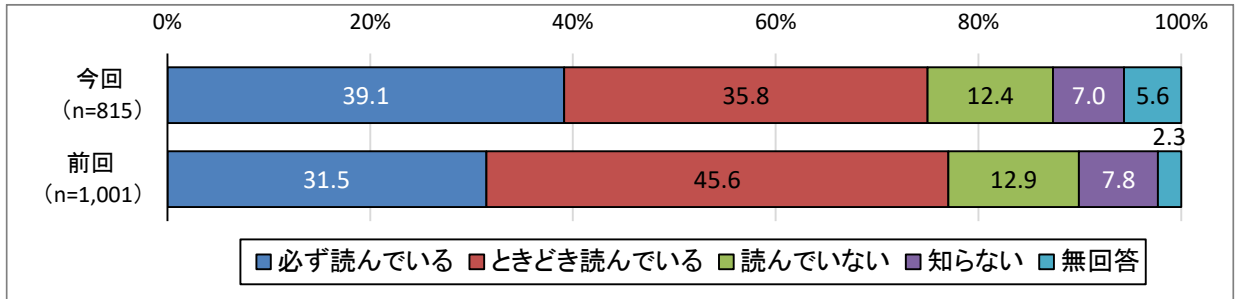


属性	区分	全体	市の広報誌を充実させる	社会福祉協議会の社協だよりを充実させる	福祉に関するパンフレットを充実させる	福祉の説明会を地域で実施する	福祉情報センターをつくる	身近な相談所をつくる	市や社協のホームページを充実させる	市役所に相談しやすい窓口をつくる	社会福祉協議会に相談しやすい窓口をつくる	その他
年齢	10歳代	100.0 3	33.3 1	33.3 1	0.0 0	0.0 0	0.0 0	0.0 0	66.7 2	33.3 1	66.7 2	0.0 0
	20歳代	100.0 18	50.0 9	5.6 1	22.2 4	0.0 0	0.0 0	38.9 7	33.3 6	33.3 6	0.0 0	5.6 1
	30歳代	100.0 59	44.1 26	16.9 10	11.9 7	20.3 12	8.5 5	37.3 22	28.8 17	42.4 25	15.3 9	1.7 1
	40歳代	100.0 66	33.3 22	13.6 9	12.1 8	15.2 10	16.7 11	43.9 29	10.6 7	40.9 27	27.3 18	7.6 5
	50歳代	100.0 65	38.5 25	21.5 14	20.0 13	10.8 7	15.4 10	44.6 29	9.2 6	49.2 32	15.4 10	3.1 2
	60歳代	100.0 216	38.4 83	18.1 39	19.4 42	16.2 35	9.7 21	32.4 70	6.5 14	37.5 81	21.8 47	1.9 4
	70歳以上	100.0 376	28.7 108	25.3 95	15.2 57	17.0 64	7.2 27	26.1 98	4.8 18	30.1 113	26.9 101	3.5 13
	無回答	100.0 12	41.7 5	25.0 3	16.7 2	8.3 1	0.0 0	16.7 2	16.7 2	25.0 3	16.7 2	16.7 2



社協だより「ふくしのかわら版」を読んでいるかについて、「必ず」または「ときどき」読んでいる人は約8割となっており、「必ず読んでいる」人は前回調査より増加しています。一方、「読んでいない」または「知らない」人は、2割程度となっています。

**【社協だより「ふくしのかわら版」を読んでいる状況】**



身近な相談相手である民生委員・児童委員



身近な相談先である子育て支援センター



市内全戸に配布されている社協だより

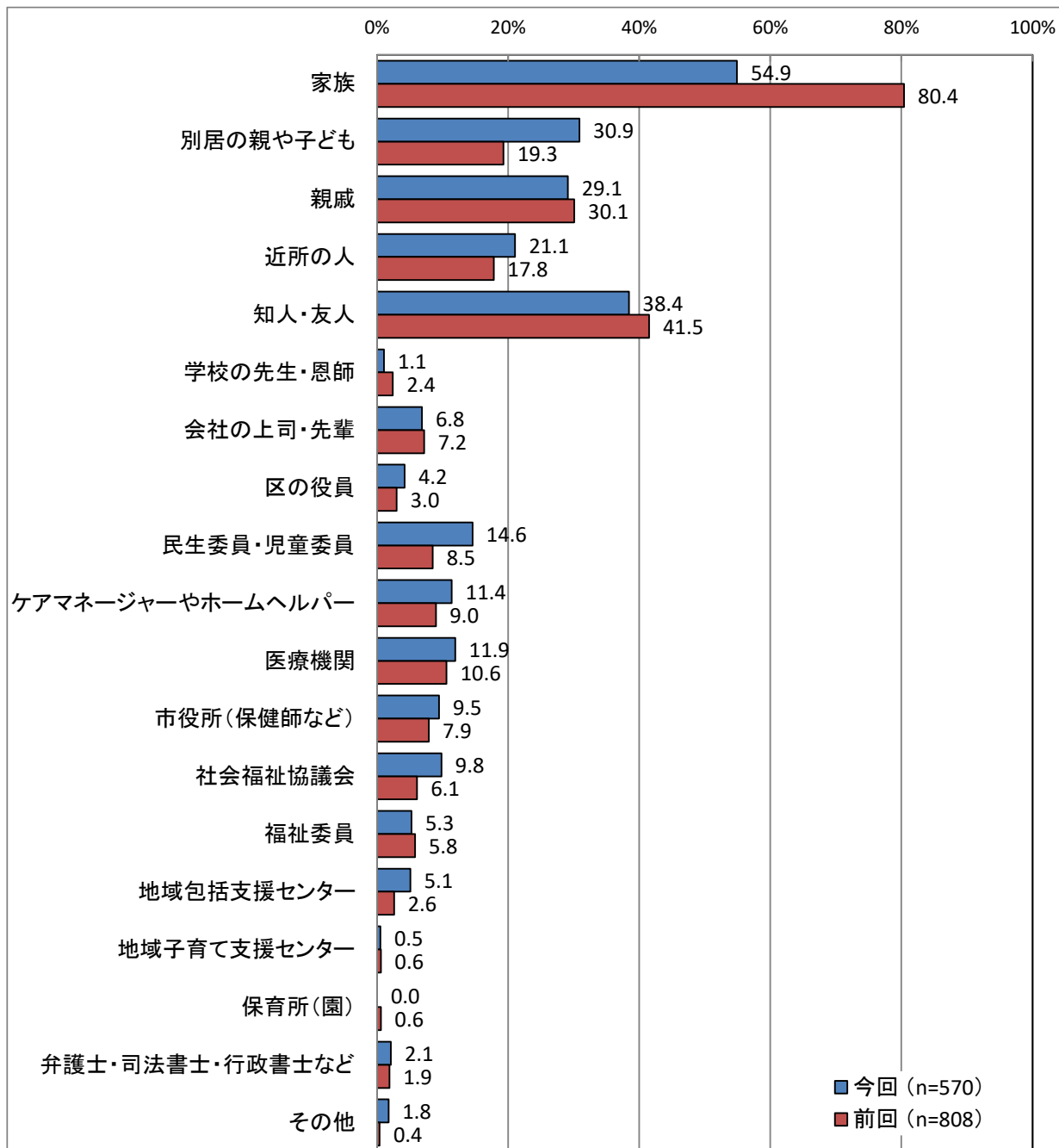


総合福祉センターの相談室

暮らしや福祉のことで困っていることや悩みの相談相手については、「家族」が半数以上を占めて最も高く、次いで「知人・友人」が約4割と続き、家族や友人・知人に相談する人が多い状況がうかがえます。

一方、「市役所（保健師など）」、「社会福祉協議会」、「地域包括支援センター」、「福祉委員」などの専門性のある機関や人を相談相手としている人は、それぞれ1割以下と低い割合になっています。

【困ったときの相談相手】



関係団体ヒアリング調査の結果では、日常生活に関する身近な相談窓口の整備を望む声が多く見られました。座談会では、誰に、どこに、どういった相談をすればよいかわからないという声も見られました。特に、介護保険制度や障害福祉サービス、医療費の仕組みなどの制度が複雑化し、各種サービスが多様化する中では、情報を必要とする人に、わかりやすく、適切な情報を伝える仕組みづくりが必要です。また、高齢者や障がいのある人は自分から情報を得ることが難しいことから、情報の受け手や一人ひとりの状態に配慮した手段で情報を提供することが求められています。

一方で、相談窓口が多部署にわたる場合や、全く別の機関に繋がなければならないこともあり、相談者の気分を損なう可能性があります。このため、さまざまな問題が適切に対応されるよう、相談窓口の広報・周知を強化する必要があります。地域においても、回覧板を渡す機会などを活用し、近所の人などと情報交換することが大切です。

また、困ったときに気軽に何でも丸ごと相談できる体制を、行政において整備することが必要です。



うきは市のまちづくり出前講座



うきは市障害者地域資源ガイド



障害者地域支援センター「ほっとスペースうきは」



不登校・ひきこもり相談室兼交流室

## (1) 情報提供の充実 ～見て・聞いて・伝えよう～

身近な場所や機会を利用して、福祉サービスを必要とする人が必要な情報をいつでも得られるような仕組みづくりを推進します。

また、情報の入手が困難な人へのきめ細かい配慮など、わかりやすい情報を提供するための工夫と充実を図ります。

### 自分や家族ができること

- 広報紙を読むよう心がけます。
- どのような情報を必要としているのかというニーズを積極的に発信します。

### 地域のなかで取り組むこと

- 回覧板を活用し、必要な情報を伝達します。
- 地域福祉に関わる問題について情報交換や意見交換ができる場を設けます。

### 社会福祉協議会が取り組むこと

- 小地域の座談会において説明会を定期的を開催し、福祉サービスや福祉活動に関する情報提供を行います。
- ふくしのかかわら版やホームページ、パンフレットの文字を大きくし、わかりやすい文章にするなど工夫をし、わかりやすい情報提供に努めます。
- ふくしのかかわら版などを活用し、社会福祉協議会の活動を周知し、福祉サービスの情報を提供します。
- ふくしのかかわら版に身近な事例を載せるなど、内容の充実を図ります。
- うきは市障害者地域資源ガイドの見直しを定期的に行います。

### 行政が取り組むこと

- 高齢者や障がいのある人向けに文字を大きくしたり、フリガナをつけたり、点訳・音訳するなど、情報の受け手の特性に合わせた福祉サービス情報を継続して提供します。
- サービスの内容や利用の手続きの情報をまとめた冊子を活用して情報提供に努めます。
- 子育てに関する情報を記載した「子育てガイドブック」を新たな情報をもとに更新します。
- 見やすく、わかりやすい広報の作成に努めます。
- 出前講座などを活用し、福祉サービスや制度についてわかりやすく説明するなど、情報提供の充実を図ります。

## (2) 相談支援体制の整備 ～ お任せ下さい、相談は ～

相談支援に関わる各種支援センターなどの専門機関の充実を図るとともに、関係機関との連携を図り、不安や悩みを抱える人のさまざまなニーズに適切に対応できる相談窓口の充実を図ります。

### 自分や家族ができること

- 不安や悩みがある場合には、積極的に相談窓口（電話相談等）を利用するよう心がけます。
- 広報やホームページ等を利用して、各種相談窓口に関する知識を身に付けます。

### 地域のなかで取り組むこと

- 地域のなかで何か困りごとなどを発見した場合は、関係機関や相談窓口につながります。

### 社会福祉協議会が取り組むこと

- 各種相談窓口の周知を図ります。
- 障害者地域支援センター「ほっとスペースうきは」を拠点として、障がいのある人のさまざまな相談に応じ、地域での生活を支援します。
- 相談支援機関の連携を強化し、情報共有を図りながら問題解決の向上を進めます。
- 各種関係機関や団体と連絡協議会などを組織し、情報交換や連携強化の場としての充実を図っていきます。
- 不登校やひきこもりに関する相談室兼交流室を拠点として、支援します。

### 行政が取り組むこと

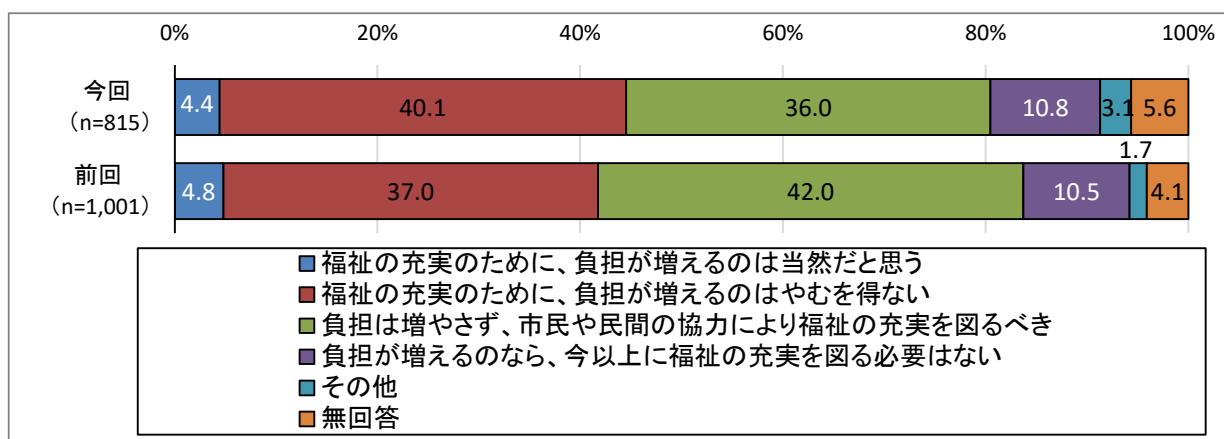
- 相談支援の利便性を図るため、電話による相談を充実します。
- 困ったときに気軽に何でも相談できる、包括的な相談窓口の整備を図ります。
- 地域のなかで相談活動に携わる民生委員・児童委員の研修を行い、相談員としての知識の向上を図ります。
- 誰もが住み慣れた地域で、生涯にわたり安心して過ごせるよう支援する地域包括支援センターなどの機能充実を図ります。
- 地域子育て支援センターや家庭児童相談員などによる、子育てに関する相談の充実を図ります。
- 相談窓口を担当する職員の知識向上のため、研修の機会を充実します。
- 不登校やひきこもりに関する相談支援体制の周知・充実を図ります。
- 自殺予防の啓発と自殺予防相談窓口への取り次ぎを行います。

## 2 サービス向上の仕組みをつくろう

### 【現状と課題】

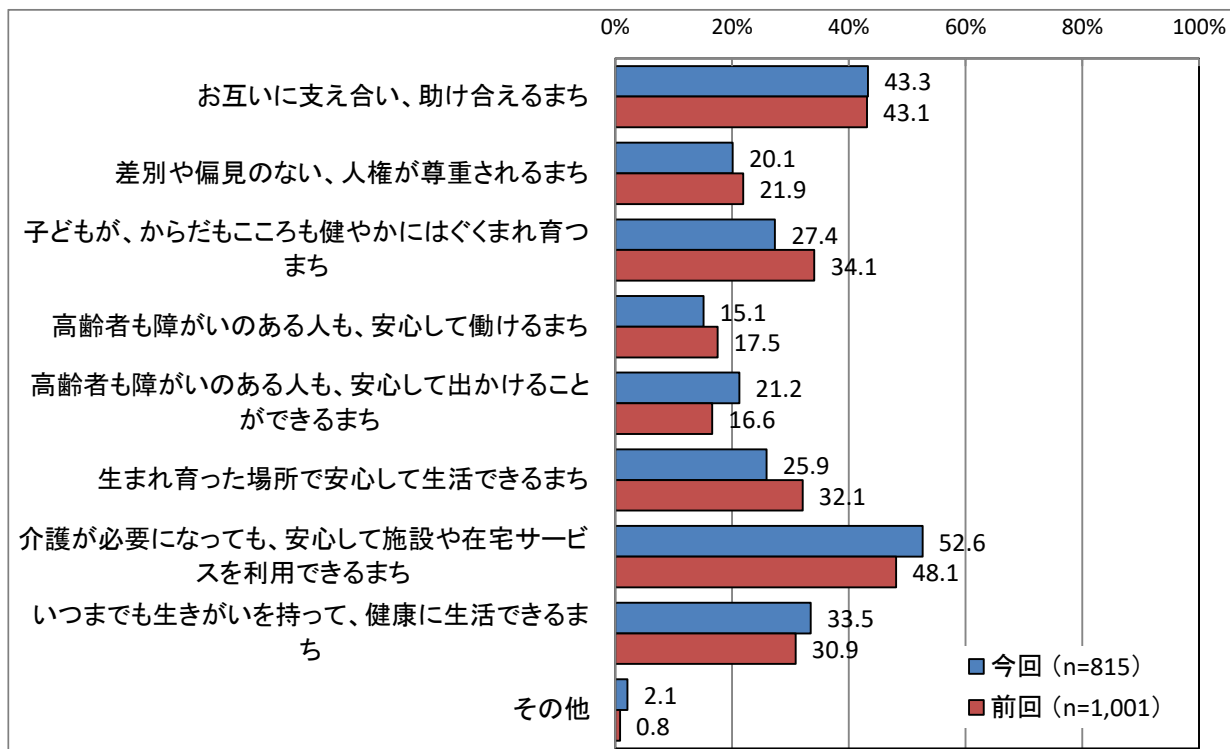
福祉を充実させていく際の負担のあり方について、「福祉の充実のための負担増加はやむを得ない」と考えている人が4割以上で最も高く、次いで「市民や民間の協力による福祉の充実」を望む人3割強となっています。

【福祉を充実させていく際の負担のあり方】



うきは市をどのような福祉のまちにしたいかについて、「介護が必要になっても、安心して施設や在宅サービスを利用できるまち」と考える人が半数以上と最も高く、次いで「お互いに支え合い、助け合えるまち」と考えている人が4割以上となっています。

【うきは市をどのような福祉のまちにしたいか】



住民が安心して暮らすことができる福祉のまちづくりを進めるためには、福祉サービスの充実が欠かせないものとなっています。しかしながら、地域のなかには、サービスを利用したいと思っても、十分なサービスを受けることができない人がいたり、身近に専門的なサービスが不足しているといった状況がみられます。身近な地域で、さまざまな生活課題に対応したきめ細やかな福祉サービスを利用できる体制を整えることが必要です。そのため、NPO や施設・事業者、社会福祉協議会などの保健・医療・福祉に関わるさまざまなサービス提供者が、それぞれの特性を活かしながら事業を展開し、サービスの質の向上を図ることが必要です。また、生活環境や地域社会の変化とともに、サービスに対するニーズも多様化しているため、一人ひとりのニーズを把握し、ニーズに応じた内容や方法によりサービスを提供することが求められます。

地区座談会では、権利擁護について、制度の周知不足や内容が複雑でわかりにくいなどの意見があがっています。住民一人ひとりの権利を守るためには、守秘義務やプライバシーの保護などについて、住民の意識を高めるとともに、関係機関と連携を図りながら地域全体で虐待の未然防止に取り組む必要があります。また、平成28年に施行された「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」をうけて、うきは市では職員対応要領を作成し、障がいがあることで不当な扱いを受けることのないよう研修を実施し、広報やパンフレットを活用して啓発を図っています。さらに、認知症の高齢者や障がいのある人のなかには、判断能力が不十分なために財産の管理や日常生活で生じる契約などの行為を行うときに、判断が難しく不利益を被る人もいるため、成年後見や福祉サービス利用援助などの権利擁護事業に関して適切に情報を提供しておくことも重要です。

苦情解決については、苦情相談窓口を知らず、それらが積極的に活用されていない状況がうかがえます。サービスの利用において、対等な立場で苦情や要望等を自由に言える環境を整備するとともに、相談窓口の周知に努め、苦情を適切に解決する仕組みをつくる必要があります。

また、近年、社会経済環境の変化に伴い、生活困窮に至るリスクの高い人々や生産年齢層を含む生活保護受給者が増大しており、生活を重層的に支えるセーフティネットの構築が必要となっています。こうした状況に対応するため、生活困窮者自立支援制度に基づく取り組みが益々必要となります。

また、生活困窮者は、課題解決への意欲が低下し、複雑な課題をどこに相談してよいのかわからず、行動に移せない場合も多く、生活困窮者を早期に把握・支援するためには、地域に住む人の制度に対する理解や、地域ネットワークの強化が必要です。

現在、市内の子ども達に関わる貧困対策としては、学習支援（中学生）を中心とした学習・居場所活動と、不登校・ひきこもり対策相談支援事業（小学生から成人期まで）、うきは市子どもの未来応援地域ネットワーク形成支援事業にて、小学生の居場所支援や学習支援を、市が社会福祉協議会に委託し展開していますが、今後も関係機関が連携しながら、乳幼児期からの貧困課題に向き合う事や、貧困の世代間連鎖に対する解決策や予防的支援が必要です。

## (1) サービスの向上 ～ ニーズに応えよう ～

利用者のニーズに対応した適切なサービスが提供できるよう、事業者やNPOなどが連携し、それぞれの特性を活かした事業を展開することにより、サービスの質的向上や利用者の選択の幅の拡大を図ります。

また、不足しているサービスについて、利用者のニーズを適切に把握することで、新たなサービスの創設につなげます。

### 社会福祉協議会が取り組むこと

- 利用者本人が住みなれた地域で生活を継続できるように、安心と信頼のできる質の高い在宅福祉サービスの提供に努めます。
- 利用者のニーズに的確に対応していくために、新しいサービスを積極的に開拓していきます。
- 地域のなかのさまざまな福祉サービスに対応するため、内部研修や外部研修を積極的に行い、サービスの質の向上や改善に努めます。
- 制度の対象にならない人に対して、自立した生活が送れるよう、独自サービスの検討、試行、実施に努めます。
- 生活援助、育児支援、外出支援等の住民参加型在宅福祉サービスの充実と質の向上を図ります。
- 高齢者や障がいのある人などを介護する当事者家族会への支援を行います。

### 行政が取り組むこと

- サービスを利用する際には、第三者評価制度による評価内容を活用して事業者を選択するよう住民へ啓発します。
- 事業者に対し、法改正及び制度改正時に説明会を行い介護・福祉サービスの質の向上の必要性や取り組み等について啓発します。
- うきはブロック介護サービス事業連絡会の自主活動を支援し、質の向上を図ります。
- 各種福祉分野にかかる個別計画を推進することにより、サービスの質の向上と量の確保を図ります。



うきはブロック介護事業連絡会徘徊模擬訓練



うきは市社会福祉法人連絡協議会不審者対応訓練



## (2) 安心して子育てできるまち ～子は宝～

地域ぐるみで子どもを大切にし、安心して子どもを育てられる、子どもが安心して暮らせるまちづくりを推進します。

また、子育てに関するサービスの充実を図ります。

### 自分や家族ができること

- 地域の行事に子どもとともに参加するなど、地域住民と親子で交流するよう心がけます。

### 地域のなかで取り組むこと

- 子どもたちに積極的にあいさつするなど、声掛けに努めます。
- シルバー保安官の活動などにより、登下校中の子どもたちを見守ります。
- 子育て中の親や子どもたちが交流できる子育てサークル、子育て支援活動などを充実します。

### 社会福祉協議会が取り組むこと

- 子どもが喜んで地域行事などに参加できるよう、ポップコーン機などのレクリエーション用具の貸出しをします。
- 赤い羽根共同募金や歳末たすけあい募金を活用し、活動費及び備品購入費等の助成を行い、子育てサークルの活動を支援します。
- 地域の公園等の地域憩いの広場施設整備・補修に対し、助成を行います。
- うきは市母子寡婦福祉会について、担当職員を配置し、活動支援・助成を行います。
- 育児用品リサイクル事業について、点検と清掃をボランティアセンターにて実施するなど事業への協力を行います。
- うきは警察署と協働で青少年健全育成活動として、防犯委員やボランティアセンター、地域の方々のご協力のもと、「きずな農園」などの「うきは絆プロジェクト」活動を行います。

### 行政が取り組むこと

- 妊産婦が安心して出産を迎えられるよう、健康診査や歯科健診等の費用助成を充実するとともに、出産後の支援体制の整備に努めます。
- 子どもの健やかな成長を支援するため、新生児の聴覚検査や乳幼児期の予防接種の費用助成を行うなど、母子保健事業の充実を努めます。
- 子育て中の親や子どもたちが交流できる環境の整備を図ります。
- 通常保育のほか、一時預かりや延長保育など保育サービスの充実を図ります。
- 乳幼児や保護者同士の交流や育児相談の場として、子育て支援センター事業を継続して実施します。
- 子ども遊園の維持管理のため清掃を継続し、また、必要に応じて遊具の修理を計画的に実施します。
- 関係機関と連携し、児童虐待の早期発見・早期対応に努めます。
- ひとり親家庭への日常生活支援や就業支援を継続し、自立支援に努めます。

### (3) 権利擁護の充実 ～ 権利を守ろう ～

福祉サービスを必要とする人が、自らの意思と判断に基づき適切なサービスを利用できるよう、制度や事業に関する情報提供や啓発を行うとともに、サービス利用者の権利を擁護するための制度の利用を推進します。

#### 自分や家族ができること

- お互いのプライバシーを尊重します。
- 成年後見制度や福祉サービス利用援助事業についての知識を身に付け、必要に応じて活用していくよう心がけます。
- 虐待と思われるようなことに気づいたら、行政や民生委員・児童委員などに相談します。

#### 地域のなかで取り組むこと

- 虐待を未然に防ぐため、見守り活動を通して、問題の早期発見に努めます。
- 個人情報の取り扱いやプライバシーについて十分に注意を払い、守秘義務を守ります。

#### 社会福祉協議会が取り組むこと

- 円滑な福祉サービス利用援助事業の実施を図るため、生活支援専門員の質の向上に努めるとともに、業務を補助する生活支援員を養成し、定期的にフォローアップ研修を実施しスキルアップに繋がります。
- ふくしのかわら版やホームページ等を活用し、福祉サービス利用援助事業の利用促進に向けた周知に努めます。
- 成年後見制度や福祉サービス利用援助事業への理解を深めるため、講座や学習会を開催します。
- 成年後見人を受任し、財産管理や介護・福祉サービスの契約等を行い、保護・支援します。

#### 行政が取り組むこと

- 成年後見制度や福祉サービス利用援助事業について、わかりやすい周知・啓発に努めるとともに、市民後見人の育成と活用に努めます。
- 虐待に関する相談窓口について周知を図ります。
- 施設・事業者、保健・医療関係機関、教育関係機関、警察、法律関係者、民間団体などと連携し、障がいや認知症のある人など、乳幼児から高齢者までの虐待防止体制の充実を図ります。
- 障害者虐待防止センターとしての機能強化に努めます。
- 個人情報の取り扱いや守秘義務を守ることに関する啓発を図ります。

#### (4) 苦情解決の推進 ～ 対等な立場で解決しよう ～

サービスを利用する中で問題が生じた場合に、利用者が事業者に対して弱い立場に立つことがないように、対等の立場で苦情や要望が言える環境を整備するとともに、利用者の苦情へ適切な対応を図ります。

##### 自分や家族ができること

- サービスを利用する際に、不明なことは問い合わせます。
- サービスに関する苦情がある場合には、苦情相談窓口（電話相談を含む）などを積極的に活用します。

##### 社会福祉協議会が取り組むこと

- サービスの提供について、利用者からの苦情があった場合には、その解決に向けて適切かつ迅速に対応します。
- 苦情相談窓口や第三者委員などの苦情解決制度について周知します。

##### 行政が取り組むこと

- 相談窓口や苦情解決制度について周知します。
- サービスの提供について、利用者などから苦情があった場合には、その解決に向け行政として適切に対応します。

#### (5) 生活困窮者への自立支援の充実 ～ 安心できる生活へ～

生活困窮者自立支援制度に関する住民への周知を図るとともに、関係機関と連携し、地域ネットワークの強化を図り包括的な支援体制を整備し、相談業務から就労支援まで、生活困窮からの自立に向けた支援を行います。

##### 自分や家族ができること

- 生活における悩みや困窮問題がある場合は、相談窓口にご相談をし、積極的に活用していきます。

##### 地域のなかで取り組むこと

- 隣近所で困窮問題や不登校・ひきこもりに関する悩みを知った時には、当事者の声に耳を傾け、相談窓口の紹介に努めます。

## 社会福祉協議会が取り組むこと

- 生活困窮についての相談を受け本人の意思を尊重しながら解決策を検討します。
- 就労に困難を抱える人について、内職シェアステーション Coccocone（こここんね）にて就労に必要な訓練を行います。
- 家計状況の見える化と根本的な課題を把握し、相談者が自ら家計の管理をできるように支援します。
- 中学生を対象とした学習支援を行い、自立に向けた学習の機会を確保していきます。
- 子どもの未来応援コーディネーターを設置し、子ども、若者、保護者への相談支援を行います。
- うきは市子ども・若者未来応援センター「こころん」にて、小学生の居場所支援や学習支援を行います。
- 食の確保の緊急時支援として、フードバンク事業を行います。
- 専門相談員を配置し、不登校の子ども達、ひきこもり状況にある方、その家族を対象に相談に応じます。
- 不登校・ひきこもり当事者の会 Switch（スイッチ）や家族会「みつばちの会」の活動を支援します。

## 行政が取り組むこと

- 就労に困難を抱える人を支援するため、関係機関との連携に努めます。
- 学習支援事業などを実施して子どもの未来を応援します。
- 不登校・ひきこもりの状態にある人を支援します。
- 相談窓口や制度の把握・周知に努めます。
- 関係機関とのネットワークづくりに努め、相談に応じます。



内職シェアステーション Coccocone



子ども・若者未来応援センターこころん

## 基本目標 4

## 誰もが地域福祉活動に参加できるように

基本目標	取り組みの柱	取り組み
基本目標4 誰もが地域福祉活動 に参加できるように	1 つながる意識を 高めよう	(1) 福祉教育・人権教育の推進 ～理解を深めよう～
		(2) 福祉に関する広報・啓発の推進 ～隣近所で勉強会！！～
	2 ボランティア 活動を広めよう	(1) ボランティア活動の推進 ～みんなで参加しよう～
		(2) コーディネート機能の強化 ～受け手と担い手をつなげよう～

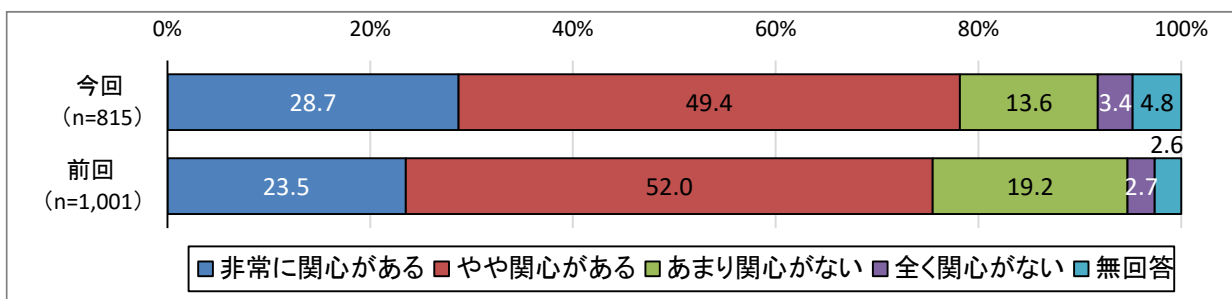
### 1 つながる意識を高めよう

#### 【現状と課題】

福祉への関心の有無について、前回調査から「非常に関心がある」の割合が増加しており、「非常に関心がある」「やや関心がある」をあわせた『関心がある』人は約8割と、総じて住民の福祉への関心が高い状況がうかがえます。

一方、「あまり関心がない」「全く関心がない」をあわせた『関心がない』人は2割弱にとどまっています。

#### 【福祉への関心の有無】



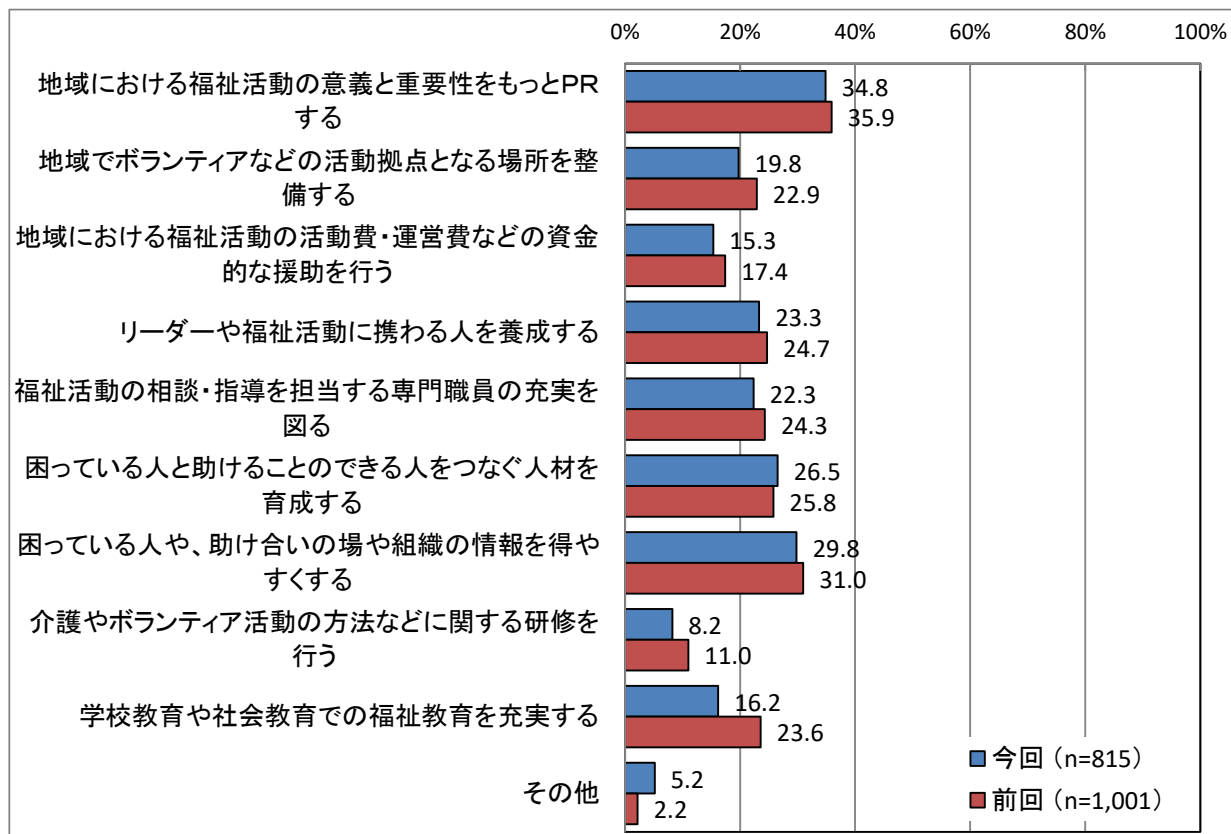
児童や生徒を対象とした福祉体験学習



障がいのある方への理解を深める福祉教育

今後、地域における活動を活発にしていくため、どのようなことが重要かについては、「地域における福祉活動の意義と重要性をもっとPRする」との考えが最も高くなっています。次いで、「困っている人や、助け合いの場や組織の情報を得やすくする」、「困っている人と助けることのできる人をつなぐ人材を育成する」が続いています。

**【地域における支え合い・助け合い活動を活発化するために重要なこと】**



アンケートでは8割の住民が福祉に関心があると答えていますが、地区座談会では、地域で福祉のことを話す機会はほとんど無く、あっても参加する住民が少ない現状があるという意見がきかれました。しかしながら、認知症や障がいのある人への理解を深め、偏見や差別を解消するためにも、子どもから高齢者まで、幅広い年齢層に対して福祉教育を充実していくことは重要です。そのためには、住民が福祉教育の場に参加したくなるように一層の工夫が必要です。加えて、障がいのある人の就労の場を確保するため、年齢や性別などにかかわらず、誰もが自分らしくいきいきと暮らせるよう、お互いに理解し合い、認め合うための人権教育を充実することも求められます。

福祉に対する意識については、日頃から福祉活動に関わっている人と関わっていない人では違いがあるようです。住民が福祉に関心を持ち、自主的に福祉活動へ参加するためには、メディアや回覧板などさまざまな手段を通じて、地域住民が連携することの大切さや身近なところでお互いが支え合い、助け合うことの必要性について広報・啓発活動を行うことが望まれています。

## (1) 福祉教育・人権教育の推進 ～ 理解を深めよう ～

年齢や性別、障がいの有無などにかかわらず、誰もが同じ地域社会の一員として尊重される社会の実現をめざし、福祉に関する広報や啓発活動を充実し、福祉教育や人権教育の推進を図ります。

### 自分や家族ができること

- 子育て家族や高齢者・障がいのある人など、悩みや課題を抱えた方に対する理解を深め、ふれあうことに努めます。
- 福祉教育や人権教育に関する勉強会や研修等へ積極的に参加します。

### 地域のなかで取り組むこと

- 企業は障がいのある人に対する法定の雇用率を守るよう努めます。
- 地域で福祉について話をする機会をつくります。
- 地域のなかにある施設や人材を活かし、福祉教育や人権教育に関する勉強会や研修等を開催します。

### 社会福祉協議会が取り組むこと

- 福祉教育を推進するため、児童や生徒を対象とした、福祉活動体験学習などの充実を図ります。
- 「白鳥の家」や「デイサービスセンター」において体験学習を受け入れ、高齢者や障がいのある人への理解を深める取り組みを充実します。
- 講習会の開催や施設見学、擬似体験学習などを企画し、高齢者や障がいのある人に対する理解を深める機会を設けます。

### 行政が取り組むこと

- 福祉について身近な話題をテーマとした講演会等を開催し、福祉教育や人権教育の充実を図ります。
- 障がいのある人が就労の機会を得られるように、企業に対し法定雇用率を順守するような広報・啓発に努めます。



障がいのある方への理解を深める取り組み



社会福祉法人による福祉出前講座

## (2) 福祉に関する広報・啓発の推進 ～ 隣近所で勉強会！！～

地域住民がお互いに連携しながら行う交流活動など、支え合いの仕組みづくりの大切さや地域の福祉に関する情報について広報・啓発に努め、住民の福祉意識の醸成を図ります。

### 自分や家族ができること

- 誘い合って地域福祉活動、地域での交流の場へ積極的に参加します。
- 常日頃から地域での出来事に関心を持つように心がけます。
- 市や社会福祉協議会の広報紙、防災無線を通じて情報を得ます。

### 地域のなかで取り組むこと

- “よりあい” や出前講座などを活用し、福祉に関する講習会や勉強会を開催します。
- さまざまな世代間で、身近な福祉の課題について考え、理解する場を設けていきます。
- 地区の福祉大会等において、福祉に関する講演会などを取り入れ、福祉に関する啓発を図ります。

### 社会福祉協議会が取り組むこと

- 地区自治協議会（福祉部門）の学習会など、地域において福祉に関する学習会の開催を支援します。
- 福祉に関する啓発のための情報提供の充実を図ります。

### 行政が取り組むこと

- 福祉をテーマとしたイベントや講演会、出前講座などを実施し、福祉意識の啓発を図ります。
- ボランティア活動や福祉活動のPRを通じて、地域福祉活動の大切さを広報・啓発します。
- バリアフリーの取り組みなど、福祉に関する意識の向上について広報紙などで啓発します。
- まごころ製品の活用とPRに努めます。



各地区の福祉大会にて福祉に関する啓発



まごころ製品販売会にてまごころ製品のPR



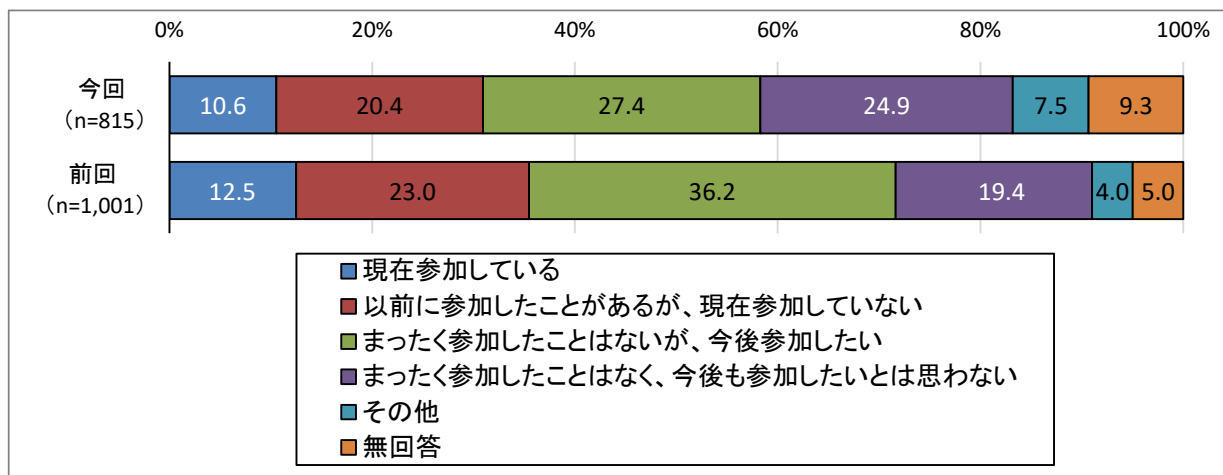
## 2 ボランティア活動を広めよう

### 【現状と課題】

ボランティア活動への参加経験や今後の意向については、「まったく参加したことはないが、今後参加したい」と回答した人が約3割で最も高く、参加意欲のある人が比較的多い状況がうかがえます。

また、「以前に参加したことがあるが、現在参加していない」「現在参加している」をあわせた『ボランティア活動への参加経験がある』と回答した人も約3割となっています。

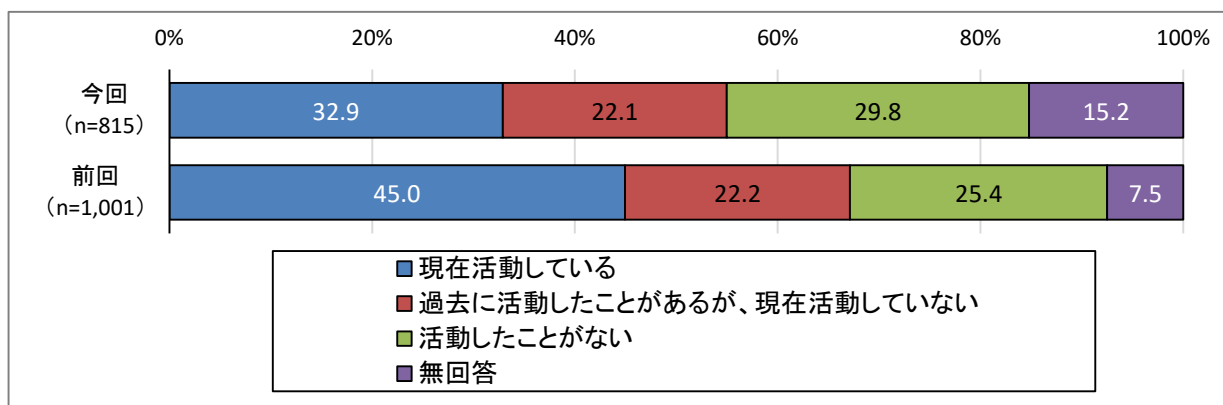
【ボランティア活動への参加経験や今後の意向】



地域活動への参加経験や今後の意向については、「現在活動している人」「過去に活動したことがあるが、現在活動していない人」をあわせた『参加経験がある』と回答した人は約6割となっています。

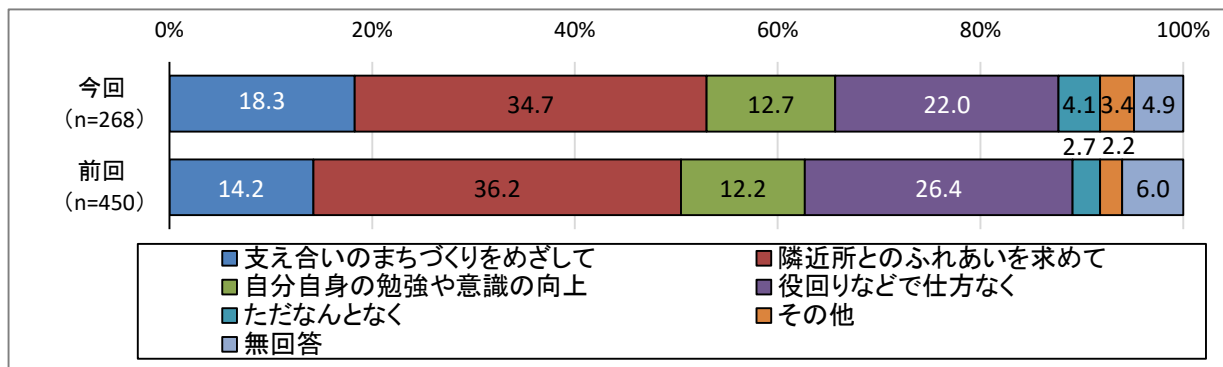
一方、参加経験のない人は約3割となっています。

【地域活動への参加経験や今後の意向】



地域活動への参加目的については、「隣近所とのふれあいを求めて」と回答した人が最も高く、次いで「役回りなどで仕方なく」、「支え合いのまちづくりをめざして」と続いています。

### 【地域活動への参加目的】



地区座談会では、ボランティア活動について、「地域によってボランティアへの意識に差がある」、「ボランティア活動の内容が分からない」などの課題が多くあがっています。

ボランティア活動に参加したいと思っても、活動内容や参加の方法がわからなければ、その活動促進は図れません。このため、何を願いできるのか、自分たちに何ができるのか、受け手と担い手をマッチングするコーディネート機能の強化や、コーディネーターの養成を行なうことが求められます。

あわせて、ボランティアや地域活動を行ううえでは、核となる人が求められるため、リーダーとなる人を育成することが必要です。

地域のなかには、支え合い活動を行っている団体や、地域に根ざした活動を行っている団体など、さまざまな団体が幅広く活動しています。今後、住民の一層の活動参加を促進し、活動の活性化を図っていくためには、行事等を通じてボランティアを広く募り、より参加しやすい体制づくりに取り組むことが重要です。



ボランティア対象救命救急講習会



ボランティア連絡協議会リーダー研修

## (1) ボランティア活動の推進 ～ みんなで参加しよう ～

地域の行事や活動拠点等を活用し、地域住民がボランティア活動に参加しやすい環境づくりに取り組みます。

また、専門性を活かした取り組みを行うボランティア団体や市民団体、NPOに対して支援を行い、ボランティア活動の充実を図ります。

### 自分や家族ができること

- ボランティア活動に参加する気持ちを大切にします。
- 日頃からボランティア情報に関心を持ちます。
- 社会福祉協議会などにおいて実施されているボランティア養成講座に、積極的に参加します。
- 趣味や経験を活かして、ボランティアに参加します。

### 地域のなかで取り組むこと

- 地域の行事等を通じて、ボランティアに参加しやすいきっかけづくりを進めます。
- 団塊の世代や高齢者の経験や能力を地域活動に活かす場を設けます。
- ボランティア活動の拠点としていつでも活用できるよう、地区コミュニティセンターや分館などを広く開放します。
- ボランティア活動への受援力を高めます。

### 社会福祉協議会が取り組むこと

- 出前講座などを活用し、研修や講座を実施します。
- ボランティア養成講座やボランティアの楽しさを伝える懇談会を実施します。
- ボランティア団体やNPOとの交流を図り、情報交換を行います。
- ボランティア活動の実践への支援を行います。
- よりあい活動の充実を図るため、活動の支援者となるよりあいコーディネーターの育成、派遣を積極的に行います。
- ふくしのかかわら版などで、ボランティア活動や団体の紹介を行います。

### 行政が取り組むこと

- 市内ボランティアの活動の広報に努めます。
- 研修への講師の派遣など、ボランティア育成のための支援を行います。

## (2) コーディネート機能の強化 ～ 受け手と担い手をつなげよう ～

地域住民のボランティア活動への参加意欲を尊重するとともに、関連機関との連携を図りながら、ボランティアを必要とする人と参加したい人を結びつけるコーディネート機能の強化を図ります。

### 地域のなかで取り組むこと

- 地区自治協議会（福祉部門）などでは、行事やイベント・災害時に、広くボランティアを募ります。
- ボランティアセンターとの連携を強化します。
- ボランティアコーディネーターの養成などについての情報を提供します。

### 社会福祉協議会が取り組むこと

- ボランティアコーディネーターの養成及びスキルアップを図ります。
- ボランティアセンターと地区自治協議会（福祉部門）などとの連携を強化します。
- ボランティアセンター機能の充実を図ります。
- ボランティアセンターの人材登録拡大に努めます。
- 同じ趣旨や目的で活動する団体間の連携を図ります。
- ボランティア活動に関する相談窓口の充実・強化を図っていきます。

### 行政が取り組むこと

- ボランティアセンターへの支援を行います。
- ボランティアコーディネーターの人材の拡充を図っていきます。



よりあいコーディネーター研修会



住民型有償サービスおおいし絆クラブ

## 第5章 社会福祉協議会の取り組み (活動計画)

# 第5章 社会福祉協議会の取り組み（活動計画）

住み慣れた地域で、すべての市民が安心して暮らしていく社会を築くためには、地域と行政との協働による取り組みが不可欠です。

## 第1節 取り組みの体系

※黒丸は新規事業（前計画以降）

基本目標	取り組みの柱	取り組み	事業・活動
人と人がつながるために 基本目標1	(1) 交流・ふれあいを 充実しよう	①ふれあいの充実	○よりあい助成事業 ○よりあいコーディネーター派遣事業 ○よりあい遊具無料貸出 ○子ども用遊具無料貸出 ○地区自治協議会（福祉部門）活動助成 ○福祉会活動助成
		②交流の場の確保	○地域憩いの広場助成事業 ○ワークサポート 白鳥の家の活用 ○ほっとスペースうきはの活用
		③社会参加の促進	○ハンディ移送サービス支援 ○車イス等福祉用具無料貸出 ○福祉大会の開催 ○ニーズ調査
	(2) 地域の連携を 深めよう	①身近な情報の活用	○民生委員・福祉委員懇談会助成 ○福祉委員かわら版発行 ○ふくしのかかわら版によるアンケート ○部会の開催 ○ホームページ・フェイスブックの活用
		②地域の連携体制の構築	○当事者団体・サークル活動助成 ○地区地域福祉活動計画策定推進 ○地区自治協議会（福祉部門）連絡会 開催 ●介護予防・生活支援体制整備事業 ●我が事・丸ごとの地域づくり推進事業 ○ふくしのかかわら版などによる情報提供



高齢者の方と子ども達のふれあい促進



介護予防・生活支援体制整備事業（協議の場）

安心・安全に暮らし ていくために 基本目標2	(1) 支え合える関係を 築こう	①地域の見守りネットワ ークの構築	○福祉委員の複数設置推進 ○福祉問題調査活動 (福祉マップづくり等)の推進 ○福祉委員研修の実施 ○福祉会設置推進 ○福祉小座談会の開催
		②身近な相談ができる仕組 みづくり	○身近な相談窓口の設置 ○相談員研修の開催 ○資金貸付相談の受付
	(2) 安心・安全を支え る体制をつくろう	①防犯体制の整備	○よりあい等での啓発活動 ○ふくしのかわら版などによる啓発活動
		②災害時や緊急時の支援 体制の強化	○高齢者安心カードの作成配布 ○災害ボランティア養成研修 ○災害時活動資材の整備 ○災害ボランティアセンター設置・運営 訓練の実施 ○近隣市町村社協との連携・共同事業の 実施 ○献血運動の推進 ○災害見舞いの実施
適切な福祉サー ビスを提供・利 用できるように 基本目標3	(1) 情報提供・相談支 援体制の仕組みを つくろう	①情報提供の充実	○地区座談会の開催 ○視覚障害者用録音物貸出 ○点訳物貸出 ○広報紙、パンフレット、ホームページ 等による情報提供 ○相談窓口啓発パンフレットの配布 ○住民啓発資材の開発
		②相談支援体制の整備	○関係機関・団体との連携 ○ほっとスペースうきはでの相談事業の 充実 ●社会福祉法人連絡協議会での連携・ 協働
	(2) サービス向上の 仕組みをつくろう	①サービスの向上	○職員研修の実施 ○在宅福祉サービス(介護保険法、障害者 総合支援法、受託事業等)の提供 ○制度外の在宅福祉サービス、新規サー ビスの検討・実施 ○住民参加型在宅福祉サービス支援 ○家族介護者活動支援 ○うきはブロック介護サービス事業連絡 会への加入

適切な福祉サービスを提供・利用できるように 基本目標3	(2) サービス向上の 仕組みをつくろう	②安心して子育てできるまち	<ul style="list-style-type: none"> <li>○子育て支援団体助成</li> <li>○母子寡婦福祉会活動支援</li> <li>○子ども用遊具貸し出し</li> <li>○地域憩いの広場助成事業</li> <li>○うきは絆プロジェクトへの協働</li> <li>○育児用品リサイクル事業への協力</li> </ul>
		③権利擁護の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>○福祉サービス利用援助事業</li> <li>○権利擁護・成年後見相談受付</li> <li>○法人後見事業</li> <li>●市民後見推進事業</li> <li>○関係機関・団体との連携</li> <li>○広報・啓発活動</li> </ul>
		④苦情解決の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>○苦情相談窓口の設置</li> <li>○第三者委員相談事業</li> </ul>
		⑤生活困窮者への自立支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>○不登校・ひきこもり相談事業の充実</li> <li>●生活困窮者自立支援事業の充実</li> <li>●子どもの未来応援地域ネットワーク形成支援事業の充実</li> </ul>
誰もが地域福祉活動に参加できるように 基本目標4	(1) つながる意識を 高めよう	①福祉教育・人権教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>○福祉教育推進指定校助成</li> <li>○指定校連絡会</li> <li>○児童・生徒対象の福祉体験学習</li> </ul>
		②福祉に関する広報・啓発の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ふくしのかから版発行</li> <li>○福祉委員かわら版発行</li> <li>○ホームページ・フェイスブック等の作成</li> <li>○福祉講座等の開催・支援</li> </ul>
	(2) ボランティア活動を 広めよう	①ボランティア活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ボランティア講習会開催</li> <li>○ボランティア保険加入促進</li> <li>○ボランティア団体助成</li> <li>○ボランティア活動資材の購入・無料貸出</li> <li>○ボランティア活動の啓発</li> </ul>
		②コーディネート機能の強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ボランティアセンター運営</li> <li>○ボランティアセンター活動の充実</li> <li>○ボランティアニーズの需給調整</li> </ul>



安心して子育てできるまち（子育てサークル）



終活セミナー（市民後見推進事業）



## 第2節 具体的な事業・活動内容

社会福祉協議会が現在実施している事業及び今後実施を計画している取り組みごとに、その具体的な内容や財源、実施年度、主な協力・助成団体を以下に記載します。

財源欄の「自主」「補助金」「受託金」とは、以下のようなものを表しています。

- ◆自主:会費収入、寄付金収入、共同募金配分金収入、介護保険事業収入、公益事業収入など
  - ◆補助金:うきは市からの補助金収入など
  - ◆受託金:うきは市からの食の自立支援事業など受託金収入、総合福祉センターの指定管理収入など
- ※このほか、社会福祉協議会の運営に対してうきは市より運営費補助金を受けています。

### 基本目標 1

### 人と人がつながるために

#### (1) 交流・ふれあいを充実しよう

##### ① ふれあいの充実

No.	事業・活動	内 容	財源			実施年度	主な協力・助成団体
			自主	補助金	受託金		
1	よりあい助成事業	地域で開催されるよりあいへの助成、活動の推進	○	○		継続	民生委員・福祉委員
2	よりあいコーディネーター派遣事業	よりあいへのコーディネーター派遣による活動支援	○	○		継続	ボランティア
3	よりあい遊具無料貸出	よりあいで使用する遊具の無料貸出	○			継続	行政区
4	子ども用遊具無料貸出	育児サークルなどで使用する子ども用遊具の無料貸出	○			継続	子ども会
5	地区自治協議会(福祉部門)活動助成	地区自治協議会(福祉部門)における活動への助成・支援	○			継続	地区自治協議会(福祉部門)
6	福祉会活動助成	福祉会活動への助成・支援	○		○	継続	福祉会



よりあいで交流・ふれあいの促進



校区での福祉委員研修会(福祉施設訪問)

## ② 交流の場の確保

No.	事業・活動	内 容	財源			実施 年度	主な協力・ 助成団体
			自主	補助 金	受託 金		
1	地域憩いの広場 助成事業	地域住民が活用する地域の 広場への施設整備助成	○			継続	行政区
2	ワークサポート 白鳥の家の活用	白鳥の家スワンペーカーリー、 喫茶あひるの子の活用	○			継続	うきは市
3	ほっとスペース うきはの活用	障害者地域支援センターで の交流活動実施	○		○	継続	うきは市

## ③ 社会参加の促進

No.	事業・活動	内 容	財源			実施 年度	主な協力・ 助成団体
			自主	補助 金	受託 金		
1	ハンディ移送 サービス支援	自動車の無償貸出、助成	○	○		継続	ハンディ 移送サービス うきは
2	車イス等福祉用具 無料貸出	車イス等福祉用具の無料 貸出	○	○		継続	老人クラブ
3	福祉大会の開催	福祉大会、講演会等の開催	○			31年度 予定	うきは市
4	ニーズ調査	福祉ニーズについての調査	○			適宜	民生委員・ 児童委員



ほっとスペースうきはでの交流活動の実施



休耕地での花植え活動を通じたよりあい活動

## (2) 地域の連携を深めよう

### ① 身近な情報の活用

No.	事業・活動	内 容	財源			実施 年度	主な協力・ 助成団体
			自 主	補 助 金	受 託 金		
1	民生委員・福祉委員懇 談会助成	民生委員・福祉委員懇談会 開催への助成	○			継続	民生委員・ 福祉委員
2	福祉委員かわら版 発行	福祉委員活動情報の提供	○	○		継続	-
3	ふくしのかかわら版による アンケート	ふくしのかかわら版によるアン ケートの実施	○			継続	-
4	部会の開催	部会の開催による情報共有	○			継続	-
5	ホームページ・フェイス ブックの活用	ホームページ・フェイスブック による情報共有	○			継続	-

### ② 地域の連携体制の構築

No.	事業・活動	内 容	財源			実施 年度	主な協力・ 助成団体
			自 主	補 助 金	受 託 金		
1	当事者団体・サークル 活動助成	子育てサークル等当事者団 体・サークルの活動助成・支 援	○		○	継続	当事者団体・ サークル
2	地区地域福祉活動計 画策定推進	各地区での計画策定 支援・助成	○	○		継続	地区自治協議会 (福祉部門)
3	地区自治協議会(福祉 部門)連絡会開催	情報交換	○			継続	地区自治協議会 (福祉部門)
4	介護予防・生活支援体 制整備事業	地域支え合い推進員を配置 し、協議の場づくりを実施	○		○	継続	うきは市、 地区自治協議会 (福祉部門)
5	我が事・丸ごとの地域 づくり推進事業	福祉小座談会の開催推進、 福祉会の設置推進、地域の 福祉課題の情報共有及び関 係機関との連携	○		○	継続	うきは市、 地区自治協議会 (福祉部門)、 福祉会、行政区
6	ふくしのかかわら版など による情報提供	地域の活動紹介などの情報 提供	○			継続	-

(1) 支え合える関係を築こう

① 地域の見守りネットワークの構築

No.	事業・活動	内 容	財源			実施 年度	主な協力・ 助成団体
			自 主	補 助 金	受 託 金		
1	福祉委員の複数設置 推進	福祉委員の複数設置の推進	○	○		継続	行政区
2	福祉問題調査活動 (福祉マップづくり等)の 推進	各区における福祉マップづく り、支え合いマップづくりの推 進	○	○		継続	行政区
3	福祉委員研修の実施	福祉委員の資質向上	○	○		継続	地区自治協議会 (福祉部門)
4	福祉会設置推進	福祉会設置の推進 (活動支援・助成)	○		○	継続	行政区、 地区自治協議会 (福祉部門)
5	福祉小座談会の開催	小地域における連携強化、 情報交換を推進する	○		○	継続	行政区

② 身近な相談ができる仕組みづくり

No.	事業・活動	内 容	財源			実施 年度	主な協力・ 助成団体
			自 主	補 助 金	受 託 金		
1	身近な相談窓口の設置	民生委員・児童委員、福祉委 員、自治協議会にて相談受 付し、専門機関等へつなぐ	○		○	継続	民生委員・ 児童委員、 福祉委員、 地区自治協議会 (福祉部門)
2	相談員研修の開催	相談員の資質向上のため 研修	○	○		継続	-
3	資金貸付相談の受付	民生委員・児童委員と協力し 資金貸付の相談に応じる	○		○	継続	民生委員・ 児童委員

## (2) 安心・安全を支える体制をつくろう

### ① 防犯体制の整備

No.	事業・活動	内 容	財源			実施年度	主な協力・助成団体
			自主	補助金	受託金		
1	よりあい等での啓発活動	防犯への呼びかけ	○	○		継続	行政区、警察
2	ふくしのかわら版などによる啓発活動	広報による啓発活動	○			継続	-

### ② 災害時や緊急時の支援体制の強化

No.	事業・活動	内 容	財源			実施年度	主な協力・助成団体
			自主	補助金	受託金		
1	高齢者安心カードの作成配布	高齢者への緊急連絡カードの作成・配布	○			継続	老人クラブ
2	災害ボランティア養成研修	災害ボランティア養成、フォローアップ研修	○	○		継続	うきは市、ボランティア
3	災害時活動資材の整備	災害時ボランティア活動に必要な資材の整備	○			継続	-
4	災害ボランティアセンター設置・運営訓練の実施	市とボランティア連絡協議会と合同による防災訓練実施他	○	○		継続	うきは市、ボランティア
5	近隣市町村社協との連携・共同事業の実施	用紙の共通化、合同研修会開催	○			継続	近隣市町村社協
6	献血運動の推進	地区自治協議会をはじめ協力団体と連携し、献血運動の推進を図る			○	継続	うきは市、地区自治協議会、ライオンズクラブ協力団体
7	災害見舞いの実施	被災された世帯に対し緊急に見舞い品等を贈る	○			継続	うきは市、民生委員・児童委員

### 基本目標 3

### 適切な福祉サービスを提供・利用できるために

#### (1) 情報提供・相談支援体制の仕組みをつくろう

##### ① 情報提供の充実

No.	事業・活動	内 容	財源			実施 年度	主な協力・ 助成団体
			自 主	補 助 金	受 託 金		
1	地区座談会の開催	情報交換	○			継続	行政区
2	視覚障害者用録音物貸出	朗読テープの配布	○		○	継続	うきは市 朗読ボランティア
3	点訳物貸出	点訳物の配布	○		○	継続	うきは市 点訳ボランティア
4	広報紙、パンフレット、 ホームページ等による 情報提供	各種相談の PR	○			継続	-
5	相談窓口啓発パンフレ ットの配布	さまざまな機会を活用した PR	○	○		継続	-
6	住民啓発資材の開発	さまざまな機会において入浴剤など の配布による社協の PR	○			継続	-

##### ② 相談支援体制の整備

No.	事業・活動	内 容	財源			実施 年度	主な協力・ 助成団体
			自 主	補 助 金	受 託 金		
1	関係機関・団体との 連携	市、県弁護士会筑後部会、 法テラス、県司法書士会筑 後支部等との連携	○	○		継続	うきは市、 弁護士会、 司法書士会
2	ほっとスペースうきはで の相談事業の充実	専門職員による相談の実施	○		○	継続	うきは市
3	社会福祉法人連絡協 議会での連携・協働	社会福祉法人連絡協議会で の相談支援体制の整備	○			継続	社会福祉法人 連絡協議会

(2) サービス向上の仕組みをつくろう

① サービスの向上

No.	事業・活動	内容	財源			実施年度	主な協力・助成団体	
			自主	補助金	受託金			
1	職員研修の実施	全職員を対象とした内部研修の実施 職種に応じて外部専門研修の受講	○			継続	-	
2	介護保険法	居宅介護支援事業	○		○	継続	-	
		訪問介護事業	○			継続	-	
		通所介護事業	○			継続	-	
	在宅福祉サービスの提供	障害者総合支援法	一般相談支援事業	○			継続	
			特定相談支援事業	○			継続	
			障害児相談支援事業	○			継続	
			障害者居宅介護事業	○			継続	-
			障害者同行援護事業	○			継続	-
			障害者重度訪問介護事業	○			継続	-
			就労移行支援事業	○			継続	-
	就労継続支援事業	○			継続	ボランティア		
	受託事業	障害者移動支援事業			○	継続	うきは市	
		身体障害者訪問入浴サービス事業			○	継続	うきは市	
		食の自立支援事業			○	継続	うきは市	
一人親家庭日常生活支援事業				○	継続	うきは市		
3	制度外の独自の在宅福祉サービス、新規サービスの検討・実施	あったか宅配サービス	○	○		継続	-	
		暮らし安心サービス	○			継続	-	
		訪問入浴介護事業	○			継続		
		その他必要なサービスを検討・実施	○			継続	-	
4	住民参加型在宅福祉サービス支援	会員制互助組織等、住民参加型在宅福祉サービス実施への支援、助成	○	○		継続	ハンディ移送サービス	
5	家族介護者活動支援	家族介護者グループの活動支援、助成	○		○	継続	コスモスの会	
6	うきはブロック介護サービス事業連絡会への加入	サービス事業者間の情報交換による事業者間の連携と研修会の実施による職員の資質向上	○			継続	うきはブロック介護サービス事業連絡会	

② 安心して子育てできるまち

No.	事業・活動	内 容	財源			実施年度	主な協力・助成団体
			自主	補助金	受託金		
1	子育て支援団体助成	子育てサークル等への活動費及び備品購入費の助成	○			継続	子育て支援団体
2	母子寡婦福祉会活動支援	母子寡婦福祉会への活動助成・支援	○			継続	母子寡婦福祉会
3	子ども用遊具貸し出し	子育て支援団体への遊具の貸し出し	○			継続	子育て支援団体
4	地域憩いの広場助成事業	地域住民が活用する地域の広場への施設整備助成	○			継続	行政区
5	うきは絆プロジェクトへの協働	「きずな農園」等うきは絆プロジェクトへの協力	○			継続	うきは警察署、防犯委員
6	育児用品リサイクル事業への協力	育児用品の点検等の支援	○			継続	ボランティアセンター

③ 権利擁護の充実

No.	事業・活動	内 容	財源			実施年度	主な協力・助成団体
			自主	補助金	受託金		
1	福祉サービス利用援助事業	認知症高齢者・障がい者等への日常の金銭管理等支援	○		○	継続	うきは市
2	権利擁護・成年後見相談受付	権利擁護・成年後見についての相談受付、関係機関との連携	○		○	継続	うきは市
3	法人後見事業	成年後見人を受任し、財産管理や介護・福祉サービスの契約などを実施	○			継続	うきは市
4	市民後見推進事業	市民後見人普及・啓発講座、市民後見人養成講座等の実施			○	継続	うきは市
5	関係機関・団体との連携	筑後地区高齢者・障害者支援連絡会への参加等	○			継続	筑後地区高齢者・障害者支援連絡会
6	広報・啓発活動	ふくしのかわら版やホームページ等への掲載、研修会の開催による啓発活動	○			継続	-



#### ④ 苦情解決の推進

No.	事業・活動	内容	財源			実施年度	主な協力・助成団体
			自主	補助金	受託金		
1	苦情相談窓口の設置	苦情受付担当者・解決責任者の配置	○			継続	-
2	第三者委員相談事業	苦情解決に向けた相談窓口の設置	○	○		継続	水月吉井、えびね荘

#### ⑤ 生活困窮者への自立支援の充実

No.	事業・活動	内容	財源			実施年度	主な協力・助成団体
			自主	補助金	受託金		
1	不登校・ひきこもり相談事業の充実	専門職員による相談の実施	○		○	継続	うきは市
2	生活困窮者自立支援事業の充実	専門職員による自立相談、就労支援、家計相談、子どもの学習支援の実施	○		○	継続	うきは市
3	子どもの未来応援地域ネットワーク形成支援事業の充実	専門職員による基本的な生活習慣・学習習慣等の獲得への支援、関係機関との連携等の実施	○		○	継続	うきは市



きずな農園（うきは絆プロジェクト）



不登校・ひきこもりミーティング



在宅介護者の会コスモスの会研修（高齢者疑似体験）



母子寡婦福祉会での料理教室

## 基本目標 4

## 誰もが地域福祉活動に参加できるように

### (1) つながる意識を高めよう

#### ① 福祉教育・人権教育の推進

No.	事業・活動	内 容	財源			実施 年度	主な協力・ 助成団体
			自 主	補 助 金	受 託 金		
1	福祉教育推進指定校 助成	福祉教育の推進	○			継続	小・中・ 高等学校
2	指定校連絡会	指定校の情報交換	○			継続	小・中・ 高等学校
3	児童・生徒対象の 福祉体験学習	福祉教育の推進	○			継続	小・中・ 高等学校

#### ② 福祉に関する広報・啓発の推進

No.	事業・活動	内 容	財源			実施 年度	主な協力・ 助成団体
			自 主	補 助 金	受 託 金		
1	ふくしのかわら版 発行	住民への福祉啓発活動	○			継続	区長
2	福祉委員かわら版 発行	区長、福祉委員への情報提 供	○	○		継続	区長
3	ホームページ・フェイス ブック等の作成	ホームページ等による啓発、 情報提供	○			継続	-
4	福祉講座等の開催・ 支援	地区講演会、福祉講座等の 開催・支援	○	○	○	継続	地区自治協議会 (福祉部門)、 うきは市、 福祉会、 社会福祉法人 連絡協議会

## (2) ボランティア活動を広めよう

### ① ボランティア活動の推進

No.	事業・活動	内 容	財源			実施 年度	主な協力・ 助成団体
			自 主	補 助 金	受 託 金		
1	ボランティア講習会 開催	ボランティア活動の推進	○	○		継続	ボランティア 連絡協議会
2	ボランティア保険 加入促進	ボランティア保険加入助成、 推進	○	○		継続	ボランティア 連絡協議会
3	ボランティア団体 助成	ボランティア連絡協議会への 活動助成・支援	○			継続	ボランティア 連絡協議会
4	ボランティア活動 資材の購入・無料貸出	ボランティア活動への支援	○	○		継続	ボランティア 連絡協議会
5	ボランティア活動の啓 発	ふくしのかわら版などでのボ ランティア情報の掲載	○	○		継続	ボランティア 連絡協議会

### ② コーディネート機能の強化

No.	事業・活動	内 容	財源			実施 年度	主な協力・ 助成団体
			自 主	補 助 金	受 託 金		
1	ボランティア センター運営	ボランティア活動の推進、関 係機関・団体との連携	○	○		継続	ボランティア 連絡協議会
2	ボランティア センター活動の充実	担当職員、コーディネーター の配置、 ボランティア登録の推進、 ボランティア団体との連携	○	○		継続	ボランティア 連絡協議会
3	ボランティアニーズ の需給調整	ボランティアコーディネーター による受け手と担い手の需 給調整	○	○		継続	ボランティア 連絡協議会

## 第3節 小地域福祉活動の取り組み

### 1 行政区における福祉活動に取り組もう

#### (1) 福祉委員活動の充実

地域には、相談役・世話役として民生委員・児童委員がいます。民生委員・児童委員は、一人で複数の行政区を担当し、自分の仕事を持ちながら、きめ細かな訪問活動を行っています。その中で、地域生活課題を把握し、福祉サービス等の利用につなげていますが、その実践は容易なものではありません。

そこで、社会福祉協議会では、民生委員・児童委員とは別に、行政区ごとに「福祉委員」を設置しています。福祉委員は、民生委員・児童委員や地区内のボランティアの方々と連携を図りながら、身近な地域での見守り活動やよりあい活動などを実践しています。

今後、福祉委員の複数設置を推進するとともに、地域住民の福祉委員に対する理解を深め、地区自治協議会との協力体制のもと、より一層の活動の活性化を図ります。

#### (2) よりあい活動の充実

ひとり暮らし高齢者などに対して、民生委員・児童委員や福祉委員による声かけ安否確認などが行われています。こうした民生委員活動のなかから広がってきた“よりあい”は、高齢者が地域のなかで孤立し、閉じこもることを防止する目的で、行政区単位の小地域を基本に身近な公民館などを会場として開催されています。

“よりあい”では、高齢者同士が集いながら、お互いに情報交換をしたり、必要な情報（福祉サービス、介護予防・健康対策、悪質業者対策など）の提供を行っています。

その主な内容は、健康相談、軽体操、食事、学習、手芸・工作、レクリエーション、ゲームそしてお互いが自由に会話できるような、楽しい雰囲気集まりとなっており、集団的な安否確認にもつながっています。

また、当日欠席された方には、お世話役が自宅に訪問するなどの安否確認活動も行われています。

今後、よりあい活動のさらなる充実を図り、高齢者のふれあいや生きがいつくり、情報交換（提供）といった機能の向上に努めます。



悪質業者対策など必要な情報提供をします



お茶をしながら自由に会話を楽しみます

### (3) 福祉問題調査活動（福祉マップづくり等）

福祉の課題は、普段何気なく生活しているとなかなか目につかないものです。しかし、少し立場や視点を変えてみると、いろいろなことに気がきます。

また、一部の役員（区長、分館長、民生委員・児童委員、福祉委員など）だけが地域の福祉活動に取り組んでも、なかなか地域全体が良くならなかつたり、役員の福祉の知識は向上しても、地域全体の福祉力（課題の把握能力、解決能力）が高まるまでに至りません。

そこで社会福祉協議会では、なるべく多くの住民の皆さんに、「福祉課題とは、自分たちの地域や生活のなかにある課題である」ということを実感していただくため、また、身近な課題がどうしたら改善されていくかを考えて、実践活動に移していただくための基礎的な取り組みとして、行政区単位を基本に福祉問題調査活動（福祉マップづくり）を推進します。

また、地域の「気になる人（支援を必要と考えられる人）」とその人への住民の関わりをマップ（地図）に落とし込み、区の役員（区長、分館長、民生委員・児童委員、福祉委員など）が支え合い活動の実施状況を把握、共有して、課題解決に向けて話し合う「支え合いマップづくり」を推進します。

これら福祉マップ等の作成により、地域内の要支援者等の把握を行い、地域の見守り体制、災害時の支援の整備につなげます。なお、福祉マップ等の取り扱いについては、個人情報管理を徹底します。

#### 福祉マップ作成の取り組み手順

##### ■ステップ1 福祉問題調査員を選定する

区長、分館長、民生委員・児童委員、福祉委員、老人会、女性部、子ども会、障がいのある人、ボランティアなどいろいろな立場の人に参加を呼びかけ、地域の多くの方々に出していただくと、よりよい調査ができます。

##### ■ステップ2 日程を調整して調査する

日程を合わせて、区民みんなで見て回れば、住民の交流機会となります。

調査の際には、チェック表と地図を持って問題点を記入しながら回ります。カメラで問題場所の写真を撮って記録します。

##### <地域の福祉問題チェック表>

1. ごみなどが捨てられていて、残念だなと思う所
2. 花などがきれいに咲いていて、きれいだなと思える所
3. 子どもたちが元気に遊べる所
4. 子どもたちが遊んだら危ないと思う所
5. 子どもが飛び出して交通事故の危険性が考えられる所
6. 高齢者が歩いたり車イスでの移動が大変だと思える所
7. 近所の人がちよっと集まって話ができそうな所
8. 夜になると暗くて危ない所
9. いろんな情報をお知らせするのに便利な掲示板
10. 高齢者（80歳以上）の方がおられるお宅
11. 民生委員・児童委員、福祉委員のお宅
12. 防火用水（水利）の場所
13. その他気付いた所



#### (4) 福祉小座談会の開催

「あの人が困っている！（らしい）」という情報は、他人の口からは聞き出しにくいものです。しかし、課題を抱えている本人や家族からの相談を待っていても、なかなか問題が発見されずに手遅れになるケースも考えられます。

そこで、地域の皆様が日頃から感じている「福祉課題」（お困りごと・困っている方）を率直に教えていただき、解決に向けて皆さんと一緒に話し合う機会として福祉小座談会の各行政区での開催をお願いしています。地域の細かな福祉課題について、区の役員（区長、分館長、民生委員・児童委員、福祉委員）からご意見をいただきます。

福祉小座談会でいただいた声は、早急に行政の相談窓口や医療機関、福祉サービスの利用などにつなげます。また、近隣の支援活動で対応できるものについては、福祉会活動や地区自治協議会（福祉部門）の活動などとの連携を図ります。

## 2 地区地域福祉活動に取り組もう

地区自治協議会（福祉部門）における地域福祉活動については、地区自治協議会（福祉部門）連絡会の開催による情報交換を実施するほか、地区担当職員を配置し、福祉委員研修や地区福祉大会等の開催を支援し、地域の実情に合った活動を展開、推進します。



自治協議会（福祉部門）連絡会



地区でのよりあい研修会



地区でのふれあい交流会



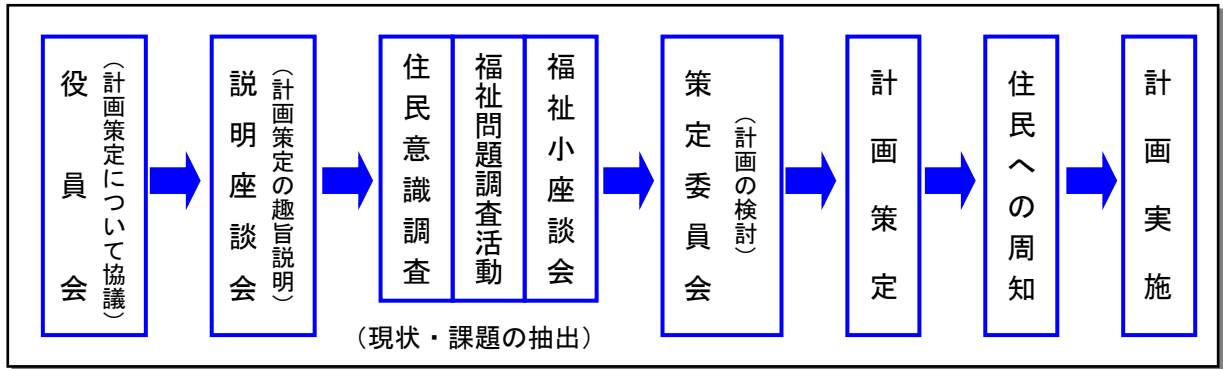
地区での福祉委員研修会

### 3 地区地域福祉活動計画をつくろう

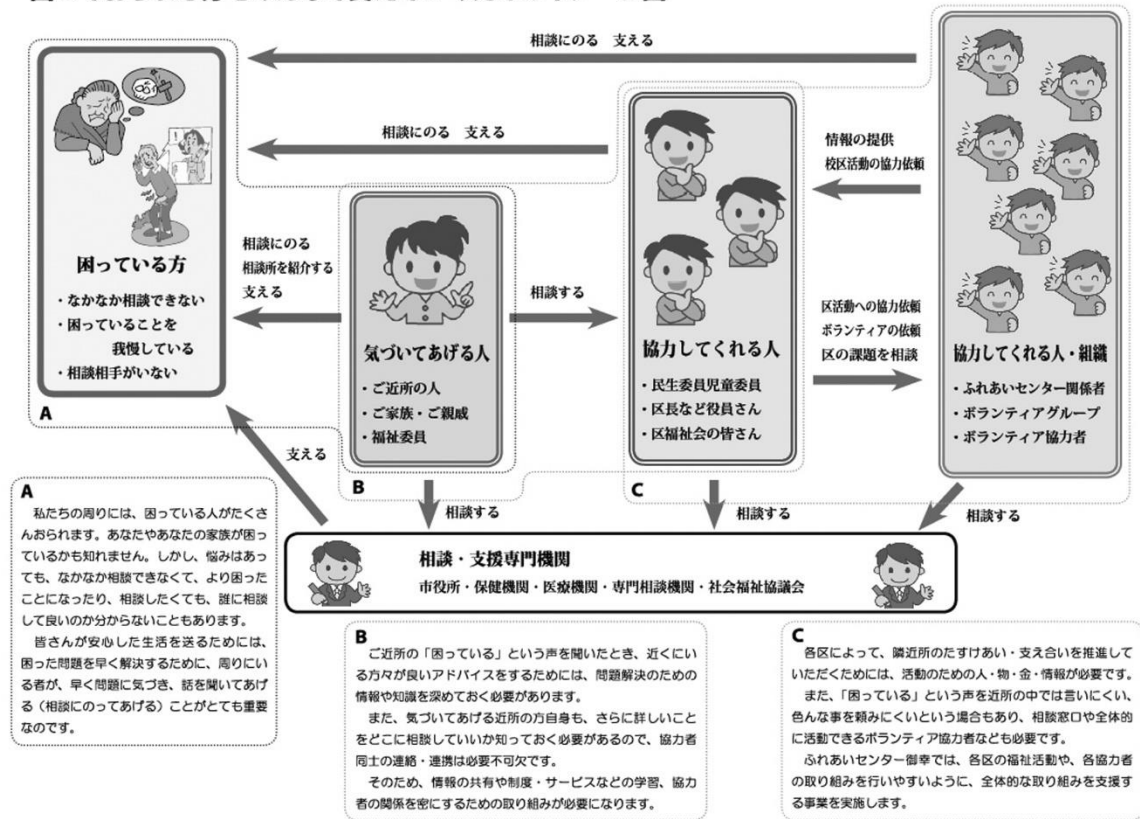
社会福祉協議会では、『第1期うきは市地域福祉計画・地域福祉活動計画』の策定に併せて、地域において、各地区の活動に根ざした、よりきめ細かな活動計画の作成を支援しています。

まず、平成19年度と20年度の2か年間、御幸地区をモデル地区に指定し、『ふれあいセンター御幸活動計画』を策定していただきました。そして、平成23年度には、妹川地区と江南地区において計画の策定が行われました。今後も地区地域福祉活動計画の策定・見直しを支援していきます。

#### 【計画策定の流れ(イメージ)】



#### 困っておられる方をみんなで支えていくためのイメージ図





## 第4節 社会福祉協議会の基盤強化の取り組み

### 1 経営基盤を整えよう

#### (1) 役員・評議員等活動充実と法人の健全経営

No.	事業・活動	内 容	実施年度
1	役員活動の充実	安定した経営をめざし研修会等の実施	継続
2	評議員活動の充実	地域福祉活動、社協活動の充実に向けての研修会等の実施	継続
3	部会・委員会活動の充実	各部会・委員会活動の活性化、研修会の実施	継続
4	第三者委員活動の充実	第三者の公平な立場での苦情解決調整	継続
5	コンプライアンスの徹底	社協運営理念、法令、社協諸規程の遵守	継続
6	税理士との顧問契約	適正な税務会計事務の遂行	継続
7	社会保険労務士との顧問契約	適切な労務管理と労働関係の整備	継続

#### (2) 職員育成と職員体制の充実

No.	事業・活動	内 容	実施年度
1	職員育成研修の充実	職種、職務、経験別育成研修の充実 人権研修の実施 職場外研修受講及び職場内研修の充実	継続
2	職員の福祉資格取得促進	福祉資格取得費助成・支援制度の実施	継続
3	専門職員の配置の充実	地域福祉事業、在宅福祉事業を推進するために専門職員の配置の充実	継続

#### (3) 財政基盤の強化

No.	事業・活動	内 容	実施年度
1	社協会員の拡大	住民会員・賛助会員・団体会員の加入促進	継続
2	赤い羽根共同募金運動の推進	うきは市支会とともに、共同募金運動の趣旨の理解を図り、募金運動を推進する	継続
3	公益事業の充実	剰余金の一部を社会福祉事業に充当する	継続
4	補助金の確保	安定した社協運営のため市からの補助金を確保する	継続
5	寄付金への理解促進	寄付金品の用途への理解を深める	継続
6	基金の積立・運用	福祉サービスを安定・継続的に提供できるよう目的別の基金積立と運用	継続



## 第6章 計画の推進に向けて

## 第6章 計画の推進に向けて

### 第1節 協働による計画の推進

地域福祉活動の主役は地域に生活している住民自身です。住みなれた地域で支え、助け合える地域社会を実現させていくためには、行政や社会福祉協議会の取り組みだけでは不十分であり、地域住民との協働が不可欠となります。

また、地域には多様な福祉ニーズが潜在しており、それらのニーズに対応していくためには、行政と社会福祉協議会や地域住民、また地域のなかで活動するボランティア、NPO、関係機関・団体、福祉サービス事業者・企業が連携して地域福祉を担う仕組みを整えることが必要です。

計画を推進していくにあたっては、地域福祉を担う多様な主体が、それぞれの役割を果たしながら協働のもとに計画を推進していくことが重要となります。

#### 1 住民の役割

住民一人ひとりが福祉に対する意識や認識を高め、地域社会の構成員の一員であることの自覚を持つことが大切です。

一人ひとりが自らの地域を知り、自ら考え、地域で起こっているさまざまな問題を地域のなかで解決していくための方策を話し合い、地域福祉の担い手として、ボランティアなどの社会活動に自ら積極的かつ主体的に参画することに努めます。

#### 2 福祉サービス事業者及びNPO等の役割

福祉サービスの提供者・協力者として、利用者の自立支援、サービスの質の確保・向上、利用者保護、事業内容やサービス内容の情報提供及び周知、他のサービスとの連携に取り組むことが大切です。

今後ますます多様化する福祉ニーズに対応するため、すでに実施している事業のさらなる充実や新たなサービスの創出、住民が福祉へ参加するための支援、福祉のまちづくりへの参画に努めます。

#### 3 企業の役割

企業も地域社会の一構成員として、企業の持つ強みを地域の福祉課題解決に活かすよう、積極的に役割を担い、福祉のまちづくりの推進に努めます。

#### 4 社会福祉協議会の役割

社会福祉協議会は、地域福祉計画の根拠法である社会福祉法において、地域福祉の推進を図る中核として位置付けられ、地域福祉を推進していくことを使命とし、誰もが安心して暮らせる福祉のまちづくりを推進することを目的とした組織です。

そのため、行政と連携しながら本計画の推進役を担うとともに、その推進において住民や各種団体、企業、行政との調整役としての役割を担います。

## 5 行政の役割

行政は、住民の福祉の向上をめざして福祉施策を総合的に推進する責務があります。それを果たすために、社会福祉協議会や地域住民、多様な主体と相互に連携・協力を図るとともに、住民のニーズの把握と地域の特性にあった施策の推進に努めます。

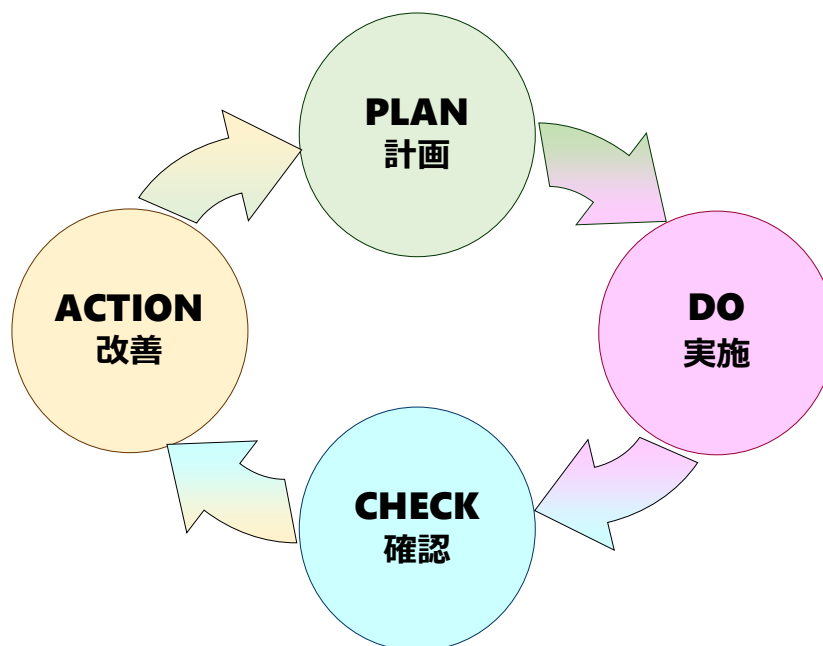
また、地域福祉の推進にあたっては、全庁的な取り組みが必要なことから、関係各課からなる組織を設置し、庁内各課の緊密な連携を図りながら、全庁が一体となって施策の推進を図ります。

### 第2節 計画の評価・見直し

計画に盛り込んだ施策の進捗状況については、PDCAサイクルに基づき、実施状況の点検や評価を行い、必要な場合は、取り組み内容の見直しを行っていきます。

その体制として、住民の代表や企業、各関係機関・団体、保健・医療・福祉施設の代表者などによる地域福祉計画審議会及び地域福祉活動計画策定委員会を必要に応じて開催し、継続的に取り組んでいきます。

また、本計画の実施状況に係る情報を、広く住民に周知していくため、広報紙やホームページ等、さまざまな媒体を活用して、住民が施策や取り組み内容を十分に理解し、地域福祉を推進できるよう、きめ細かな情報提供に努めます。



○「PDCA サイクル」とは、さまざまな分野・領域における品質改善や業務改善などに広く活用されているマネジメント手法で、「PLAN(計画)」「DO(実施)」「CHECK(確認)」「ACTION(改善)」のプロセスを順に実施していくものです。



# 資料編

# うきは市地域福祉計画審議会規則

(平成 17 年 3 月 20 日規則第 44 号)

改正 平成 19 年 5 月 1 日規則第 14 号

(趣旨)

第1条 この規則は、うきは市附属機関に関する条例(平成 17 年うきは市条例第 31 号)第3条の規定に基づき、うきは市地域福祉計画審議会(以下「審議会」という。)の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 審議会は、本市における地域福祉事業の円滑な実施を図ることを目的に、その指針となる地域福祉計画の策定等に関する事項について、市長の諮問に応じ、必要な調査及び審議を行う。

(組織)

第3条 審議会は、20 人以内の委員をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱又は任命する。

- (1) 公募による市民の代表者
- (2) 地域福祉団体の代表者
- (3) 民生委員・児童委員協議会代表者
- (4) 保健医療福祉施設等の代表者
- (5) うきは市社会福祉協議会の代表者
- (6) 福祉・医療・保健分野において専門資格を有する者
- (7) 学識経験を有する者
- (8) 教育、福祉、保健等行政職員

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。

2 委員は、任期中であっても、前条第2項第1号に該当するものを除いて、その本来の職を離れたときは、委員の職を失うものとする。

3 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によってこれを定める。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が必要に応じて招集する。

2 会長は、会議の議長になる。

3 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことはできない。

4 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。



(関係者の出席)

第7条 会長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(会議の公開)

第8条 会議は、原則として公開する。

2 議長は、傍聴人が議事の秩序を乱し、又は会議の妨害となるような行為をしたときは、これを制止し、その指示に従わないときは、これを退場させることができる。

(報酬及び費用弁償)

第9条 委員には、うきは市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(平成17年うきは市条例第46号)の定めるところにより報酬を支給する。

2 委員には、うきは市職員等旅費に関する条例(平成17年うきは市条例第53号)で定めるところにより費用弁償を支給する。

(庶務)

第10条 委員会の庶務は、福祉事務所において処理する。

(その他)

第11条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、審議会が別に定める。

附 則

この規則は、平成17年3月20日から施行する。

附 則(平成19年5月1日規則第14号)

この規則は、公布の日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

# 社会福祉法人うきは市社会福祉協議会地域福祉活動計画策定委員会規程

平成19年7月11日（規程第14号）

改正 平成26年5月23日規程第28号 平成26年8月5日規程第29号

平成29年3月27日規程第9号 平成29年9月20日規程第25号

（趣旨）

第1条 この委員会は、社会福祉法人うきは市社会福祉協議会（以下「本会」という。）定款第34条の規定に基づき設置し、その組織及び運営に関し必要な事項をここに定めるものとする。

（所掌事務）

第2条 委員会は、本会会長の諮問に応じて、次に掲げる事項について必要な調査及び審議を行い、本会会長に答申する。

- (1) うきは市地域福祉活動計画の策定に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、地域福祉を推進するために必要な事項に関すること。

（組織）

第3条 委員会は、必要な関係者をもって構成する。ただし、25名を超えないものとする。

2 委員は、次に掲げる者の内から理事会の同意を得て、会長が委嘱又は任命する。

- (1) 福祉団体の代表者
- (2) 民生委員児童委員協議会代表者
- (3) 地区自治協議会の代表者
- (4) 福祉委員の代表者
- (5) ボランティア代表者
- (6) 保健・医療・福祉施設等の代表者
- (7) 保健・医療・福祉分野において専門資格を有する者
- (8) 学識経験を有する者
- (9) うきは市関係行政職員
- (10) うきは市社会福祉協議会役職員
- (11) その他会長が必要と認めたる者

（委員の任期）

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、任期中であっても、前条第2項に掲げる本来の職を離れたときは、委員の職を失うものとする。

（委員長及び副委員長）

第5条 委員会に委員長及び副委員長各1名を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により選任する。

3 委員長は、会務を統括し、この委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席)

第7条 委員会が必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求めて、説明又は意見を聴くことができる。

(参考人の費用弁償及び旅費)

第8条 前条の規定により出席した参考人には、社会福祉法人うきは市社会福祉協議会役員等報酬及び旅費支給規程(平成17年規程第12号)規定を準用して費用弁償又は旅費を支給することができる。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、総務企画課において処理する。

2 効率的な事務処理を行うため、必要がある場合は、本会会長が別に定めるところによりプロジェクトチーム又は委員会等の組織を設けて処理することができる。

(委任)

第10条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、委員会において協議し、本会会長が定めるものとする。

附 則

1 この規程は、平成19年8月1日から施行する。

2 当初の委員の任期は、第4条第1項の規定にかかわらず、平成20年8月31日までとする。

附 則(平成26年5月23日規程第28号)

この規程は、公布の日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

附 則(平成26年8月5日規程第29号)

この規程は、公布の日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

附 則(平成29年3月27日規程第9号)

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則(平成29年9月20日規程第25号)

この規程は、平成29年10月1日から施行する。

# うきは市地域福祉計画審議会委員名簿

任期:平成28年9月1日～平成30年8月31日

区分		委員数	氏名	
1	公募による市民の代表	2名	—	木村 フジコ
			—	岩瀬 和枝
2	地域福祉団体の代表	2名	老人クラブ連合会長	梶村 福男
			障害者福祉協会会長	諫山 勝
3	民生委員・児童委員協議会代表者	1名	うきは市民生委員・児童委員協議会 会長	永井 ケイ子
4	保健医療福祉施設等の代表者	2名	筑後吉井こころホスピタル 理事長	梅根 眞知子
			特別養護老人ホームえびね荘 施設長	石井 靖治
5	うきは市社会福祉協議会の代表者	2名	事務局長	田村 吉彦
			地域福祉課長	中畠 崇秀
6	福祉・医療・保健分野において専門資格を有する者	1名	北筑後保健福祉環境事務所 社会福祉課長	竹内 久仁広
7	学識経験を有する者	1名	—	諫山 千沙美
8	教育、福祉、保健等行政職員	4名	福祉事務所長	梶原 康宏
			学校教育課長	権藤 精二
			保健課長	原 廣正
			保健師	吉瀬 理代

## うきは市地域福祉活動計画策定委員会委員名簿

区分		委員数	氏名	
1	福祉団体の代表	3名	老人クラブ連合会長	梶村 福男
			障害者福祉協会会長	諫山 勝
			母子寡婦福祉会会長	井上 きく枝
2	民生委員・児童委員協議会 代表者	1名	うきは市民生委員・児童委員協 議会 会長	永井 ケイ子
3	地区自治協議会の代表者	2名	妹川地区自治協議会長	堀江 繁樹
			福富地区自治協議会長	古賀 淳二
4	福祉委員の代表者	2名	福祉委員	今村 初子
			福祉委員	平川 義子
5	ボランティア代表者	1名	ボランティア連絡協議会	川原 佳秀
6	保健医療福祉施設等の 代表者	2名	筑後吉井こころホスピタル 理事長	梅根 眞知子
			特別養護老人ホームえびね荘 施設長	石井 靖治
7	保健・医療・福祉分野に おいて専門資格を有する者	1名	北筑後保健福祉環境事務所 社会福祉課長	竹内 久仁広
8	学識経験を有する者	1名	—	諫山 千沙美
9	うきは市関係行政職員	4名	福祉事務所長	梶原 康宏
			学校教育課長	権藤 精二
			保健課長	原 廣正
			保健師	吉瀬 理代
10	うきは市社会福祉協議会 役職員	2名	事務局長	田村 吉彦
			地域福祉課長	中嶋 崇秀
11	公募による市民の代表	2名	—	木村 フジコ
			—	岩瀬 和枝

任期：平成30年8月31日まで

# 計画策定の経過

## 1 市民意識調査

### (1) 調査の目的

本調査は、「うきは市地域福祉計画・地域福祉活動計画」の策定にあたり、市内にお住まいの方々の福祉観、地域活動への参加状況などの実態を把握するとともに、住民の方々のご意見やご提言を広くお聞きし、同計画に反映していくことを目的に実施しました。

### (2) 調査実施期間

平成 29 年 9 月 23 日～10 月 10 日

### (3) 調査対象者

うきは市在住の満 15 歳以上 2,000 名を無作為抽出

### (4) 調査方法

郵送による配布・回収

### (5) 回収状況

調査票の配布数並びに回収状況等は以下のとおりです。

調査対象者数	回収数	回収率
2,000	815	40.8%

## 2 地区座談会

### (1) 目的

地区座談会は、「うきは市地域福祉計画・地域福祉活動計画」の見直しにあたり、市内にお住まいの方々に現計画の取り組みについて評価していただくとともに、評価の理由や改善策等についても広くお聞きし、同計画に反映していくことを目的に実施しました。

### (2) 実施方法

市内のすべての小学校区を基本として、計 11 地区において 1 回ずつ開催しました。評価表を使ったグループワークを中心に、自由な雰囲気での意見交換ができる方法をとっています。

各地区での座談会の開催内容は、以下の通りです。

- ①座談会の趣旨、内容の説明
- ②評価表への記入
- ③グループワークの準備（自己紹介・発表者の選出）
- ④評価の低かったものについて、その理由や改善策等をグループ内で意見交換
- ⑤意見交換した内容について各グループから発表

#### <開催状況>

No.	地区	開催日	参加者数
1	大石	平成 29 年 9 月 25 日	48 人
2	田籠	平成 29 年 9 月 26 日	8 人
3	吉井	平成 29 年 9 月 28 日	33 人
4	小塩	平成 29 年 10 月 4 日	26 人
5	御幸	平成 29 年 10 月 5 日	43 人
6	江南	平成 29 年 10 月 10 日	45 人
7	新川	平成 29 年 10 月 12 日	13 人
8	千年	平成 29 年 10 月 23 日	51 人
9	福富	平成 29 年 10 月 24 日	35 人
10	山春	平成 29 年 10 月 30 日	64 人
11	妹川	平成 29 年 11 月 10 日	27 人
合計			393 人

### 3 団体ヒアリング調査

#### (1) 目的

本調査は、「うきは市地域福祉計画・地域福祉活動計画」策定に係る基礎調査として、福祉に関する団体の地域福祉に関する実態や要望、意見等を把握することを目的に実施しました。

#### (2) 調査内容

##### ① 団体の概要

##### ② 団体の活動

○活動を行う上で困ること

○活動における問題解決のために必要だと感じること

##### ③ 地域での活動について

○安心して暮らし続けられる地域社会を築いていくために必要なこと

○団体活動に関して、市役所や社会福祉協議会に望むこと

○地域での問題や課題、それに対する可能な取り組み

○災害時避難に関して実施しているまたは必要と思われる支援

○今後、地域での活動が活発になるために必要だと思うこと

○うきは市地域福祉計画に対する要望

○地域の福祉環境をよくするためのご意見等

#### (3) ご回答いただいた団体

○うきは市障害者福祉協会

○うきは市母子寡婦福祉会

○うきは市老人クラブ連合会

○うきはブロック介護事業連絡会

○うきは市ボランティア連絡協議会

○うきは市社会福祉法人連絡協議会

○在宅介護者の会「コスモスの会」

**全7団体**



地区座談会（福富地区）



## 4 審議会・策定委員会

開催日	会議	協議内容
平成 29 年 12 月 6 日	第 1 回 審議会・策定委員会	○計画の策定主旨、策定体制について ○住民意識調査の報告 ○地区座談会の実施結果の報告
平成 30 年 1 月 25 日	第 2 回 審議会・策定委員会	○団体ヒアリングの結果報告 ○計画(案)の説明
2 月 8 日	第 3 回 審議会・策定委員会	○修正事項確認



地域福祉計画審議会・地域福祉活動計画策定委員会



地区座談会（山春地区）



地区座談会（千年地区）



地区座談会（妹川地区）

## 用語解説

### 【あ行】

#### ●居場所支援

うきは市子どもの未来応援地域ネットワーク形成支援事業では、貧困の世代間連鎖に対する解決策や予防的支援として、小学生を対象に、気軽に行くことができる居場所の確保をするとともに、生活習慣や社会性の構築など、生きる力の形成へ向けた取り組みをより若い年代から継続的に行っている。

#### ●うきは絆プロジェクト

青少年健全育成活動として、少年補導員連絡会、うきは警察署、社会福祉協議会、ボランティアセンター等と協働して取り組んでいる事業。「きずな農園」では、農作物を作り、収穫した野菜を使って、地域の方々とふれあいを深められるような活動を行っている。

#### ●うきは市障害者地域資源ガイド

うきは市社会福祉協議会障がい者（児）福祉部会が発行しているもので、障害者福祉サービスの利用方法、サービス内容、市内の事業所紹介、市内の当事者団体・ボランティア団体、市内と近隣市町村の事業所一覧などを掲載している。

#### ●うきはブロック介護サービス事業連絡会

市内の介護サービス事業所が集まり組織化している連絡会。サービス事業所間の情報交換、研修会等を行い、事業者間の連携と資質の向上に努めている。

#### ●運転ボランティア

高齢や障がいなどにより公共の交通機関を利用することが困難な方に対し、通院や買い物等への移動支援を行う。

#### ●NPO

社会的な活動を行う民間組織で、利潤目的ではなく社会的な目的を持つ組織のこと。

#### ●NPO法人

特定非営利活動法人の略で、法人格を得た利益の再配分を行わない、非営利での社会貢献活動や慈善活動を行う住民組織・団体の総称である。

### 【か行】

#### ●介護保険制度

高齢化、要介護高齢者の増加、介護家族の負担増大、福祉サービスの不足、社会的入院・老人医療費の膨張などを背景に、介護の社会化を目的として平成12年から開始された社会保険方式による強制加入の制度。保険者は市町村であり、65歳以上の人を第1号被保険者、40歳以上65歳未満の医療保険加入者を第2号被保険者という。

## ●学習支援

将来的な自立に向けた学習プログラムをもとに、幼いうちからサポートを行い、利用している小学生が様々な悩みや課題を抱えている際には、個別相談を行い、関係各所へと調整を図り、解決へと結びつけるもの。またその家族も同様に個別相談を行っている。また、学習支援は、年齢の近い社会人・大学生ボランティアが対応し、一人ひとりに寄り添える体制作りを行っている。

## ●家庭児童相談員

児童の養育など家庭内のさまざまな問題についての相談を受け、支援を行う相談員。

児童の家庭での養育や生活上の問題、虐待などの相談、児童福祉施設（母子生活支援施設、助産施設、保育所等）への入所のための相談、ひとり親家庭、寡婦家庭の生活や自立のための相談などを受ける。

## ●協働

住民・行政・企業など複数の主体が、それぞれの特性を認識し尊重し合い、資源を出し合いながら、対等な立場で、地域の課題解決など共通の目的に向け、連携・協力すること。

## ●共同作業所・地域活動支援センター

障がい者等が通所し、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等地域の実情に応じて支援を行う。

## ●緊急通報システム

ひとり暮らし高齢者及び身体障がい者等に対し、緊急通報装置の貸与をすることにより、急病や災害時の緊急時に、迅速かつ適正な対応を図り、その福祉の増進に資することを目的としている。うきは市での対象者は、おおむね65歳以上の単身世帯、高齢者のみの世帯及びこれに準ずる世帯や、ひとり暮らしの身体障がい者等で外出困難な者で、緊急時における連絡手段の確保が困難な方。

## ●グループホーム（共同生活援助）

就労している、もしくは就労継続支援等の日中活動を利用している知的障がい・精神障がいのある人で、日常生活上の援助を必要とする人を対象に、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行うサービス。

## ●ケアハウス

自宅での生活が困難になった、60歳以上の高齢者（夫婦の場合はどちらかが60歳以上）が入居する軽費老人ホームの1つ。訪問介護等の介護保険サービスを利用しながら自立した生活が確保できるよう、高齢者の居住性とケアに配慮した介護利用型の施設。

## ●血液製剤

血液製剤とは、人の血液又はこれから得られた物を有効成分とする医薬品のことで、輸血用血液製剤と血しょう分画製剤に分かれる。

### ●高齢者安心カード

うきは市社会福祉協議会では、高齢者の方が外出時に、不慮の事故や災害などにあった場合、身元や連絡先が確認出来るように、携帯していると便利な免許証サイズの「高齢者安心カード」を、希望される方に交付している。カードには、本人の氏名や住所、かかりつけの病院等を記入するようになっていて、もし、外出先で倒れた時など周囲の人が救急車を呼んだり、家族や親戚にいち早くお知らせする場合に必要な緊急連絡先や、かかりつけの病院等の情報を知ることができるもの。

### ●高齢者夫婦世帯

夫 65 歳以上、妻 60 歳以上の夫婦のみの世帯。

### ●子育てガイドブック

うきは市が発行しているもので、妊娠から出産、育児に関する情報をまとめたもの。

### ●孤独死

誰にもみとられずに、死亡すること。特に、ひとり暮らしの高齢者が自室内で死亡し、死後しばらくしてから遺体が発見されるような場合についていう。

### ●子どもの未来応援地域ネットワーク形成支援事業

子ども未来応援コーディネーター設置し、子どもの貧困対策に関する施策を、「相談支援・連携支援」「居場所支援」及び「生活支援」を柱として、総合的に推進していく事業。

### ●子どもの未来応援地域ネットワーク形成支援事業実施計画

子どもの将来がその生まれ育った環境に左右されることなく、また、貧困が世代を超えて連鎖することがなく、すべての子どもたちが「夢と希望」を持って成長していける地域社会の実現に向け、官民が協働し、一丸となって子どもたちの未来に向けた取り組みに関する計画。うきは市の福祉・教育・労働・住宅等の関係部局・支援関係団体が連携し、子ども達それぞれの成長過程に合わせた支援施策を各種の支援施策に横軸を通して、一体的に、切れ目ない支援を行うものとしている。

### ●子ども 110 番の家

子どもが誘拐や暴力、痴漢など何らかの被害に遭った、または遭いそうになったと助けを求めてきたとき、その子どもを保護するとともに、警察、学校、家庭などへ連絡するなどして、地域ぐるみで子どもたちの安全を守っていくボランティア活動。

### ●コミュニティバス

市町村運営有償運送。うきは市では「うきはバス」と呼ばれ、西鉄バスの千足～日田線撤退後の浮羽町域における生活交通を確保するため、道路運送法第78条第2号の規定に基づき、市所有バス（14人乗りマイクロバス）を有償運送し、民間事業者に運行・整備を委託している。山春線、大石線で、1日4便、祝日を含む月曜～金曜日に運行している。運賃は1回200円。

## 【さ行】

### ●災害時の受援計画

大規模災害発生時に、他の地方公共団体や民間団体等からの人的・物的支援を円滑に受け入れることを目的として策定する計画のこと。人的・物的支援の受入手順や役割分担を明確化するなど定めるもの。

### ●災害時避難行動要支援者

高齢者、障がい者、乳幼児等の防災施策において特に配慮を要する方（要配慮者）のうち、災害発生時の避難等に特に支援を要する方を指し、平成 25 年 6 月の災害対策基本法の一部改正により、災害発生時の避難等に特に支援を要する方の名簿（避難行動要支援者名簿）の作成を義務付けること等が規定されている。

### ●災害ボランティアセンター

地震、風水害等による大規模災害が発生し、被災地域においてボランティアによる支援活動が必要とされる際に設置されるボランティアセンターのこと。災害ボランティアの募集、受付、登録、需給調整等を行う。うきは市地域防災計画では、うきは市社会福祉協議会の役割として「災害ボランティアセンター」を設置・運営することが明記されており、うきは市とうきは市社会福祉協議会は、平成 23 年に「うきは市災害ボランティアセンターの設置・運営に関する協定書」を締結している。

### ●自主防災組織

地震等の大規模災害に備え、自治会や町内会単位で、いざというときの役割分担や行動内容の確認、防災訓練の実施などを行う、地域ぐるみでの防災活動にあたる組織。

### ●市民後見人

成年後見制度において、親族や専門職による後見人ではなく、第三者による後見人のこと。成年後見制度の新たな担い手として、今後、判断能力が不十分な方の生活を、身近な立場で支援していくことが期待されている。

### ●社会福祉法

わが国における福祉サービスの基礎をなす法律。社会福祉の目的や理念、原則などを盛り込み、社会福祉事業の範囲や社会福祉協議会、福祉事務所、社会福祉主事、社会福祉法人など、社会福祉の基礎構造に関する規定とともに、市町村地域福祉計画などの策定その他の地域福祉の推進を図るための規定が定められている。

### ●社会福祉法人

社会福祉事業を行うことを目的として、社会福祉法の定めるところにより設立された法人。社会福祉事業の公共性から、その設立・運営に厳格な規定が定められている。なお、社会福祉事業とは、第一種社会福祉事業と第二種社会福祉事業に分けられる。

### ●社会福祉法人連絡協議会

平成 26 年 11 月からうきは市内の社会福祉法人が集まり、組織化している。誰もが住みよい地域づくりのため、さまざまな地域公益活動や社会貢献活動に連携・協働して取り組んでいる。

### ●住民参加型在宅福祉サービス

地域住民の参加、助け合いを基調とした、非営利・会員制・有償で行われるサービスのこと。具体的には、介護や日常生活上の支援を必要とする人に対して、食事のしたくや掃除、洗濯、買い物等のサービスが行われている。運営形態には、①住民相互型、②社協運営型、③生協型、④農協型、⑤行政運営型、⑥施設運営型等がある。

### ●主任児童委員

主任児童委員は子どもの福祉に関して取り組んでおり、民生委員・児童委員のうち、さらに子どもの福祉に関連する仕事や活動の経験者のなかから委嘱される。

### ●障がい児支援施設（放課後等デイサービス）

就学児で生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進に必要な支援を行う。

### ●障害者虐待防止センター

障がい者に対する虐待を防ぐため、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」（障害者虐待防止法）が制定され、平成 24 年 10 月 1 日から、この法律に基づき、新しく全国の市町村に、障がい者に対する虐待の防止や対応の窓口として設置されているもの。

### ●障がい者支援施設（就労移行支援）

就労を希望する 65 歳未満の障がい者であって、一般就労が可能と見込まれるものに、能力向上に必要な訓練及び求職活動の支援等を行う。

### ●障がい者支援施設（就労継続支援 A 型）

一般就労が困難な障がい者を、福祉的就労として雇用契約を結び、必要な知識及び能力の向上のための訓練等の支援を行う。

### ●障がい者支援施設（就労継続支援 B 型）

一般就労に結びつかない者や、一定の年齢に達している者などに、福祉的就労の機会を与え知識及び能力の向上や維持に向けた支援を行う。

### ●障害者総合支援法

障がいのある方もない方も住み慣れた地域で生活するために、日常生活や社会生活の総合的な支援を目的とした法律。正式名称は「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」。

●障害者地域支援センター

うきは市総合福祉センターにおいて障がい者の交流・相談の拠点として、障害者地域支援センター「ほっとスペースうきは」を設置している。

●小規模多機能型居宅介護施設

「通所」を中心として、要介護者の様態や希望等で随時「訪問」「宿泊」を組み合わせるサービスを提供するもの。

●シルバー保安官

うきは市老人クラブ連合会で取り組んでいる、小学校等の子どもたちの下校時の見守り活動。

●身体障害者手帳

身体障がいのある人が身体障害者福祉法に定める障がいに該当すると認められた場合に交付されるもの。身体障害者手帳の等級は重度から1級～6級に区分されているが、さらに障がいにより視覚、聴覚、音声・言語、肢体不自由、内部（呼吸器や心臓、腎臓、膀胱または直腸、小腸、免疫機能）等に分けられる。

●生活困窮者自立支援制度

生活困窮者自立支援法に基づき、働きたくても働けない、住む所がないなど、生活全般にわたるお困りごとの相談窓口を設置し、専門の支援員が一人ひとりの状況に合わせた支援プランを作成し、相談者に寄り添いながら、他の専門機関と連携して、解決に向けた支援を行うもの。自立相談支援事業、家計相談支援事業、就労準備支援事業、子どもの学習支援事業の4事業がある。

●生活支援員

福祉サービス利用援助事業にて、民生委員・児童委員のほか保健福祉に関し相当の知識又は経験のある方から、うきは市社会福祉協議会会長が委嘱する。援助契約、保管契約に基づく援助業務を補助する。

●生活支援専門員

福祉サービス利用援助事業（日常生活自立支援事業）を担当するために配置している専門職。利用者の実態把握、援助計画の作成及び契約の締結にかかる業務、援助計画・保管契約に基づく援助業務を行う。

●精神科デイケア

精神科の治療を受けている人が、地域で生活しながら昼間病院に通い、グループでスポーツや趣味活動、作業活動などを通して、より密度の濃い治療が受けられることを目的とした外来治療の1つ。

### ●精神科デイケア実施病院

精神障がい者の社会生活機能の回復を目的として個々の患者に応じたプログラムに沿って治療するもの。

### ●精神障害者保健福祉手帳

精神障がいのある人の自立と社会参加の促進を図ることを目的とし交付される手帳。障がいの程度により、1級、2級、3級とされている。市町村が窓口であり、2年ごとに精神障がいの状態について都道府県知事の認可を受けなければならない。

### ●成年後見制度

知的障がい、精神障がい、認知症等により、判断能力が不十分な方を保護するための制度。具体的には、判断能力が不十分な人についての契約の締結等を代わりに行う代理人などを選任したり、本人が誤った判断に基づいて契約を締結した場合、それを取り消すことができるようにするなど、これらの人を不利益から守る制度。

### ●総合防災マップ

うきは市総合防災マップは、市民に災害に関する情報を提供し、事前の備えに役立てて頂くことを目的に作成したもので、土砂災害のおそれのある箇所と市内主要河川の筑後川及び巨瀬川が大雨によって、はん濫・決壊した場合に想定される浸水の範囲と深さを示したもの。大雨の規模は筑後川でおおむね150年に1回、巨瀬川は50年に1回程度の確率で起こるものを想定している。

## 【た行】

### ●第三者評価制度

社会福祉法人等の事業者の提供するサービスの質を当事者（事業者・利用者）以外の公正・中立な第三者機関が、専門的かつ客観的な立場から評価する事業。個々の事業者が事業運営における問題点を把握し、サービスの質の向上に結びつけること。さらに、福祉サービス第三者評価を受けた結果が公表されることにより、利用者の適切なサービス選択に資するための情報になることを目的としている。

### ●地域活動支援センター

障害者自立支援法を根拠とする、障がいによって働く事が困難な障がい者の日中の活動をサポートする福祉施設。その目的によってⅠ型、Ⅱ型、Ⅲ型に分かれる。設置は都道府県への届出制となっている。

### ●地域公共交通会議

市内の公共交通について市民と交通事業者がともに協議し合意形成をはかる場。路線、料金、便数など双方の合意に向けての話し合いを行う。



### ●地域子育て支援センター

育児不安についての相談・指導、子育てサークルへの支援、育児通信の発行、園庭の解放、育児講座など、その他地域の実情に応じた事業を行い、地域の子育て家庭に対する支援を行う拠点の一つ。うきは市では、浮羽町域と吉井町域に各1か所設置している。

### ●地域生活課題

福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防（要介護状態若しくは要支援状態となることの予防又は要介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止をいう。）、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題を指す。

### ●地域包括ケアシステム

団塊の世代が75歳以上となる2025年を目途に、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が包括的に確保される体制のこと。

### ●地域包括支援センター

平成17年の介護保険制度改正によって創設されたもので、従来の在宅介護支援センターの機能再編であるといわれる。介護予防ケアマネジメントを保健師、総合相談・支援事業を社会福祉士、包括的・継続的ケアマネジメント事業を主任ケアマネジャーと、3職種が業務分担し、事業を実施する。センターはこの3職種が連携して、所管地域内の居宅介護支援事業所のケアマネジャーを支援し、関係機関のネットワークづくりや住民活動をサポートすることで、地域包括ケアの実現をめざすものである。

### ●地区自治協議会

新しいまちづくりを推進するため、うきは市自治組織条例に基づき、うきは市の11の小学校区（山間部においては地区）を単位に組織された行政区（自治会）の共同体で、市民により運営される総合的なまちづくり組織。平成26年4月よりそれまでの地区公民館活動を継承・発展する形で誕生した。

### ●地区自治協議会（福祉部門）

うきは市では地区自治協議会において、地域住民の福祉増進等を目的とする専門組織として設置されている。自治協議会（福祉部門）では、①地域の福祉課題を把握する活動、②地域福祉活動計画の策定及び見直し、③小地域福祉活動の推進、④福祉委員研修会の共催、⑤住民の福祉意識の向上及び福祉啓発活動、⑥福祉大会の開催、⑦福祉会の組織化と連携、⑧福祉関係機関・団体との連携などの事業を行っている。

### ●庁舎間バス

平成 17 年の合併時には浮羽庁舎に事業課、吉井庁舎にそれ以外の課を設置する分庁方式としていたが、平成 20 年度に分庁方式から本庁方式に改められた。

これに伴い、浮羽庁舎に訪れた市民が、本庁舎(吉井庁舎)に行かなければ用件が済まない場合の利便性維持のために導入したもの。

そのため、運賃は無料としており、自動車学校を起点に 4 つの公共施設「うきは市民センター」「うきはアリーナ (H21.6~追加)」「うきは市役所」「総合福祉センター」を 1 日 6 往復、土日祝日を除く市役所開庁日に運行している。

### ●通所リハビリテーション (デイケア)

要介護者が受けられる介護サービスで、介護老人施設、病院、診療所等に通って、必要なリハビリテーションを受けることができるもの。

### ●デマンドタクシー

うきは市では、平成 26 年の西鉄バス本宮線・笹尾線の路線バス廃止に伴い、小塩線と妹川線の生活交通を確保するため、道路運送法第 4 条の一般乗合有償運送により、民間事業者 (うきは市タクシー協会) に運行委託している。路線は小塩線と、妹川線で、前日までに予約が必要。タクシー会社の車両にて 1 日 7 便、祝日を除く月曜～土曜日まで運行している。運賃は 1 回 200 円。

### ●特定非営利活動促進法 (NPO 法)

特定非営利活動を行う団体に法人格を付与すること等により、ボランティア活動をはじめとする市民の自由な社会貢献活動としての特定非営利活動の健全な発展を促進することを目的として、平成 10 年 12 月に施行。

### ●特別養護老人ホーム(介護老人福祉施設)

介護保険制度に基づく要介護 3 以上をもつ、常時介護が必要な人で、自宅などでは適切な介護ができない人が入所する施設。

## 【な行】

### ●内職シェアステーション

うきは市では、生活困窮者自立支援事業の「就労準備支援事業」として「内職シェアステーション Coccoconne (こここんね)」を開設している。内職シェアステーションは「居場所」の他、「仲間づくりの場所」、「生活リズムづくりの場所」、「働く準備をする場所」として、内職作業等に取り組んでいる。

### ●認知症

個人のそれまでに発達した知能が、脳の後天性障がいにより持続的かつ比較的短期間のうちに低下し、日常生活に支障をきたすようになること。大きく、脳血管性のものとアルツハイマー病に区別される。

## ●ノーマライゼーション

「障がいのある人もない人も、子どもも高齢者も、すべての人が普通（ノーマル）の生活を送ることを当然とし、ともに認め合って普通の生活ができる社会を創造すること、またはその考え方」と一般的に定義されているが、今日では福祉全般の基本的な理念として位置づけられている。

## 【は行】

### ●8050問題（はちまるごうまる）

ひきこもりの長期化などにより、本人と親が高齢化し、支援につながらないまま孤立してしまうこと。高齢化した50代のひきこもりと、支え続ける80代の親を象徴し「8050問題」と言われている。

### ●バリアフリー

障がいのある人が社会生活をしていく上で障壁（バリア）となるものを除去するという意味で、段差などの物理的な障壁の除去をいうことが多いが、より広く障がいのある人の社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的なすべての障壁の除去という意味でも用いられる。

### ●ヒアリング調査

聞き取り（聞き込み）を行って調査すること。直接に意見を聞くなどして調査をまとめること。

### ●一人親世帯

配偶者のいない父若しくは母と未成年の子どもで構成される世帯。

### ●避難経路

災害時に屋内または屋外の避難に際して使用される道筋のこと。

### ●フードバンク事業

食品を取り扱う企業から、製造・流通過程などで出る余剰食品や規格外商品、販売店舗で売れ残った賞味期限・消費期限内の商品など、安全上は問題がなくても廃棄される食品の寄付を受け、無償で必要な人や団体に提供するボランティア活動。

### ●フェイスブック

Facebook（フェイスブック）は、SNS（ソーシャルメディアネットワークサービス）の一種で、インターネットを利用して「社会的な繋がりを構築する」システムのこと。うきは市社会福祉協議会では、フェイスブックページを開設し、地域福祉の情報提供や啓発活動を行っている。

### ●複合化

例えば、高齢の親と無職独身の50代の子どもが同居している世帯（「8050」）、介護と育児に同時に直面する世帯（「ダブルケア」）等、様々な課題が重なりあい、既存の制度では解決が困難な状態を指し、各分野の関係機関の連携が必要となる。

## ●福祉委員

地域のなかで高齢者、障がいのある人、子育て中の親子等で援助を必要とする本人や家族に対して、相談相手となるとともに、民生委員・児童委員と連携を図りながら、福祉のまちづくりを進めていく地域福祉の推進役。閉じこもり防止や介護予防、生きがい健康づくりなどを地域で取り組む「よりあい」の企画・運営を行う役割もある。市町村によっては、福祉協力員、福祉員と呼称するところもある。

## ●福祉会

行政区（含む複数の行政区）を基本として、地域住民が主体となり、地域の福祉課題を把握し、その解決に関係機関等と連携して組織的、計画的、継続的に活動する福祉活動専門組織。福祉会では、区民が安心して生活できるように、みんなで話し合いを重ねながら福祉活動に取り組んでいくことを目的とし、①声かけ訪問安否確認の活動、②よりあい活動、③区内の福祉問題の情報交換活動、④福祉の学習活動、⑤長期入院・入所者への訪問活動などを行っている。

## ●福祉サービス利用援助事業（地域福祉権利擁護事業）

認知症高齢者や知的障がい者、精神障がい者など判断能力が十分でない方を対象に、利用者との契約に基づき、地域で安心して暮らせるように、福祉サービス利用援助を中心として、日常的な金銭管理サービス、重要書類の預かり等の支援を行うもの。社会福祉法第 81 条に規定されている。

## ●不登校・ひきこもり対策相談支援事業

うきは市では、平成 22 年度から実施しており、完全不登校傾向にある子ども達やひきこもり傾向にある若者、また、その家族を対象とした支援として展開をしている。訪問相談（アウトリーチ）を軸に、来所・電話・メール等の相談、フリースペースの運営、当事者の会・家族会の運営補助、就労支援等、本人たちに合わせた支援を実施している。

## ●分館

行政区の公民館

## ●法定雇用率

障がい者が普通に地域で暮らし、地域の一員として共に生活できる「共生社会」実現の理念の下、すべての事業主には、法定雇用率以上の割合で障がい者を雇用する義務がある。平成 30 年 4 月 1 日以降、従業員 45.5 人以上の民間事業主であれば、法定雇用率が 2.2%となる。

## ●防犯青色パトロール

青色回転灯を装備した車両でのパトロール活動のこと。住民の方に安心感を与え、犯罪の抑止効果も期待できる、有効な地域防犯活動。一般の自動車に回転灯を装備することは法令で禁止されているため、一定の要件の下、警察から自主防犯パトロールを適正に行うことができることの証明を受けた団体が、自動車への青色回転灯の装備が認められている。

## ●ボランティア

自由意思に基づく奉仕活動や労働、及びそれに携わる人のこと。ボランティア活動は「自発性・無償性・利他性」を原則としているが、有償ボランティアも受け入れられつつある。さらに、「継続性」といった要件も求められる。

## ●ボランティアコーディネーター

ボランティアを行いたい人とボランティアを受けたい人を調整する人またはその立場を言う。

## 【ま行】

### ●まごころ製品

障がい者の自立を支援するため、障がい者の皆さんが心を込めてつくる製品や提供するサービスを福岡県では「まごころ製品」と名付け、その販売と提供を通じ、障がい者の皆さんの収入向上に取り組んでいるもの。

### ●民生委員・児童委員

民生委員法に基づき、厚生労働大臣が委嘱し、児童福祉法に定める児童委員も兼ねている。職務は、地域住民の生活状態の把握、要援助者の自立への相談援助・助言、社会福祉事業者または社会福祉活動者との密接な連携・活動支援、福祉事務所その他の関係行政機関の業務への協力など。

## 【や行】

### ●ユニバーサルデザイン

障がいのある人を特別に対象とするのではなく、すべての人にとって使いやすいよう製品、環境、情報などをデザインするという考え方。

### ●養護老人ホーム

65歳以上で、環境上の理由及び経済的理由によって、家庭での生活が困難な高齢者が入所するための施設。

### ●よりあい

福祉委員、民生委員・児童委員等、地域住民が主体となって区内の高齢者の「閉じこもり防止」や「生きがい健康づくり」などを目的に行っている活動。

### ●よりあいコーディネーター

よりあいを支援するボランティアで、地域の依頼に応じて、軽運動やレクリエーションの指導、血圧測定などを行っている。

## 【ら行】

### ●療育手帳

児童相談所または知的障害者更生相談所において知的障がいと判定された人に対して交付される手帳。交付により知的障がいのある人に対する一貫した指導、相談を行うとともに各種の援護措置を受けやすくすることを目的としている。障がいの程度は、A判定が重度、B判定が中度・軽度となっている。

### ●老人短期入所施設（短期入所生活介護・短期入所亮要介護）

介護者の疾病やその他の理由により、居住している自宅において介護を受けることが一時的に困難となった高齢者に対して、短期間入所させ、養護することを目的とする施設。

### ●老人デイサービスセンター（通所介護）

高齢者に対して日帰りで入浴、食事の提供、機能訓練、介護方法の指導その他の便宜を提供する施設。

### ●老人保健施設（介護老人保健施設）

入所する要介護者に対し、看護、医学管理の下における機能訓練、その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行うことを目的とする施設で、都道府県知事の許可を受けた施設。

## 【わ行】

### ●我が事・丸ごとの地域づくり推進事業

子供・高齢者・障がい者など全ての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる「地域共生社会」の実現に向け、住民の身近な圏域で、住民が主体的に地域課題を把握して解決を試みる体制づくり及び市町村における育児、介護、障がい、貧困、さらには育児と介護に同時に直面する家庭など、世帯全体の複合化・複雑化した課題を包括的に受け止める総合的な相談支援体制づくりを支援し、推進することを目的とする事業。



**うきは市地域福祉計画・地域福祉活動計画**

～ 声・手・心 つないで人の輪 地域の和 ～

平成 30 年 3 月 発行

**うきは市**

〒839-1393 福岡県うきは市吉井町新治 316  
TEL : 0943-75-4961 FAX : 0943-75-4963  
Eメール : fukushi@city.ukiha.lg.jp  
ホームページ : <http://www.city.ukiha.fukuoka.jp/>

**うきは市社会福祉協議会**

〒839-1321 福岡県うきは市吉井町 347-1  
TEL : 0943-76-3977 FAX : 0943-76-4329  
Eメール : ukiha@ukiha-shakyo.or.jp  
ホームページ : <http://www.ukiha-shakyo.or.jp/>





